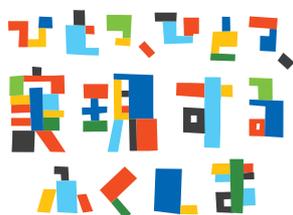


【表紙デザイン、ナビゲートキャラクター制作】
伊藤美穂さん（会津美里町出身）
漫画家、イラストレーター

東京都在住。企業の販売促進ツールや書籍のイラスト制作を本業としつつ、自身のスキルをいかした副業活動に幅広く取り組まれています。福島県の「副業人材マッチングサイト」を介して、県の各種広報媒体（新型コロナウイルス感染症予防啓発チラシ、移住促進ロゴ等）の制作を手掛けるなど、ふくしまの「関係人口」として、様々な形で関わりを深めています。

表紙や本文中のイラスト・漫画は、過疎・中山間地域において、デジタル等の新しい技術を取り入れながら、自分らしく心豊かに暮らす人々の様子をイメージして描いていただきました。「地元の人にも気づいていない、ふるさと福島の生活の魅力や豊かさを伝えたい」という伊藤さんの想いが、可愛らしい作画に込められています。

地域に暮らしているタヌキと地域外から移住したウサギのキャラクターは、本戦略のナビゲーターです。過疎・中山間地域における日常の暮らしをストーリー立てすることで、子どもも大人も楽しく親しみやすい表現としています。



福島県過疎・中山間地域振興戦略

令和3年12月
(令和4年3月改定)

福島県

目次

概要

- 福島県総合計画における過疎・中山間地域振興戦略の位置付けについて……………4
- 福島県過疎・中山間地域振興戦略の全体構成……………6

第1章

第1章 基本的事項

- 1 過疎・中山間地域とは……………9
～新しい時代に見直される価値～
- 2 新たな過疎・中山間地域振興戦略について……………11

第2章

第2章 過疎・中山間地域の現状と課題

- 1 人口と高齢化率の推移……………17
- 2 地域の基盤整備等の推移……………20
- 3 集落の現状と課題（令和元～2年度調査）……………22
- 4 時代潮流と環境の変化……………26
- 5 新しい時代における過疎・中山間地域の優位性（ポテンシャル）……………28
- 6 今後の対策の方向性……………32

第3章

第3章 戦略の目標と目指していく地域の姿

- 1 戦略の目標……………35
- 2 必要とされる考え方……………35
- 3 目指していく新しい過疎・中山間地域での暮らし……………37
～「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」

第4章

第4章 戦略の取組の柱

- 1 施策推進の柱……………49
- 2 推進のための基軸・手法……………51

第5章

第5章 施策の方向性

- 1 施策の全体構成……………57
- 2 SDGsの実現……………60
- 3 施策の方向性……………62

1 人と地域	62
(1) 地域の活力づくり	63
(2) 人の流れづくり	66
2 しごと(雇用・経済)	70
(1) 農林水産業の振興	71
(2) 地域資源をいかした産業の振興	74
(3) 働く場の確保	76
3 暮らし(生活環境)	78
(1) 地域医療・地域包括ケアシステムの充実	79
(2) 子育て・教育環境の充実	82
(3) 生活環境の維持・向上	84
(4) 里山の保全と自然との共生	87

第 6 章

第6章 戦略の推進のために

1 戦略の進行管理	91
2 戦略の指標	91
3 県の推進体制	93

活動事例集

活動事例集	97
-------	----

参考資料

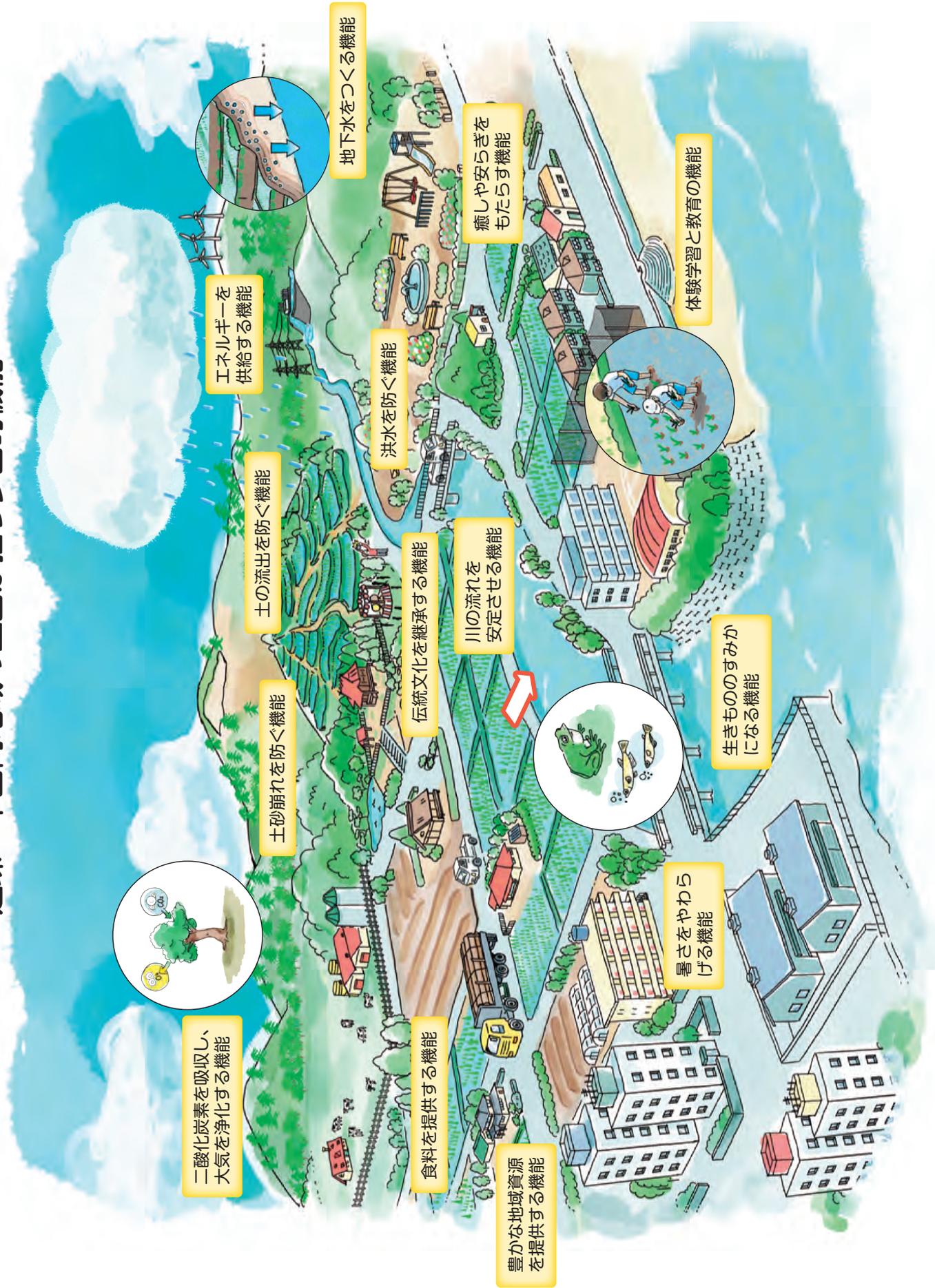
参考資料

1 これまでの取組の成果と集落の実態	111
2 福島県過疎・中山間地域振興条例	119
3 福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の 地域を定める規則	123
4 過疎・中山間地域の指定状況	124

- 県の地域づくりの窓口

概 要

過疎・中山間地域の里山が担う多面的機能



福島県総合計画における過疎・中山間地域振興戦略の位置付けについて

総合計画の基本的事項

- ①総合計画は、県のあらゆる政策分野を網羅し、県づくりの指針や施策を示す県の最上位計画
- ②計画期間は、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間
- ③本計画の実行計画として、「ふくしま創生総合戦略」と「第2期福島県復興計画」を復興・再生、地方創生を推進する両輪として位置付ける など

みんなで創り上げるふくしまの将来の姿

福島県を取り巻く現状と課題

- ①復興・再生の現状と課題 ②地方創生の現状と課題
- ③横断的に対応すべき課題(自然災害、新型コロナウイルス感染症、地球温暖化対策など)

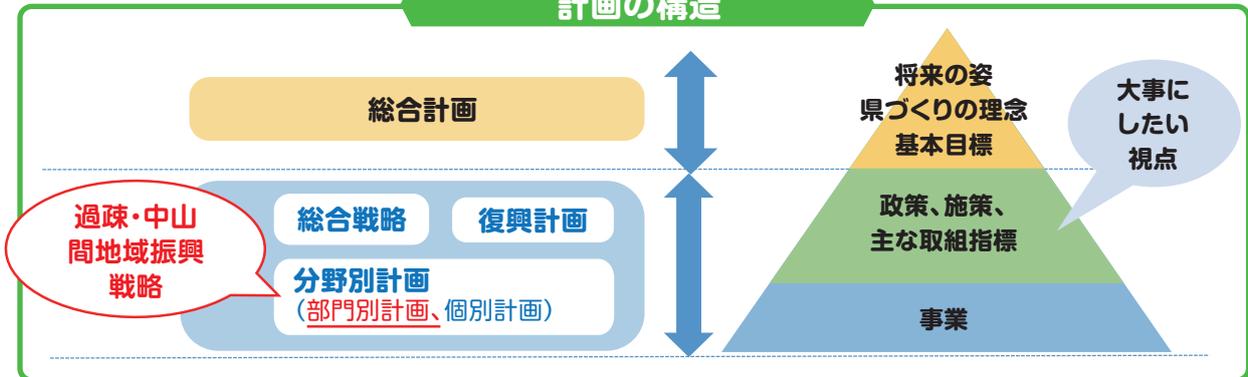
県づくりの理念

- 多様性に寛容で差別のない共に助け合う地域社会(県)づくり
- 変化や危機にしなやかで強靱な地域社会(県)づくり
- 魅力を見いだし育み伸ばす地域社会(県)づくり

基本目標

やさしさ、すこやかさ、おいしさあふれる
ふくしまを共に創り、つなぐ

計画の構造



みんなで創り上げるふくしまの将来の姿

「誰もが活躍できる」
「ひとりぼっちにしない」
「人とのつながり・支え合い」
などの

“人を大切にする”
=「ひと」

「医療・福祉が充実」
「災害や犯罪が少ない」
「子どもが育てやすい」
「自然豊か」などの

“安心・快適に暮らせる”
=「暮らし」

「産業や観光が盛んである」
「雇用の受け皿がある」
「一次産業の活性化」
などの

“働きたい場所(仕事)がある”
=「しごと」

“「ひと」「暮らし」「しごと」が調和しながらシンカ(深化、進化、新化)する豊かな社会”を目指します。



具体的な将来の姿について、

- ・普遍的な課題に照らして県づくりの方向性を示すため
- ・福島に心を寄せる人々との連携・協働を深めるため



世界の共通言語である
SDGsの視点で描く

<大事にしたい視点>

誇り

連携・共創

挑戦

ご縁

信頼

自然災害・新型コロナウイルス・地球温暖化・デジタル変革などへの対応

ひと分野

- ① 全国に誇れる健康長寿県へ
- ② 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
- ③ 「福島ならではの」教育の充実
- ④ 誰もがいきいきと暮らせる県づくり
- ⑤ 福島への新しい人の流れづくり

暮らし分野

- ① 東日本大震災・原子力災害からの復興・再生
- ② 災害に強く治安が確保されている安全・安心な県づくり
- ③ 安心の医療、介護・福祉提供体制の整備
- ④ 環境と調和・共生する県づくり
- ⑤ **過疎・中山間地域の持続的な発展**
- ⑥ ふれあいと親しみのある魅力あふれる県づくり

しごと分野

- ① 地域産業の持続的発展
- ② 福島イノベーション・コースト構想の推進
- ③ もうかる農林水産業の実現
- ④ 再生可能エネルギー先駆けの地の実現
- ⑤ 魅力を最大限いかした観光・交流の促進
- ⑥ 福島の産業を支える人材の確保・育成
- ⑦ 地域を結ぶ社会基盤の整備促進

暮らし分野



- ① 貧困 ② 飢餓 ③ 保健 ④ 教育 ⑤ ジェンダー ⑥ 水・衛生 ⑦ エネルギー
- ⑧ 経済成長と雇用 ⑨ インフラ、産業化、イノベーション ⑩ 不平等
- ⑪ 持続可能な都市 ⑫ 持続可能な消費と生産、⑬ 気候変動 ⑭ 海洋資源 ⑮ 陸上資源
- ⑯ 平和 ⑰ パートナーシップ

将来の姿		主な課題
全体像	SDGsの視点	
人口減少にあっても地域資源を活用した取組により過疎・中山間地域も持続的に発展している	⑪ 過疎・中山間地域においても、医療や生活交通などの生活基盤が安定的に確保されている	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎化の進行により、日常生活に必要なサービスの維持が困難になるおそれ ・過疎・中山間地域においても働く場と収入を確保する必要 ・集落を活性化する取組やリーダーとなる人材の確保・育成

政策 - 施策

基本指標 (成果指標)

過疎・中山間地域の持続的な発展	● 自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたいと回答した県民の割合 (意識調査)
① 過疎・中山間地域のひとの確保と地域力の育成	● 地域おこし協力隊定着率 など
② 過疎・中山間地域のしごとの確保	● 過疎・中山間地域における観光入込数 など
③ 過疎・中山間地域の暮らしの基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ● すれ違い困難箇所の解消率 (日常的に通行に使用する21箇所) ● 基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成数 など

福島県過疎・中山間地域振興戦略の全体構成

基本的事項【第1章】

- ①「過疎・中山間地域振興戦略」は、県の最上位計画である総合計画のもとで、過疎・中山間地域の持続的な発展を図っていくための方針等を示す部門別計画です。
- ②計画期間は、令和4(2022)年度から、令和12(2030)年度までの9年間です。

戦略の目標、目指す姿、施策の方向性【第2～6章】

過疎・中山間地域の現状と課題【第2章】

- ①人口と高齢化率の推移 ②集落の現状と課題 ③時代潮流と環境の変化
- ④新しい時代の優位性・ポテンシャル ⑤今後の対策の方向性

戦略の目標と目指していく地域の姿【第3章】

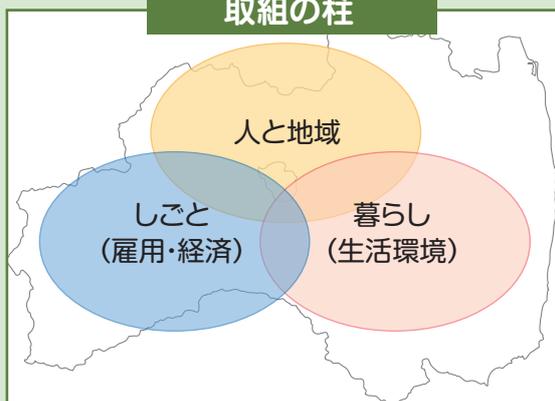
戦略の目標

持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現
～ 誇れる里・山(さと・やま)を連携・共創により未来へつなぐ～

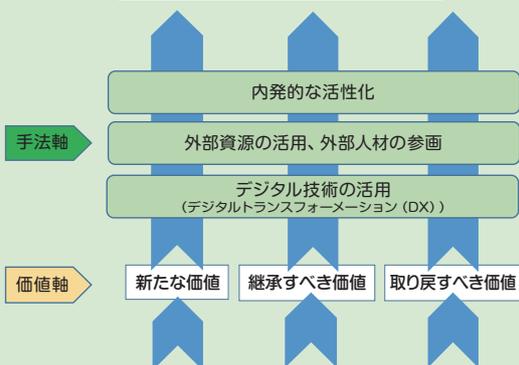
- ①必要とされる考え方 ②目指していく新しい過疎・中山間地域での暮らし
～「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」

戦略の取組の柱【第4章】

取組の柱



戦略の基軸、手法



施策の方向性【第5章】

- ①人と地域(集落の活力づくり、人の流れづくりなど)
- ②しごと(産業の振興と働く場の確保など)
- ③暮らし(県土の保全と安全な暮らしの確保など)

戦略の推進のために【第6章】

- ①戦略の進行管理
- ②戦略の指標
- ③県の推進体制

第 1 章

基本的事項

第1章 基本的事項

1 過疎・中山間地域とは～新しい時代に見直される価値～

過疎・中山間地域は、米や野菜、果物等の農産物、山菜・きのこ等の林産物や畜産物など、豊かな自然環境からの恵みを享受できる大切な食料の供給地です。また、大部分を占める森林や里山は、私たちが生きる上で欠かせない「水」の源であり、豊富な水力や風力・地熱等を利用し、エネルギーを安定的に供給する機能も担っています。

さらに、近年、地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化していますが、森林、里山や水田は、水源のかん養や土壌の保全など、自然災害を抑制する機能を有しています。集落に隣接する里山は、人と自然が長い年月にわたり共生しながら循環と再生が繰り返し行われ、植物や野生鳥獣などの多様な生物を育み、地域の生態系を保全しています。

このほかにも、美しい緑に包まれた良好な景観や地域固有の伝統・生活文化などの多面的な機能を有しており、これらの多彩な役割や機能は、私たちの生活に豊かさと潤いを与えるかけがえのない財産です。

一方で、過疎・中山間地域においては、都市部と比較して人口減少や少子高齢化の進行が著しく、厳しい社会経済情勢が継続しています。例えば、買い物が不便であること、空き家が増加していること、農地や森林等の適正な管理が困難となり遊休農地等が増加していること、生活交通の維持が困難であること、医療、介護・福祉等の提供体制や子育て・教育環境など、様々な地域の課題が顕在化しています。

これまでは地域の住民が自治会等の活動へ参加することで、地域・集落の生活基盤を維持してきましたが、人口減少と高齢化の進行により、これらの「地域の担い手」が更に不足していくことが危惧されています。生まれ育った身近な地域での暮らしに価値を置く若者など次世代の人材の育成を図り、現に地域を支えている方々と共に、新しい時代の考え方を取り入れながら内発的に活性化していくことが必要とされています。

また、近年、都市部の若い世代を中心に地方回帰の高まりが見られ、さらには、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により、テレワークなどの柔軟な働き方が普及したこともあり、都市部の過度な集中によるリスクを避け、ゆとりと安らぎのある生活が過ごせる過疎・中山間地域の価値が改めて評価されており、都市から地方へと「新しい人の流れ」が生まれています。

2020年代の新しい時代の感覚や価値観の変化を追い風として、地域内の次世代の人材の活躍、移住者や多様な形で地域と関わる人たちなどの外部の力、また、生活に溶け込んだICTなどの新しい技術を活用し、地域の誰もが心豊かに住み続けることができるよう、住民の皆さんを始め、県や市町村、各関係主体の連携・共創により、地域の維持・活性化に取り組んでいくことが求められています。

◆ 「過疎地域」と「中山間地域」について

「**過疎地域**」とは、人口の著しい減少などに伴って地域社会の活力が低下し、生産機能や生活環境の整備などが他の地域に比べて不利とされる地域で、法律の規定に基づき、人口の減少率や自治体の財政力を基に、原則として市町村単位で指定されます。

「**中山間地域**」とは、平地の周辺部から山間地にかけての地域で、地形などの特徴から農業の生産条件等が不利とされ、関係法令及び県条例等により規定された地域です。

福島県では、条例に基づき、両地域を「**過疎・中山間地域**」として位置付けています。

◆福島県の過疎・中山間地域について

福島県の「過疎・中山間地域」は、山間部が多い県土の特性から、県内の52市町村が該当し、うち37市町村において全域が対象となっています。

「過疎・中山間地域」は、福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号)により、次の地域が該当します。

- (1) 山村振興法(昭和40年法律第64号)第2条に規定する山村
- (2) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域
- (3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する過疎地域(同法第3条、同法第41条から第43条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域



2 新たな過疎・中山間地域振興戦略について

(1) 戦略策定の趣旨

県では、過疎・中山間地域の振興を図るため、平成16(2004)年11月に「福島県過疎・中山間地域振興戦略」(以下「前戦略」という。)を策定し、各種の取組を実施してきましたが、以降も人口減少と少子高齢化が一層進行したこと、加えて、東日本大震災及び原子力災害や新潟・福島豪雨災害など、過疎・中山間地域を取り巻く周辺環境の大きな変化を踏まえ、これまで2回の改定(※)を行ってきました。

(※第1回:平成22(2010)年3月、第2回:平成25(2013)年3月)

国においては、過疎地域の自立促進を目的とした「過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)」が令和3(2021)年3月に法律の期限を迎え、新たに同年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号。以下「新過疎法」という。)」が施行されました。

新過疎法の施行を受け、福島県議会は「福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号)」の改正に向け、各党派議員の参画による条例見直し検討会を設置しました。検討会による議論が進み、令和3(2021)年9月定例会において議員提案により改正条例案が上程、本会議において議決され、新過疎法の理念が反映された改正過疎条例が同年10月に公布・施行となりました。

また、県においては、県の最上位計画である「福島県総合計画(計画期間:令和4(2022)年度～12(2030)年度)」が県議会の議決を受け、令和3(2021)年10月に新たに策定されたことから、今後の過疎・中山間地域の振興施策の方向性を改めて見直し、新たな「過疎・中山間地域振興戦略」を策定することとしました。

(2) 戦略の位置付け

本戦略は、これまでの取組や社会環境の変化、現在の過疎・中山間地域の状況を踏まえ、新過疎法、同法に基づく県過疎地域持続的発展方針、県過疎・中山間地域振興条例との整合を図り、県の最上位計画である県総合計画の理念や方向性を念頭に、本県の過疎・中山間地域が持続的に発展していくための基本的な考え方や方針を示すものです。

(3) 戦略の計画期間

県総合計画の計画期間に合わせ、令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間とします。



福島県過疎・中山間地域振興条例見直し検討会



福島県総合計画(令和3年10月策定)

新たな過疎・中山間地域振興戦略 (R4～R12) の策定経緯

■人口減少と少子高齢化が依然として継続している状況

- ・平成22年国勢調査人口を100とした人口推移
→令和2年国勢調査人口:県全体90.3%(△9.7%)、過疎・中山間37市町村77.3%(△22.7%)
- ・平成22年国勢調査による高齢化率(県全体25.0%、過疎中山間37市町村29.7%)
→令和2年国勢調査:県全体31.7%(+6.7%)、過疎中山間37市町村37.4%(+7.7%)

■新たな時代潮流と社会環境の変化

- ・「SDGs」の理念の広がり
～持続可能性、多様性、包摂性の考え方が過疎・中山間地域に調和
- ・新しい人の流れ、人と地域のつながり
～地方回帰の機運の高まり、
新型コロナウイルス感染症の拡大を機とした柔軟な働き方の普及、
「関係人口」の考え方とその普遍化、各種取組の進展など
- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展
～距離的な制約や人材の不足など過疎・中山間地域の条件不利性の改善への期待
- ・頻発化・激甚化する自然災害への対応 など

■旧「福島県過疎・中山間地域振興戦略」の計画期間の終了

(計画期間:平成16(2004)年11月～令和3(2021)年3月)

※平成22(2010)年3月及び平成25(2013)年3月に一部改定

■過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法。令和3年法律第19号)、法に基づく県過疎地域持続的発展方針の策定

■「福島県過疎・中山間地域振興条例(平成17年福島県条例第68号)」の改正・施行(令和3年10月福島県条例第84号)

※新過疎法の新しい理念を条例に反映させるため、議員提案により改正

■「福島県総合計画」の策定(令和3年10月)

(計画期間:令和4(2022)年度～令和12(2030)年度)

※過疎・中山間地域振興戦略は、総合計画の「部門別計画」の位置付け

「新たな過疎・中山間地域振興戦略」は、これまでの取組や社会環境の変化、現在の過疎・中山間地域の状況を踏まえ、

- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、県過疎地域持続的発展方針、福島県過疎・中山間地域振興条例との整合を図り、
- ・福島県総合計画の理念や方向性を念頭に、

福島県の過疎・中山間地域が持続的に発展していくための基本的な考え方や方針を示すものとして策定。

・ 計画期間:令和4(2022)年度から令和12(2030)年度までの9年間

(※県総合計画の期間と同じ)

福島県過疎・中山間地域振興戦略の策定について

本戦略の策定に当たり、今後の過疎・中山間地域の振興に係る基本的な考え方や方向性を検討するため、福島県過疎・中山間地域振興有識者懇談会を設置し、有識者等の皆様から御意見や御助言を頂きました。

また、県民意見公募により、県民の皆様から御意見を頂きました。

■福島県過疎・中山間地域振興有識者会議の開催

(1) 第1回（オンライン開催）

開催日：令和3年2月16日（火）

内 容：福島県過疎・中山間地域振興戦略の基本的な考え方（案）について

(2) 第2回（オンライン開催）

開催日：令和3年8月6日（金）

内 容：福島県過疎・中山間地域振興戦略（中間整理素案）について

(3) 第3回（書面開催）

開催日：令和3年11月26日（金）

内 容：福島県過疎・中山間地域振興戦略（中間整理案）について

《委員名簿》

座 長	岩 崎 由美子	国立大学法人福島大学行政政策学類教授
委 員	穴 澤 竜 一	磐梯町総務課長
	佐 藤 康 博	石川町企画商工課長
	下 條 由美子	一般社団法人nenrin.
	関 奈央子	ななくさ農園、英会話塾経営
	藤 井 靖 史	西会津町最高デジタル責任者
	山 際 博 美	株式会社山際食彩工房代表取締役
	村 上 早紀子	国立大学法人福島大学経済経営学類准教授

（名簿順位は五十音順による）

期 間 令和3年2月16日から令和3年12月31日まで

■県民意見公募（パブリックコメント）

期 間 令和3年11月5日（金）から令和3年12月4日（土）まで

応募資格 県内に住所を有する個人及び団体並びに県内に通勤・通学している個人

提出方法 郵便、ファクス、電子メール、持参による

閲覧場所 県ホームページ、企画調整部地域振興課、県政情報センター（県庁西庁舎1階）、
県政情報コーナー（県北を除く各地方振興局）

第 2 章

過疎・中山間地域の現状と課題

第2章 過疎・中山間地域の現状と課題

1 人口と高齢化率の推移

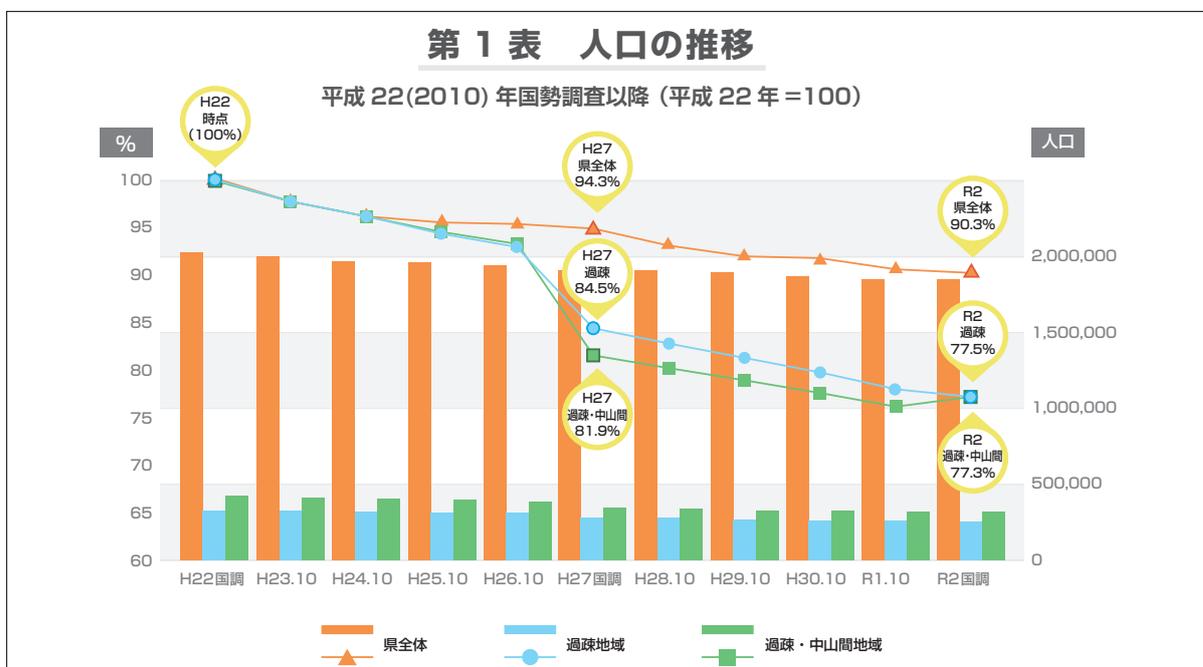
これまでは人口流出による著しい人口減少と少子高齢化によって、地域の活力が失われること自体が過疎・中山間地域の問題と捉えられてきました。このため、産業や経済振興対策に重点を置くとともに、美しい自然環境や新鮮な農産物、伝統文化などの地域資源をいかし、地域それぞれの個性を発揮できる施策を講じてきた結果、道路網や通信環境などのインフラ整備による生活基盤の向上や観光振興等による交流人口の増加など、一定の成果を上げてきました。

しかし、多くの地域において少子高齢化・人口減少の進行に歯止めがかかっておらず、地域を支える人材の更なる流出が進めば地域コミュニティの衰退を招き、集落の維持が困難となることが懸念されます。

(1) 人口の推移

福島県の人口は、平成22(2010)年は約203万人でしたが、平成23(2011)年より200万人を割り込み、その後も減少傾向で推移しており、令和2(2020)年では約183万人と、10年間でおよそ20万人が減少しています。

平成22(2010)年国勢調査の人口を100とした場合、令和2(2020)年との比較では、県全体の比率は90.3%となりますが、これに対して過疎・中山間地域は77.3%と、13ポイントの差が生じており、県全体に比べてより速いスピードで人口減少が進行しています。



第1-1表 人口の推移

(単位：人)

	H22国調	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27国調	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10	R2国調
県全体	2,029,064	1,988,995	1,962,333	1,947,580	1,936,630	1,914,039	1,900,253	1,881,382	1,862,705	1,844,173	1,833,152
過疎地域	328,342	321,929	316,678	311,119	306,210	277,561	272,575	267,669	262,401	256,950	254,332
過疎・中山間地域	413,845	405,146	398,995	392,798	387,130	338,982	332,534	327,198	321,394	315,660	319,832

第1-2表 人口増減率の推移

(単位：%)

	H22国調	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27国調	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10	R2国調
県全体	100	98.0	96.7	96.0	95.4	94.3	93.7	92.7	91.8	90.9	90.3
過疎地域	100	98.0	96.4	94.8	93.3	84.5	83.0	81.5	79.9	78.3	77.5
過疎・中山間地域	100	97.9	96.4	94.9	93.5	81.9	80.4	79.1	77.7	76.3	77.3

【第1表の内容(凡例等)】

- 第1-1表は、平成22年国勢調査人口から令和2年までの国勢調査人口または推計人口における推移を表にしたもの。
- 第1-2表は、平成22年国勢調査人口を100とし、令和2年までの国勢調査人口または推計人口における人口減少率の推移を表にしたもの。
- 「過疎地域」の数値は、新過疎法に基づき、全域が過疎地域に指定された30市町村(令和4年4月1日現在)の値である。(一部過疎となる白河市、須賀川市、二本松市、伊達市を除く。)

【新過疎法により過疎地域に指定された30市町村(市町村の区域全域が指定。令和4年4月1日現在)】

喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、小野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村

※市町村の区域のうち一部の地域が過疎地域に指定された4市(一部過疎)

白河市(旧表郷村、旧大信村)、須賀川市(旧長沼町、旧岩瀬村)、二本松市(旧岩代町、旧東和町)、伊達市(旧梁川町、旧霊山町、旧月舘町)

- 「過疎・中山間地域」の数値は、福島県過疎・中山間地域振興条例の対象地域のうち全域が対象となる37市町村の値である。

【県条例により過疎・中山間地域の対象となる37市町村(市町村の区域全域が対象。令和4年4月1日現在)】

喜多方市、田村市、国見町、川俣町、天栄村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、平田村、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村

※市町村の区域のうち一部の地域が県条例の対象地域となる15市町村

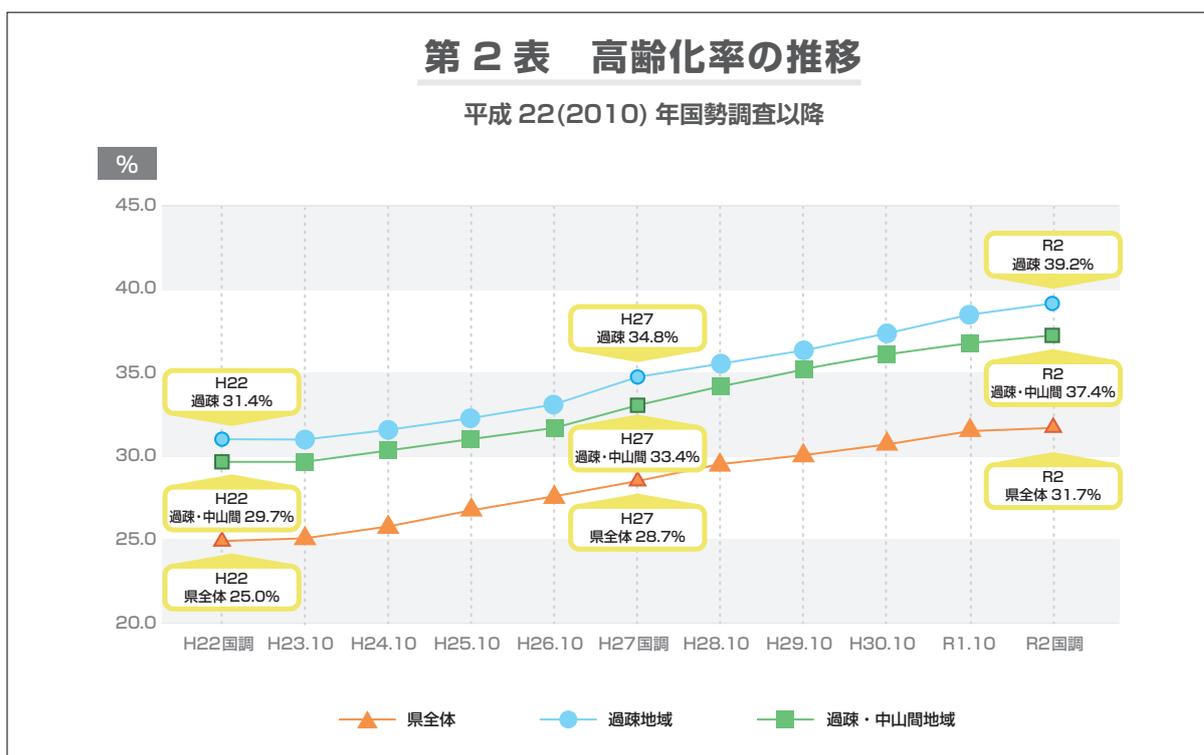
福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、南相馬市、伊達市、桑折町、大玉村、浅川町、大熊町、双葉町

- 原子力災害により避難指示区域とされた市町村の人口推移(動態)については、平成27(2015)年国勢調査から本表の数値に反映している。

(2) 高齢化率の推移

令和2(2020)年国勢調査からは、65歳以上の高齢者の割合(高齢化率)は、県全体の比率31.7%に対して、過疎・中山間地域では37.4%と5.7ポイント上回っています。さらに過疎地域においては39.2%と、県全体と比較して7.5ポイント上回っており、高齢者比率が高い地域であることがわかります。

また、平成22(2010)年から令和2(2020)年国勢調査までの高齢化率の推移をみると、県全体で6.7ポイントの上昇、過疎・中山間地域が7.7ポイントの上昇、過疎地域が7.8ポイントの上昇と、過疎・中山間地域では県全体に比べてやや高めに推移している傾向にあります。



第2表 高齢化率の推移

(単位：%)

	H22国調	H23.10	H24.10	H25.10	H26.10	H27国調	H28.10	H29.10	H30.10	R1.10	R2国調
県全体	25.0	25.2	26.0	26.9	27.7	28.7	29.5	30.3	31.0	31.6	31.7
過疎地域	31.4	31.3	31.9	32.7	33.7	34.8	35.7	36.6	37.5	38.4	39.2
過疎・中山間地域	29.7	29.6	30.3	31.1	32.1	33.4	34.4	35.2	36.0	36.9	37.4

【第2表の内容(凡例等)】

- 第2表は、平成22年国勢調査人口から令和2年までの国勢調査人口または推計人口における高齢化率(65歳以上人口/全人口)の推移を表にしたもの。
- 「過疎地域(30市町村)」及び「過疎・中山間地域(37市町村)」の市町村区分は、第1表と同じ。

2 地域の基盤整備等の推移

【ポイント】

- 工場立地状況は、平成24年度以降は概ね堅調に推移しています。このうち、過疎・中山間地域の割合は県全体の3割弱です。
- 観光入込客数は、東日本大震災以降、概ね順調に回復してきました。このうち、過疎・中山間地域の割合は県全体の約4割です。
- 市町村道は、一定の整備が進み、県全体と同等の水準となっています。国道・県道は、道路改良率が県全体の数値を下回っています。
- 携帯電話世帯カバー率は、県全体と同水準まで拡大しています。
- 上下水道の整備は、水道未普及市町村が解消されるなど改善されているものの、地形的条件等により水道布設が困難な地域があるため低水準となっています。

◎工場立地状況

(単位：件・人)

区分\暦年		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
過疎・中山間地域	立地件数	16	19	35	29	25	35	13	22	20	21	16
	雇用人数	307	447	603	724	652	597	255	545	390	688	571
県全体	立地件数	42	52	102	102	70	80	47	75	76	76	55
	雇用人数	1,323	1,595	2,244	2,564	2,213	1,810	1,166	1,837	1,477	2,020	1,118

◎観光入込客数

(単位：千人)

区分\暦年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
過疎・中山間地域	24,852	16,613	18,941	19,625	19,435	20,870	20,918	21,479	21,480	22,056	15,068
県全体	57,179	35,211	44,459	48,315	46,893	50,313	52,764	54,494	56,336	56,344	36,191

◎市町村道の整備状況(令和2年4月1日時点)

(単位：%)

区分	道路改良率			道路舗装率		
	合計	幹線	その他	合計	幹線	その他
過疎・中山間地域	58.2	86	50.2	69.1	93.6	62.1
県全体	58.9	87.3	52.3	69.4	93.7	63.9

◎国道・県道の整備状況(令和2年4月1日時点)

(単位：%)

区分	道路改良率				道路舗装率
	合計	国道	主要地方道	県道	合計
過疎・中山間地域	76.7	87.1	83.2	61.1	96.9
県全体	78.9	88.1	85.1	67.6	96.9

◎携帯電話世帯カバー率 (単位：%)

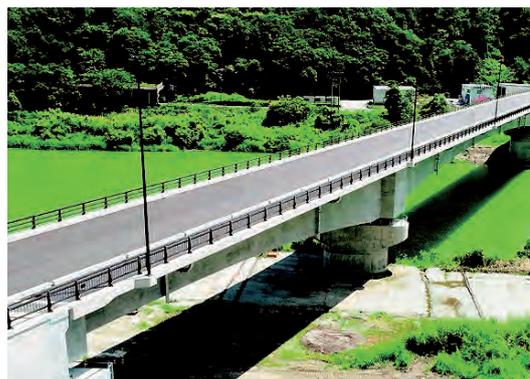
区分	世帯カバー率	
	H22	R2
過疎・中山間地域	97.57	99.77
県全体	99.6	99.95

◎水道・汚水処理施設等の状況(令和2年3月31日時点) (単位：%)

区分	水道普及率	汚水処理人口普及率
過疎・中山間地域	87.8	73.4
県全体	94.6	83.7



地域資源をいかした観光誘客



広域ネットワーク道路 国道252号(金山町)



3 集落の現状と課題(令和元～2年度調査)

平成16(2004)年に策定した前戦略では、「地域力の育成」「働く場と収入の確保」「生活基盤づくり」を柱に据え、各種施策に取り組んできました。(平成25(2013)年3月の改定では、東日本大震災や新潟・福島豪雨災害からの「復興・再生」の視点も加えています。)

これまで前戦略に基づき、過疎・中山間地域の振興・活性化や環境整備の取組を実施してきましたが、この間も人口減少と少子高齢化は更に進行し、地域を取り巻く環境・社会情勢も大きく変化しています。

令和元(2019)年に国と県は「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査(被災地域等の一部地域を除く)」を実施しました。その調査結果を基に、県は令和2(2020)年に市町村アンケートや個別集落への聞き取り等の追加調査を行い、集落の現況と課題を把握しました。調査結果の概要(ポイント)は次のとおりです。

<調査方法>

○「市町村アンケート」は、国(総務省・国土交通省の合同実施)の「令和元(2019)年過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」と、令和2(2020)年度に福島県追加調査として、過疎・中山間地域を有する市町村を対象として実施したものです。

※調査基準日は「平成31(2019)年4月1日」です。

※この調査では、「集落」の定義を「一定の土地に数戸以上の社会的なまとまりが形成された住民生活の基本的な生活単位」としています。

○「集落への聞き取り調査」は、市町村の協力により、一定の集落を抽出し、行政区長等に聞き取りを行ったものです。

(1) 集落の現状

【ポイント】

■ 4年前の調査と比較すると、集落の数はほぼ横ばいですが、全体的に集落の高齢化が進んでいる状況が分かります。

■ 方部別で見ると、会津地方において、特に集落の高齢化が顕著にあらわれています。

■ 集落機能全体の維持状況をみると、良好に維持されている集落が多数であるものの、1割程度の集落で機能の低下がみられます。なお、方部別にみると、浜通り地方において、「機能低下」の回答の割合が高くなっています。

◎過疎・中山間地域における集落の数と高齢化の状況

方部	R元年			【参考】H27年			備考
	集落数	うち65歳以上が50%以上の集落	(%)	集落数	うち65歳以上が50%以上の集落	(%)	
中通り	1,143	58	5.1	1,110	25	2.3	R元年調査では、一部自治体における「対象地域変更による増」を含む
会津	1,133	280	24.7	1,136	169	14.9	
浜通り	227	6	2.6	229	5	2.2	
合計	2,503	344	13.7	2,475	199	8	

※該当市町村へのアンケートにより、「過疎・中山間地域振興条例」の対象地域について調査。

※浜通りの楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村は未実施。

◎過疎・中山間地域における集落の機能維持の状況

方部	調査年	良好	機能低下	機能維持困難	不明	計	備考
中通り	R元年	1,006	87	26	24	1,143	R元年調査では、一部自治体における「対象地域変更による増」を含む
	H27年	(988)	(67)	(26)	(29)	(1,110)	
会津	R元年	1,001	108	24	0	1,133	
	H27年	(1,014)	(100)	(22)	0	(1,136)	
浜通り	R元年	152	46	1	28	227	
	H27年	(181)	(19)	(2)	(27)	(229)	
計	R元年	2,159	241	51	52	2,503	
	H27年	(2,183)	(186)	(50)	(56)	(2,475)	

(2) 地域の主な声 (行政区長等)

【ポイント】

- 集落への聞き取りからは、町内会の活動が住民の状況確認などに役立っていることや移住者や地域外の若者とのつながりが地域を元気にする一助となっていることが伺えます。
- 一方で、「空き家の増加」や「商店の閉鎖」、「生活の足の確保」など、人口減少・高齢化の進行による課題も顕在化しています。

◎その他ヒアリングによる地域の主な声

地域の主な声 (市町村から紹介いただいた集落に対してヒアリングを実施)
・ 町内会の班長が広報誌などを各戸配布しており、併せて住民の安否や体調確認を行っている。
・ 震災後の視察がきっかけで、地区外のグループが地域イベントに参加したり、農作業体験を通じた交流がある。
・ 神社の修理を移住者の子どもが大学の友人と手伝ってくれた。その学生たちが大人になって、子どもを連れて今も集落に遊びに来る。
・ 空き家が増えているが、管理する人がいなくて倒壊や防犯などの面で危険を感じる。
・ この10年くらいで近くの商店が少なくなった。移動スーパーが来ているが、もっと山間部では移動スーパーも来なくなって大変。
・ 移動の手段は基本的に自家用車。運転できない人は乗合タクシーなどを使っている。



(3) 多くの集落で生じている課題の状況

【ポイント】

■ 生活に身近な課題ほど顕在化しており、特に「暮らし」や「安全・安心」に関する課題は高い問題意識が見られます。

(例) 空き家の増加、住宅の荒廃、鳥獣被害の発生、商店、スーパー等の閉鎖など

■ 過疎・中山間地域の特長を齎かず課題も多く見られます。

(例) 「豊かな自然」→ ・耕作放棄地の増大、森林の荒廃など

「伝統文化」→ ・伝統的祭事の衰退など

「つながり」→ ・集落としての一体感や連帯意識の低下

・住民による地域づくり活動の停滞、減少など

分野	具体的な課題	計			
		多くの集落で発生		特に深刻な問題	
		回答団体	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)
生活基盤	1.集会所・公民館等の維持が困難	13	29.5	3	6.8
	2.道路・農道・橋梁の維持が困難	14	31.8	7	15.9
	3.小学校等の維持が困難	15	34.1	4	9.1
	4.上下水道等の維持が困難	8	18.2	1	2.3
	5.住宅の荒廃(老朽家屋の増加)	29	65.9	1	2.3
産業基盤	6.共同利用機械・施設等の維持が困難	11.4	0	0	0
	7.用排水路・ため池等の荒廃	9	20.5	0	0
	8.耕作放棄地の増大	37	84.1	16	36.4
	9.不在村者有林の増大	18	40.9	1	2.3
	10.働き口の減少	18	40.9	5	11.4
自然環境	11.森林の荒廃	25	56.8	2	4.5
	12.河川・地下水等の流量変化の拡大	5	11.4	0	0
	13.河川・湖沼・地下水等の水質汚濁	2	4.5	0	0
	14.里地里山など管理された自然地域における生態系の変化	12	27.3	0	0
災害	15.土砂災害の発生	10	22.7	1	2.3
	16.洪水の発生	7	15.9	0	0
	17.獣害・病中害の発生	38	86.4	19	43.2
地域文化	18.神社・仏閣等の荒廃	7	15.9	0	0
	19.伝統的祭事の衰退	24	54.5	1	2.3
	20.地域の伝統的生活文化の衰退	20	45.5	1	2.3
	21.伝統芸能の衰退	15	34.1	1	2.3
景観	22.棚田や段々畑等の農山村景観の荒廃	9	20.5	0	0
	23.茅葺集落や生垣等の集落景観の荒廃	1	2.3	0	0
	24.(市街地内の)低未利用地の増加	11	25.0	0	0
	25.ごみの不法投棄の増加	9	20.5	2	4.5
	住民生活	26.空き巣被害等の犯罪の増加	5	11.4	0
27.冠婚葬祭等の日常生活扶助機能の低下		10	22.7	0	0
28.災害時における相互扶助機能の低下		11	25.0	0	0
29.低未利用施設周辺の環境悪化		3	6.8	0	0
30.空き家の増加		39	88.6	25	56.8
31.公共交通の利便性低下		21	47.7	4	9.1
32.商店・スーパー等の閉鎖		27	61.4	2	4.5
33.医療提供体制の弱体化		15	34.1	5	11.4
集落機能・交流	34.集落としての一体感や連帯意識の低下	22	50.0	2	4.5
	35.広報・連絡や寄合の回数の減少	11	25.0	0	0
	36.運動会や収穫祭など集落・地区で行ってきた行事の減少	20	45.5	1	2.3
	37.連合自治会など複数集落による活動の減少	7	15.9	0	0
	38.住民による地域づくり活動の停滞・減少	22	50.0	4	9.1
	39.地域外の人との交流活動やイベント等の減少	12	27.3	0	0
	40.地域外からの訪問者の減少	10	22.7	0	0

《コラム・ギャラリー 1》

福島県「大学生と集落の協働による地域活性化事業」 「あなたが描く理想の里山」イラスト・写真について

福島県では、平成21（2009）年度から、県内外の大学生が過疎・中山間地域の集落を訪問し、住民の皆さんとの交流を深めながら、地域の課題解決や活性化に取り組む「大学生と集落の協働による地域活性化事業」を実施しています。令和3（2021）年度まで、県内外の78の大学生グループが県内の集落を訪問し、地域活性化の取組を行いました。

令和3年度の事業実施においては、「あなたが描く理想の里山」をテーマとして、参加した大学生グループにイラストや写真の制作に取り組んでいただきました。

本戦略のコラム（ギャラリー）として、大学生の皆さんが工夫を凝らして熱心に制作した魅力ある作品の一部を紹介します。



芝浦工業大学 SDGs アクター学生連絡会

〔活動集落〕 田村市船引町美山地区

【作品に込められた思い】

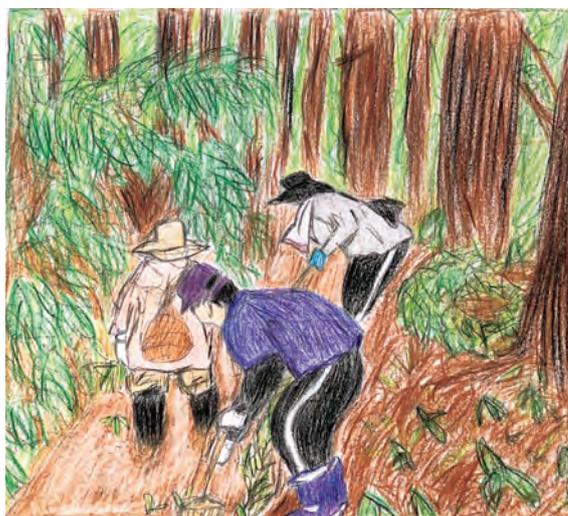
「未来に残したい美山の風景」第一位に私たちが選んだのは、美山小学校の下の道路からみた風景です。遠くに見える山並みや野草といった自然の中に、水田や道路といった人の営みがしっかり見られるとてもきれいな風景です。人の手がちょうどよく入っていて、人間と自然がお互いを利用し合って持続可能な循環が生まれているため、私たちはこの風景を高く評価しました。私たちにとって心が癒やされる未来に残したい貴重な風景です。いつも通っている見慣れた風景も、都会に住む私たちにとってはとても素晴らしい風景ですので、大切にしていきたいと思えます。

福大岩崎ゼミ中町会

〔活動集落〕 西会津町奥川地区中町集落

【作品に込められた思い】

西会津町奥川地区中町集落で行われている人足の様子を描きました。人足は農道や水路などの維持管理のための共同作業で、里山の自然を守る集落文化の1つになっています。奥川地区中町集落では、過疎化・高齢化が急速に進む中でも人足の担い手を確保できるよう、人足体験ツアーも行われており、大学生といった若い人と地域住民との交流も生まれています。高齢者が多い地区であり、里山を維持することが大変な現状の中で、人足体験ツアーを通してボランティアを受け入れ、集落に住む住民だけでなく、世代・年齢を問わず、地域外の人でも里山の豊かな自然や集落文化に触れる機会を提供しています。里山の自然を維持し、集落の文化を残せるよう、人と自然が互いに共存できるような関係性が構築できているのが理想の里山ではないかと思い、この作品を作成いたしました。



4 時代潮流と環境の変化

○人口減少・少子高齢化の進行

国内では平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに全国的に人口減少の局面となりましたが、福島県においては、その10年前に当たる平成10(1998)年の約213万8千人をピークとして、以降は出生数の減少(少子化)や進学・就職等に伴う若い世代の県外転出などの構造的な要因により人口減少が続いています。

令和2(2020)年10月国勢調査では、福島県人口は約183万3千人となり、ピーク時と比較すると、約30万5千人(約14.2%)が減少しています。

○東日本大震災からの復興・再生

平成23(2011)年3月に発災した東日本大震災・原発事故から10年が経過しましたが、被災地域においては、河川・海岸施設などのインフラの復旧が概ね完了し、帰還困難区域を除くと、面的除染の完了による生活環境の回復が図られ、避難指示の解除が進みました。

避難指示が解除された地域においては、新たな生活拠点の整備や商業機能が再開されるなど、着実に復興が進んでいますが、今後もそれぞれの被災自治体の状況に応じて住民の帰還を支援しながら環境整備を進め、また、移住・定住の促進、交流・関係人口の拡大などの新たな活力を呼び込むための取組も進めていく必要があります。

○頻発化・激甚化する自然災害

近年、地球温暖化の影響等が原因と考えられる大規模な自然災害が頻繁に発生しています。福島県においても、平成23(2011)年7月の新潟・福島豪雨では、会津地方を中心に甚大な被害が発生しJR只見線が不通となるほか、令和元(2019)年の東日本台風では、県内の広範囲にわたり大規模な住家等の浸水被害が発生するなど、気候変動の影響により、私たちの日常生活を脅かす災害リスクが増大しています。

○再生可能エネルギーの推進、脱炭素社会への取組

地球規模での温暖化が顕在化しており、国においては2050年までに温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが表明されました。福島県においても、これまでに2040年頃を目途に県内エネルギー需要量の100%以上に相当するエネルギーを太陽光、風力、地熱、バイオマスなど再生可能エネルギーで充当する取組を進めており、また、令和3(2021)年2月に「福島県2050年カーボンニュートラル」を宣言し、全県的な機運を醸成しながら、オールふくしまで地球温暖化対策の取組を進めています。

これまでの化石燃料の利用から再生可能エネルギーの活用へとエネルギー構造が転換し、世界規模で脱炭素社会(カーボンニュートラル)に向けた取組が進展しており大きな変革期にあります。

○新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2(2020)年から世界規模で流行している新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活や行動を大きく変えました。

「新しい生活様式」による感染対策が日常的となり、家庭での生活や職場における働き方が大きく変化しました。人流が抑制、制限されたことにより、地域の経済活動において大きな影響が出ており、過疎・中山間地域においても、交流人口の減少等により地域の活力

の維持に影響が生じています。

また、過疎・中山間地域においては、医療資源が限られていることから、住民が安全・安心に医療を受けることができる環境を確保することが更に重要となっています。

○働き方改革・就労環境の変化、地域貢献意識の高まり

平成31(2019)年4月に、働き方改革関連法が施行され、長時間勤務の削減や柔軟な就労形態への転換を図るなどの「働き方改革」の取組が進んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、密を避けた働き方、職場環境のあり方を見直す大きな契機となり、在宅勤務やテレワーク、ワーケーションなどの柔軟かつ多様な働き方が急速に普及しました。こうした働き方が普遍化したことを背景に、都市部の住民や若い世代の意識変革が進み、地方回帰や移住への関心の高まりが見られています。

また、地域貢献の意識が高まり、従来のボランティア・NPO活動等の社会貢献活動を始め、企業(人)の社会貢献としてのプロボノ活動※、さらには、都市部の専門性の高い能力を有する人材が地方において、その専門的な知識や技術を地域の課題解決や活性化のためにいかしていく地域貢献型の複業(副業)が活性化しています。

※ビジネスパーソンや専門職が自分の知識やスキルをいかして行う社会貢献活動。企業活動の一環として社員に推進する企業や事業者が多い。自己の専門スキルの提供という点でボランティアとは異なる考え方。

○デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展

ICT(通信技術を活用したコミュニケーション。Information and Communication Technology)等の新たな技術の深化・普及により、従来のアナログを中心とした社会形態から、デジタル社会への大きなパラダイムシフトが起こっています。

国においては、「デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)」を制定するなどデジタル化の動きを加速させ、クラウドサービスや人工知能・AI(Artificial Intelligence)、様々なモノがインターネットに接続され、相互に制御する仕組みであるIoT(Internet of Things)などの革新的な技術を様々な分野に展開し、これまでにないビジネスモデルや新しいサービスなどを通じて、人々の生活をより良い方向に進化させるデジタルトランスフォーメーション(DX)が進んでいます。

こうしたデジタル技術の進展は、自然環境や地理的条件からの距離的な制約、また、人口減少・高齢化の進行による人材の不足など、過疎・中山間地域の条件不利性の改善に資することが期待されています。

○SDGsの進展

平成27(2015)年に国連総会で採択された、経済・社会・環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の取組が世界各国で始まっています。「人の尊重」「環境との共生」など、普遍的な価値観に基づくSDGsの理念は、集落機能の維持を始め、持続的な発展を目指していく過疎・中山間地域の方向性と調和する考え方と言えます。

本戦略においては、こうした時代の潮流や社会変革に的確に対応するとともに、持続可能な発展といったSDGsの理念を意識しながら、過疎・中山間地域の様々な課題の解決、地域の暮らしの向上や維持活性化に向けた取組を進めていきます。

5 新しい時代における過疎・中山間地域の優位性（ポテンシャル）

これまで過疎・中山間地域においては、人口減少に伴う厳しい局面が続いてきましたが、SDGsの理念など持続的な社会の形成に向けた意識の高まりや、地方においてもデジタルトランスフォーメーション(DX)が進展したことに伴い、人々の意識や価値観が多様化しています。

近年、そのような意識の変化の中で、過疎・中山間地域が自然災害や様々な社会課題に対して、柔軟に対応できるポテンシャルを有していることが注目されています。

また、テレワーク環境が普及したことにより、「転職なき移住」という考え方が生まれ、都市部に比べて通勤に要する時間が短縮でき、日常の生活空間に近い環境で働くことができること、また、豊かな自然環境に囲まれながらも、デジタル技術の活用により、都市部と遜色なくグローバルにアクセスできることなど、日常の暮らしやすさの面から、地方での生活にメリットを感じる人たちが増加しています。

特に、若い世代の働き方やライフスタイルに対する意識は大きく変化し、「自己実現のフィールド」として地方での生活を志向する機運の高まりや、また、進学や就職を機に都市部へと転出した若者や女性のU・Iターンの動きなども見られています。

こうした若い世代の人たちが、様々な交流の機会等を通じて地域との関わりを持ち、あるいは、二地域居住から移住・定住へとステップを踏み、地域の担い手として参画していく「新しい人の流れ」が生まれ、将来に希望が持てる明るい兆しとして、地域の活性化にプラスとなることが大いに期待されています。

頻発化・激甚化する自然災害への対応

自然災害が頻発化・激甚化していますが、空間密度の高い都市部においては、高層の建物が多く、交通機関や電気・通信などのライフラインが直接的に被害を受ける可能性が高いこと、また、安全な避難先や移動手段の確保が困難となること、物流の停止により食料品や生活物資の確保が困難となること等が懸念されています。

福島県においても、平成23(2011)年に発生した東日本大震災と新潟・福島豪雨、令和元(2019)年の東日本台風等の激甚災害では甚大な被害が発生しており、地震や豪雨等による山地・崖地の崩落や土石流の発生、河川の氾濫などの災害リスクは否定できませんが、一般的に、森林に囲まれ農地が多い過疎・中山間地域においては、水資源の貯留機能が高く、洪水の防止や土砂崩壊の未然防止につながることで、下流域への土壌流出の防止機能があること、また、雨水を水田に貯留する機能等により河川流況の安定に資することなど、周辺の自然環境が減災効果を発揮する多面的機能を有しています。

また、都市部に比べて、勤務地と住居が近接しており安否の確認や初動態勢がとりやすいこと、空間的な余裕があり物資の備蓄に有利であること、生産地に近く食料品等の確保の見通しが立ちやすいこと、自治会(自主防災組織)等の地域防災活動により避難時の助け合い(共助)など、災害発生時における安全・安心な対応が期待できます。

地球温暖化対策、豊富な再生可能エネルギー資源

過疎・中山間地域は様々な多面的機能がありますが、中でも森林は二酸化炭素の吸収を始め、大気の浄化機能を担っており、地球温暖化対策として地球環境の保全・安定に大いに寄与しています。

また、恵まれた自然環境から得られる、水力・風力・地熱などのエネルギー資源を豊富に有し、景観や環境へ配慮する必要があるかもしれませんが太陽光発電にも適しています。このほかにも森林資源だけではなく、家畜ふん尿や食品残渣を用いたメタン発酵、もみ殻や稲わらのような農作物残渣など、農山漁村に存在するバイオマス資源等も有しています。

今後は、過疎・中山間地域が有している資源をいかした再生可能エネルギーの導入が更に進展し、地域内で発電した再生可能エネルギーを地域内で面的に自家消費する分散型の電力システムへ移行していくことが見込まれています。これらの地域循環型の電力システムの構築によるスマートコミュニティの形成が進み、生活圈やコミュニティレベルで脱炭素社会を実現することが期待できます。

新型コロナウイルス感染症への対応

新型感染症の拡大に伴い、多くの人々が密集、密着、密閉の「三密」を避けるとともに、「新しい生活様式」に沿って日常の生活を過ごしています。

人口が密集している都市部等では潜在的な感染リスクを内包している一方で、過疎・中山間地域は、人口密度が低く空間的に余裕があるため、密を回避したゆとりある生活を過ごすことができます。

特に、都市部の若い世代においては、ライフスタイルの意識の変化から、過度な集中を避けて、ゆとりある地方での暮らしを志向する傾向が見られており、自然が豊かで周囲の人々と緩やかな関係を築ける過疎・中山間地域の生活環境は移住先としての魅力と強みを有しています。

また、世界規模の感染拡大により、生産や物流のグローバル・サプライチェーンが崩れ、国においても、国内及び地方におけるサプライチェーンの強靱化や地域内での産業取引構造再編への支援を進めています。今後の取組の進展により、地域内取引や域内経済循環の活性化につながることを期待されています。

子どもたちが心豊かに成長できる環境

子育てに関する意識や価値観は多様化しており、豊かな自然やゆとりある生活空間の中で、子どもたちがのびのびと逞しく、心豊かに成長してほしいと考える親世代も多く見受けられます。

過疎・中山間地域は、都市部に比べて保育所・学校や医療機関の数は少ないものの、豊かな自然環境に恵まれており、地域に根差した特色ある伝統文化や行事を体験できる機会も多く、また、生産地に近いことから新鮮な美味しい食材も入手しやすいなど、子どもたちが心身ともに健全に成長することができる環境としての魅力があります。

また、地域全体での子どもたちへの温かな見守りや、子育て支援センター・保育所・学校などの関係者との距離が近く、子育ての不安などに直ぐに相談できること、加えて経済面においても、自治体による子育ての各種助成制度や比較的安価な住居を確保できる等の優位性があり、子どもたちが心豊かに成長することができ、ゆとりのある子育てがしやすいという強みがあります。

デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展

デジタル化が進展し、テレワーク等の柔軟で多様な働き方が普及したことにより、地方においても都市部と遜色なく働くことができるという認識が普遍化しています。このような意識の変化に応じて、首都圏との近接性や豊かな自然環境など、本県が有する優位性や魅力をいかしたワーケーションの推進等により、過疎・中山間地域においても交流人口の増加や関係人口の創出・拡大につながることを期待されます。

産業面においては、デジタル化の進展と働き方・ライフスタイルの意識の変化は、今後の地域経済の変革の契機となる可能性を秘めており、都市部や消費地等との「距離・場所」の制約を受けない企業活動や新たな働き方のモデルの創出が期待されます。将来的には、リアルとバーチャルの併用による新たなビジネス・産業の創出や、地域から直接的にグローバル市場へつながることなども期待されます。

また、防災面においても、中心部から離れた集落は大規模災害時に外部との交通、通信、電気インフラが断絶し孤立する可能性があります。デジタル技術の活用により災害時にも強い情報通信ネットワークの運用なども期待できます。

このほかにも地域医療や生活交通・買い物環境など、様々な分野におけるデジタル技術の活用が期待されており、行政や関係機関が連携し、地域の住民サービス向上に資するデジタル化の取組を着実に進めることができる環境にあります。

新しい人の流れ、地域と関わり自己実現できる環境

社会の意識変革を追い風として、若い世代の地方への移住やU・Iターンなど、「新しい人の流れ」が生まれています。

福島県では、移住やU・Iターンした若い世代の人たちが、東日本大震災からの復興・再生に向けた活動を通して地域や住民の皆さんと深く関わりを持つ機会が多く、今では地域の再生・活性化を担う欠かせない人材として、様々な団体と連携しながら活発に活動しています。

福島県は被災地域に限らず、若い世代の人たちが自身の理想とするライフスタイルを実践しながらも、自分の存在が周囲に必要とされ、地域や他者のために貢献しているという充実感のある生活が過ごせる「地域貢献と自己実現が図れるフィールド」としての素地を有しています。

都市部の若い世代の地方移住や複業（副業）等の働き方への意識の高まり、地域課題解決に向けた取組への共感などを背景に、地域内外の多様な若い人材がそれぞれの地域の住民と深く関わり、更には将来の地域を支えていく担い手の一人として、新たな過疎・中山間地域の価値を創出していく存在となることが期待されます。

■新しい時代における過疎・中山間地域の優位性（ポテンシャル）

過疎・中山間地域は、近年の社会情勢の変化に伴う多様な課題に対応できるポテンシャルを有しています。また、働く場と生活空間との近接性や空間的にゆとりのある暮らし、地域とのつながりによる安全・安心の確保など、生活面での優位性とも言える価値を有しています。

頻発化・激甚化する自然災害への対応

- 東日本大震災、新潟・福島豪雨
 - 東日本台風 など
- 
- 森林、里山や水田の整備・維持による自然災害の抑制機能（減災効果等の多面的機能）

地球温暖化対策、豊富な再生可能エネルギー資源

- 脱炭素社会（カーボンニュートラル）の実現
 - 再生可能エネルギーへの転換
- 
- 県の森林面積の大部分を占める豊かな自然環境
 - 水力や風力、バイオマス等の豊富なエネルギー資源

新型コロナウイルス感染症への対応

- 生活環境の過密さへの懸念や新しい生活様式への対応
 - ゆとりある地方での生活志向
- 
- 3密を回避したゆとりある暮らし
 - 移住候補先としての過疎・中山間地域の生活環境

子どもたちが心豊かに成長できる環境

- 子育てに関する意識や価値観が多様化
 - 子育てしやすい地域での生活志向
- 
- 豊かな自然、ゆとりある生活空間
 - 地域の人々のつながり、子どもたちへの温かな見守り

デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展

- 在宅勤務、テレワーク等の柔軟で多様な働き方の普及
 - アナログからデジタル社会へのパラダイムシフト
- 
- ICT環境の整備・普及（県全体の水準と同等の携帯電話世帯カバー率（99.77%））
 - 先進自治体では高速情報通信基盤の整備が充実（全世帯）

新しい人の流れ、地域と関わり自己実現できる環境

- 若い世代を中心とした地方移住、新しい人の流れ
 - 復興に携わる移住者の活躍
- 
- 自身のライフスタイルとともに、地域と関わる豊富な機会
 - 地域貢献と自己実現が両立するフィールド

6 今後の対策の方向性

過疎・中山間地域における人口減少や高齢化の状況、集落の実態調査等から見てきた地域の課題に適切に対応しながら、時代潮流や環境の変化に応じ、新たな価値としての優位性やポテンシャルをいかし、持続的な地域社会の形成に向けて施策を展開していくことが求められます。

■今後の対策の方向性

集落等の課題

- 農地や森林の荒廃
- 鳥獣被害の拡大
- 不便な買い物環境
- 空き家の増加
- 公共交通の維持・生活の足の確保
- 伝統文化の衰退 など

地域（集落等）の
支援の方向性

①基礎的なコミュニティ機能の維持、②人材・担い手の育成

課題解決に向けた施策の視点

従来の 視点

- 地域資源の利活用
- 条件不利性の改善
- 安全・安心の確保
- 豊かな個性の伸長 など



新たな 潮流

- 「SDGs」の理念の広がり
- 新しい人の流れ、人と地域とのつながり
- デジタルトランスフォーメーション（DX）の進展



地域の 優位性

- 自然災害の抑制機能、水力等の豊富なエネルギー資源
- 密を避けたゆとりと安らぎのある暮らし
- 地域貢献と自己実現が両立するフィールド



- 新しい人の流れ、地域とのつながりの創出
- 地域資源の保全・活用、新たな価値の創出による仕事づくり
- 地域の担い手の育成と地域コミュニティの維持
- 外部人材の活用による地域産業の活性化、移住・定住の促進
- 再生可能エネルギーなどによる地域経済の循環
- 教育や医療、地域産業などへのICT技術等の活用

人口減少社会において「持続可能な地域社会の形成」が重要

第 3 章

戦略の目標と目指していく地域の姿

第3章 戦略の目標と目指していく地域の姿

1 戦略の目標

「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」

～誇れる里・山(さと・やま)を連携・共創により未来へつなぐ～

過疎・中山間地域の人々が、自らの里山地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源をいかし、安全・安心で持続可能なコミュニティを共に創る(共創)社会の実現を目指します。

2 必要とされる考え方

(1) これからの10年に向けて

過疎・中山間地域においては、人口減少・少子高齢化の進行に伴い、様々な地域課題に直面しています。

国と県が調査した「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査(令和元(2019)年。被災地域等の一部地域を除く。)」の結果からは、「現在は集落の機能が維持され良好である」との回答が多くを占めていますが、調査結果の分析からは1950年前後に出生したいわゆる『団塊の世代』に当たる住民が、今の地域や集落の活動を支えており、この世代が更に高齢化し、地域活動からリタイアすることが見込まれる数年後から、地域・集落の機能維持が困難になっていくことが見込まれます。

これからの10年は、現に地域を支えている担い手の方々が年々少なくなり、住民生活のあり方が加速度的に変容していく時期となることを、行政を始め関係機関は強く認識し、従来の地域振興の考え方や取組の方向性にとらわれず、新たな視点や発想を取り入れながら柔軟に見直し、持続可能な里山社会の実現に向けて、前例のない挑戦を続けていくことが求められます。

そのためには、地域内外の人材、既存の社会基盤やシステムなど、現にある様々な資源をつなげ最大限に活用することなど、「**住民生活を持続していくための地域にある資源の組み合わせ・相互活用**」という考え方が必要となります。

また、限られた公的資源(人材・財源・社会資本)を最適に活用するため、個々の地域・集落の現状や実態に応じて、単一の地域・集落で担うことが可能であることと困難であることを冷静に見極めていくことが避けられません。これからも住民が住み続けることができる地域を維持していくため、生活維持機能の分担やその集約化を図る「**地域間の機能分担、広域ネットワーク・地域をつなぐ組織づくり**」が必要となります。

地域住民や関係者が目標を共有し、相互に理解を深め、役割や機能を分担しながら協力しあい、地域の生活環境を維持していく「新しい過疎・中山間地域」を形成していくことが求められます。

(2) 基本的な考え方

① 次世代の人材の参加、内発的な活性化、広域連携による生活圏の形成

これまでは住民自治組織の主体的な活動により、地域の生活機能が維持されてきましたが、今後は、**地域の中から次世代の人材となる住民が参画**し、地域、行政や関係団体等が将来のリーダーとして育成しながら、次世代の人材をサポートしていくことが必要です。

また、地元の学校と地域の関係機関が連携し、地域への愛着や誇りを醸成する取組を進めながら、将来の人材を育成していく取組も大切です。

組織・団体活動の面においては、既存の住民自治組織等の活動の活性化を図るとともに、新しい形の地域運営組織等の設立や活動をサポートし、**地域・集落の内発的な活性化**を目指していくことが求められます。

また、本格的な人口減少社会の到来に備え、複数の集落がひとつのまとまりとして生活圏を形成し、必要な生活サービス機能を維持していく**広域ネットワーク型生活圏の形成**を進めていくことが必要です。

② 新しい人の流れ、移住・定住の促進、関係人口との関わり

都市部の若い世代を中心に、過度な人口密集を避け、豊かな自然環境に囲まれた中で充実したライフスタイルを志向する機運が高まっています。また、テレワークなどの柔軟な働き方が普及したこともあり、ゆとりと安らぎのある生活が過ごせる地域が改めて評価されており、**都市から地方へと「新しい人の流れ」**が生まれています。

こうした潮流を的確に捉え、**地域外からの移住・定住を促進**するとともに、地域や行政、関係団体等が移住された方々を丁寧にサポートしながら、生活に馴染んでいただき、将来的に地域を担う人材として活躍いただくという視点も必要です。

また、多様な形で地域と継続的に関わる人材＝「関係人口」との関係を深めていくなど、**都市部からの人の流れを創出し、様々な形で継続的に地域と関わる機会を創出し、地域の担い手や応援者となる外部人材の確保・育成**を図っていくことが重要です。

③ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、ICT等の新しい技術の活用

都市部に比べて地理的条件が不利な過疎・中山間地域においても、光ファイバー等の大容量の情報通信基盤が普及しており、デジタルトランスフォーメーション(DX)の更なる進展や、ICT等の新しい技術を活用できる環境の整備が図られています。

また、地方におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、ICT等の新しい技術の活用は、過疎・中山間地域の課題である担い手・人材の不足を補完する手法として大いに期待されています。

引き続き、情報通信基盤の整備に努めながら、**デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進、ICT等の新しい技術の活用**により、日常の買い物の支援、住民の健康管理、地域外との交流、農作業や鳥獣被害対策、生活交通の確保、教育など、地域の生活環境の向上に向けて積極的に活用していくことが必要です。

3 目指していく新しい過疎・中山間地域での暮らし ～「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」

本戦略の目標とする「持続可能な里・山(さと・やま)社会の実現」に向けて、新しい時代の過疎・中山間地域での暮らしが具体的にイメージできるよう、次のような将来の姿を描きました。

新しい時代の過疎・中山間地域(ふくしまの里・山)では、四季折々の美しい自然環境に囲まれ、広々とした生活空間とゆとりと安らぎのある暮らしの中で、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進による新しい技術を身近な生活や仕事に活用し、地域に暮らす一人一人が、“スマート・ローカル”の生活の楽しさと心の豊かさを実感しながら、生きがいと誇りをもって暮らしています。

また、これまで地域に暮らしてきた人たち、移住などで新たに地域に参加した人たち、都市部や近隣地域から多様な形で関わる人たちが、様々な形で複層的に関わりあうことで、地域の資源・特性と人材・仕事がつながり、新しい地域の魅力と価値が生まれています。

日常の暮らしにおいても、近隣の地域をつなぐ広域ネットワーク型の生活圏が形成されており、買い物環境、医療、介護・福祉の提供体制、新技術を活用した生活交通システムなどが整備され、誰もが安全・安心に暮らすことのできる地域となっています。

県は、このような**過疎・中山間地域での新しい暮らし**を「**ふくしまのスマート・ローカルライフ。**」として掲げ、その実現に向けて取り組んでいきます。



美しい里山の風景



1

いきいきと活動している地域の人たち、若い移住者や女性の地域への参加、広域的な支え合いの仕組み、特色ある学びの環境

● 次世代の人材や若者・女性の参画による地域運営・地域づくり

地域に暮らす次の世代の人材が「地域の運営」「地域づくり」を引き継ぎ、伝統や文化を大切に守りながら、SDGsなどの考え方やICTなどの新しい技術をいかし、魅力的な地域を形成する存在として活躍しています。

また、地域の若者が参加し、将来を担う次世代のリーダーが育成され、地域に関わる多様な人たちがグループとしてお互いにサポートしながら、地域の維持活性化に取り組んでいます。

さらに、これまで地域活動を支えてきた女性たちが地域の運営に主体的に参画し、生活者の視点から、地域の課題や新しい時代に必要とされる取組などを自由に話し合い、それらの多様な意見が地域の運営に反映されています。

● 地域運営組織の活性化、広域ネットワーク生活圏による生活サービスの提供

地域の次世代の人材や女性の参画、デジタルトランスフォーメーション(DX)の普及・定着により、これまでの住民自治組織の活動に新しい変化が生まれています。また、地域の生活サービス機能をサポートする様々なカタチの地域運営組織が立ち上がり、相互に連携しながら活動し、地域の内発的な活性化につながっています。

また、複数の集落がひとつのまとまりとして生活圏を形成し、買い物や子育て支援などの生活サービス機能が確保されています。生活環境・機能の集中化と効率化により、産業分野においては労働力や資本等に余剰が生まれ、新たな分野の事業開拓が進み、地域においては様々な課題が集約化され、解決のための仕事の需要が生まれるなど、働く場の創出にもつながる広域ネットワーク型生活圏が形成されています。

● 新しい人の流れ ～移住者による地域活力の創出、関係人口との交流による賑わい

都市部の若年層や子育て世代、Uターンした女性たちが地域へ移住し、いわゆる「ソトからの視点と感覚」をいかし、新しい里山のライフスタイルを楽しみながら過ごしています。

地域に溶け込みながら生活する中で、地域の資源や特徴をいかしたスモールビジネスの起業、ゲストハウスやコワーキングスペース等の交流拠点の運営などの新たな仕事づくりや、複数の仕事をかけ持ちながら地域の活性化にも貢献するマルチワーカー(パラレルワーカー)として活躍しており、それぞれの移住者が新しい働き方を実践しながら、自己実現が図れるフィールドが形成され、地域全体の活力の創出につながっています。

また、地域の出身者やゆかりのある人、仕事の関係や観光・交流体験などで定期的に訪れる人、地域おこし協力隊として活動する人、テレワークやワーケーションで訪れる人、ICT等を活用し地域活性化のための複業(副業)を行う人、SDGsに取り組む企業、地域を支援する団体やNPO、調査・交流活動に参加する大学生など、多様な形で地域に関わる、いわゆる「関係人口」の人たちとの関係が深まっており、地域の人や仕事と様々な形で結びつき、賑わいが生まれています。

● 過疎・中山間地域ならではの特色ある学び、グローバルな視野を持つ人材の育成

豊かな自然環境の中、地域に関わりながら社会に貢献できるという意識を養いやすく、一人一人の学びや成長をサポートするのに適した環境である強みや特性をいかし、地域の文化や伝統を継承し、郷土愛を育むふるさと教育が充実しています。

また、デジタル技術の活用により、都市部の学校や大学等との連携など多様な学習機会が提供され、教育水準の高度化が図られるとともに、外国語指導助手(ALT)など外部人材による質の高い教育支援活動や異文化交流の体験機会等により、グローバルな視野を持ち、相互理解や新たな価値を創造する力を有する若い人材が育成されています。



若い世代の移住者の増加



地域の関係者が集う勉強会



地域外の若者との交流



移住後の起業（古民家食堂＋ウェブデザイン）



2 地域資源をいかした起業の普及・促進、資源・経済の循環型社会の形成、デジタルトランスフォーメーション(DX)によるスマート産業の展開、地域主導による再生可能エネルギーの普及

● 過疎・中山間地域の資源をいかした起業の普及・促進

過疎・中山間地域ならではの身近な自然環境や農産物・伝統工芸品など、地域が有する多様な資源を新しい視点で活用した様々なカタチの起業が行われています。

地域の若者や女性がスモールビジネスとして自由に発案・企画し、地域外からの移住者や関係人口、また、地元の企業や関係団体が繋がり、地域の新たなビジネスモデルとして多くの人たちが関わりながら、魅力的に事業を展開しています。

● 地域産業のプラットフォーム、地産地消・資源循環の形成

地域の内発的な活性化と関係人口となる様々な人たちが多様な形で繋がることで、地域産業の振興を実現するために必要な専門知識やノウハウ、経験を有する人材や地域の活性化に取り組む企業等のプラットフォームが形成されています。

こうした関係する人たちや企業との繋がりにより、農産物や工芸品、伝統、歴史、景観、再生可能エネルギーなど、地域の優れた資源の価値をいかし、新たな商品の開発や魅力ある商品として販路開拓、流通ルートの整備が進み、地域内での「地産地消」と「地域内外との資源・経済循環の仕組み」が形成されています。

● 年間を通して働くことのできる就労環境の整備

地域産業6次化や産品開発、新分野の事業開拓が活性化するなど、地域資源をいかした産業の創出と資源・経済の循環の仕組みによって経営安定化が図られ、通年で安定した収益を確保できる地元企業・事業体等が増加しています。

また、農業法人や特定地域づくり事業協同組合の設立、複数の企業による連携した雇用の取組が進み、地域内の若い世代や女性、外部から移住する人たちの雇用の受け皿となり、複数の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事が創出されることで安定的な雇用環境や給与水準が確保され、地域内で暮らすことができる就労環境が整備されています。

● 地域主導による再生可能エネルギーの導入・活用、脱炭素社会の実現

地域運営組織等の住民自治団体が主導し、自然や周辺的生活環境に配慮しながら、森林、水源・水力、広い土地など、豊かな自然環境を資源とし、水力、風力、太陽光、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入が進んでいます。

地域運営組織等の主導により、エネルギーの地産地消の取組が進み、収益を地域に還元する仕組みや新たなビジネスモデルの創出、雇用の拡大が図られ、また、地域・集落や広域ネットワーク生活圏での脱炭素社会が実現しています。

● 農林水産業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)の普及と担い手・後継者の活躍

農林水産業においても、デジタルトランスフォーメーション(DX)が普及・定着し、日々変化する自然環境の影響等に適切に対応できるICTやドローン、作業用ロボット等を活用した農作物の生産管理体制が普及し、畜産業においても家畜の生育状況や健康管理が可視化されています。そして、これらの技術を活用しながら様々な地域の条件に応じた付加価値の高い多品目の農作物や特産品の生産が盛んとなっています。さらに、水産業においては、収穫量や鮮度等に応じた効率的な資源流通・活用が図られています。

また、地域外の人たちが、農林水産業の体験交流活動等を契機として地域との関係性を深め、移住・定住のステップを経ながら農林水産業の担い手となり、地域産業の後継者として活躍しています。



伝統野菜を学ぶ取組



地域で働くマルチワーカー



地域資源を活用したバイナリー発電



医療や福祉の安定的な提供、子育て支援が充実した安心に暮らせる地域、デジタルトランスフォーメーション(DX)による利便性の高い暮らし

● 安定した医療提供体制、訪問診療・看護・リハビリ提供体制の充実

へき地医療を担う医師や医療スタッフの育成・配置が進むとともに、医療機関の広域ネットワークが構築され、外来・入院や救急受け入れ体制が安定的に維持されています。

また、医療機関まで通院することが難しい高齢の患者への訪問による医療・看護・リハビリなどの提供体制の整備が進み、さらにはデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により、ICT等を用いた遠隔診療の実証実験など、高齢化に対応した体制の強化が進んでいます。

● 地域の様々な主体による高齢者の見守り、地域包括ケアシステムの提供

過疎・中山間地域ならではのお互いに顔が見える助け合いの心が息づき、地域の様々な主体が高齢者世帯や一人暮らしの高齢者を温かく見守り、毎日の暮らしをサポートしています。

また、住み慣れた身近な地域で安心して暮らすことができるよう、介護や福祉、食生活改善や健康づくりなど、住民の健康を一体的に見守る地域包括ケアシステムが整備され、いきいきと暮らせる生活環境が確保されています。

● 過疎・中山間地域ならではの子育て環境、地域に密着した子育て支援サービス

豊かな自然環境が身近にあり、住民の日頃からのつながりによる温かな見守りがなされ、子どもが自然に触れながら、のびのびと逞しく育てることが可能な環境が整っています。

また、地域で育つ子どもたちに目が届きやすい強みをいかし、行政を始め子育てに関わる団体や組織間において、子育て支援に関する情報が一元的に共有され、必要とされる支援が届いています。

公共的なサービスの面でも、地域運営組織や子育て支援団体等による子どもの一時預かり・保育支援の活動や放課後児童クラブ等の運営・取組が充実しており、安心して子どもを育てられる環境が形成されています。

● 住民主体による生活交通、デジタルトランスフォーメーション(DX)による生活の利便性の向上

住民主体による地域運営組織等が交通事業者等と連携しながら、自家用有償旅客運送サービスや有償ボランティア輸送システム等を運営し、運転免許を返納した高齢者が容易かつ安価に、地域から都市部等へ移動できる生活交通が整っています。

また、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により、利用を必要とする時間や場所等の即時共有システムが普及するなど、事業者や地域運営組織等が運行するデマンド型のバスやタクシーが安定的に運営されています。

さらに、広域ネットワーク生活圏の形成により、事業者等は効率的な車両運行が可能となり、全体として利便性が向上された交通システムが形成されています。

● デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進・ICT等の活用による除雪対策、鳥獣被害対策

デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展に伴う様々なICT等の活用により、遠隔操作による除雪作業の実施や遠隔監視による鳥獣被害対策等の取組が普及し、作業人員の不足や省力化とともに、高齢者世帯等への細やかなサポートが届き、地域の安全・安心な暮らしが確保されています。

● 都市部との交通利便性の向上、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する基盤の高度化

地域の生活道路が年間を通して適切に維持管理されるとともに、地域間の連携を支える道路の高規格化や狭隘な危険箇所の解消により所要時間の短縮が図られるなど、交通の利便性が向上しています。

また、携帯電話世帯カバー率が都市部と同水準となり、光ファイバー等の情報通信基盤や第5世代移動通信システム(5G)など、デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進に必要な基盤が整備され、地域外との交流やテレワーク等の受入環境が更に充実しています。



地域ぐるみの子育て支援



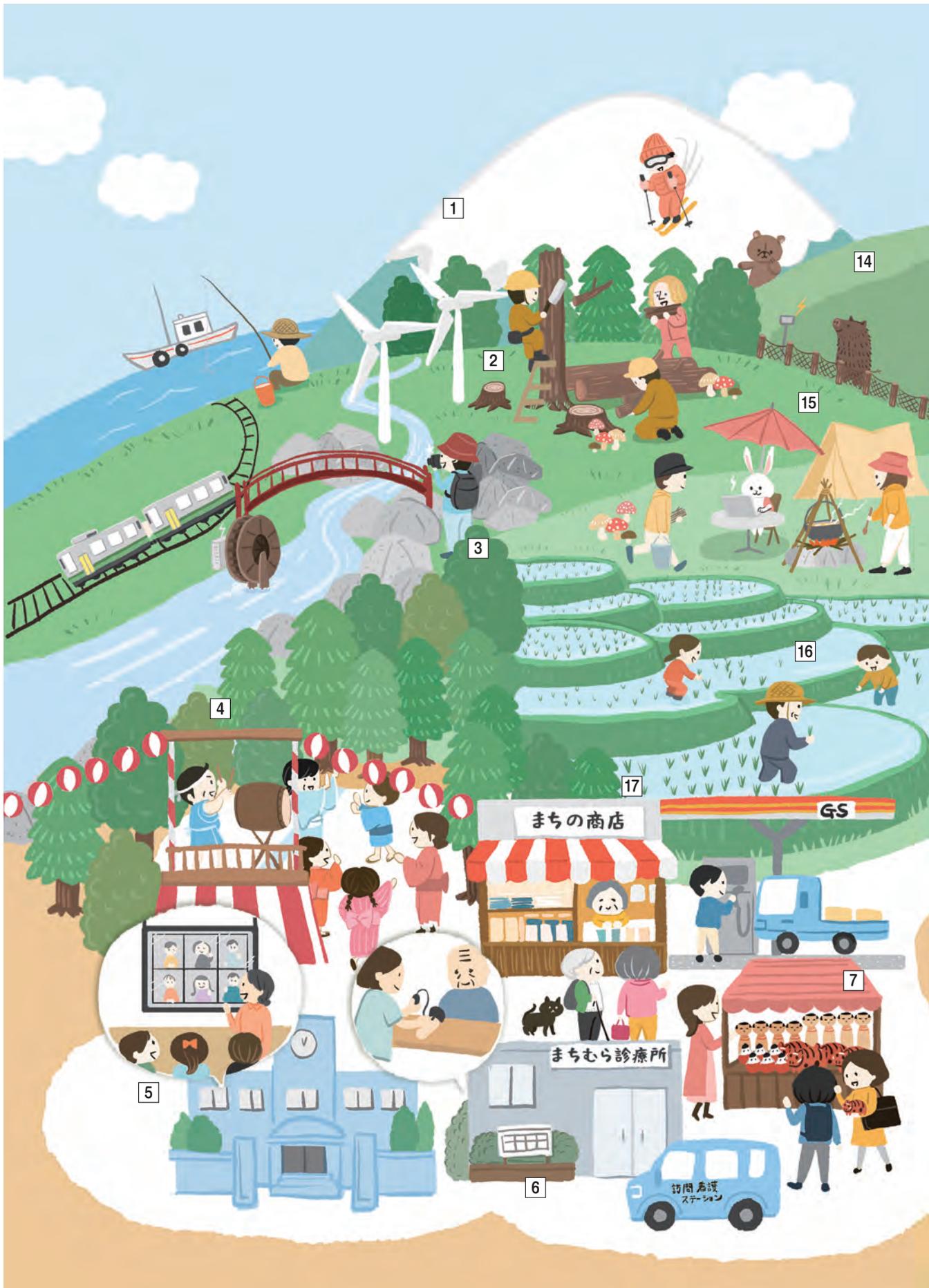
有償ボランティアによる高齢者の見守り活動



除雪車両の自動運転に向けた実証事業（遠隔操作の様子）



目指していく新しい過疎・中山間地域での暮らし



このイラストは、目指していく「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」のエッセンスを例示したものです。
過疎・中山間地域において、美しい自然環境に囲まれ、ゆとりと安らぎのある暮らしの中で、デジタル等の新しい技術を身近な生活や仕事に取り入れながら、自分らしく心豊かに、そして“賑やかに”暮らしている人々の様子をイメージいただければと思います。

～「ふくしまのスマート・ローカルライフ。」

- | | | |
|------------------------------|-------------------------|----------------|
| ① 自然を楽しむ余暇活動 | ⑦ 伝統産業をいかした
スモールビジネス | ⑬ テレワーク環境の充実 |
| ② 多様な担い手の確保
(地域資源をいかした産業) | ⑧ スマート農業の普及 | ⑭ 野生動物との共生 |
| ③ 美しい景観の保全意識 | ⑨ 若い世代の就農者の増加 | ⑮ ワークेशन環境の充実 |
| ④ 伝統文化の継承 | ⑩ 地域の健康づくり | ⑯ 体験学習による支援 |
| ⑤ デジタルを活用した教育 | ⑪ 遊休施設のリノベーション | ⑰ 日用品の買い物環境 |
| ⑥ 安心できる医療の提供 | ⑫ 子育てしやすい環境 | ⑱ オンデマンド型交通の充実 |



ふくしま暮らし
はじめました!



新しい風



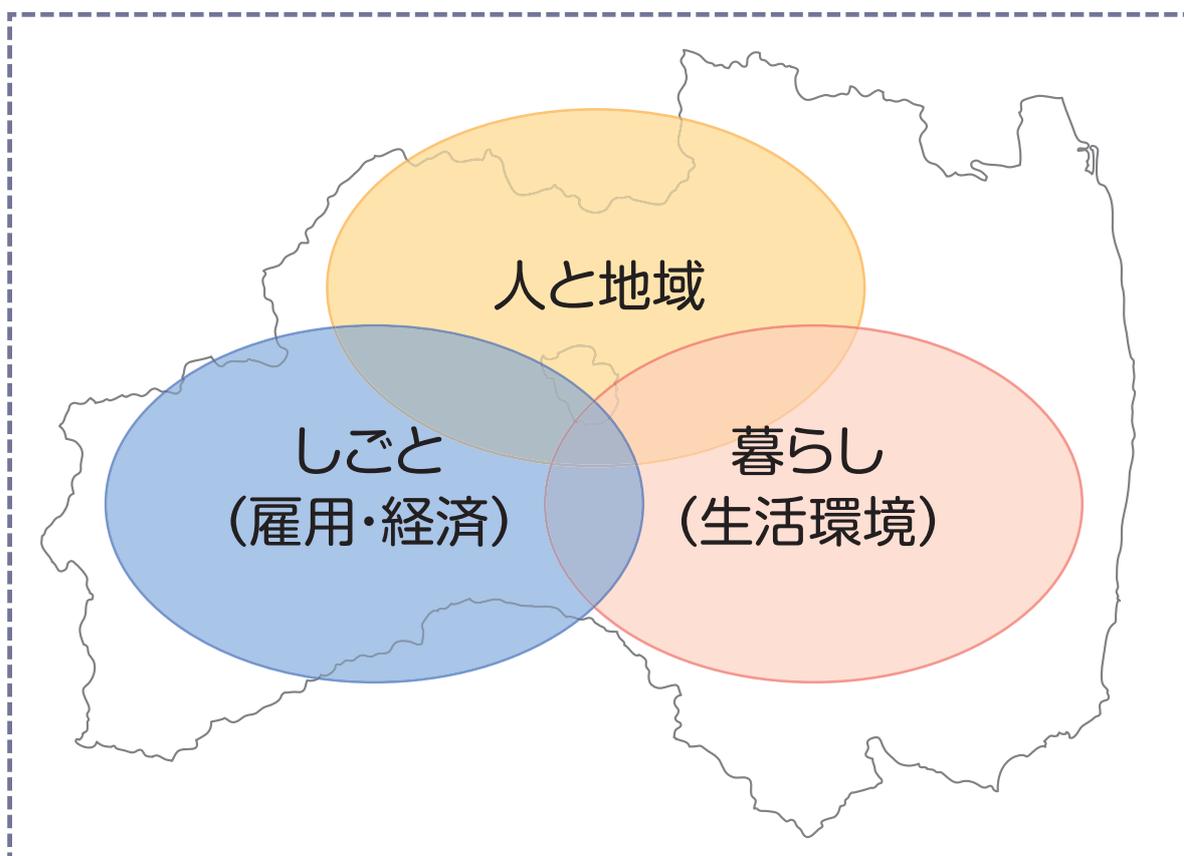
第 4 章

戦略の取組の柱

第4章 戦略の取組の柱

1 施策推進の柱

これらの目指す姿を実現していくため、過疎・中山間地域に暮らす住民が自らの住む地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる(共創)、という基本的な考え方に立ち、その重要な要素であり、相互に深く影響する「人と地域」「しごと(雇用・経済)」「暮らし(生活環境)」の3つの柱を置き、施策を展開していきます。



人と地域

過疎・中山間地域を含めて、その地域を形づくり、礎となるのは「人」です。

その地で生まれ、育ち、働き、暮らし、地域の生活や文化・伝統を守ってきた先人がいます。そうした先人への感謝の念を忘れず、大人も子どももその地域に暮らす人たちが、自らの地域への愛情や誇りを持つことが何より大切です。地域外の人たちはそのような地域の住民の自信と活力、暮らしの魅力に惹きつけられ、その地を訪問し、関係を深めていきます。

また、誰もがいきいきと暮らし、子育て、教育、医療・介護などのライフステージに応じた生活環境が整い、人のつながりや支え合いなどの「人が大切にされる」地域を形成していくことが重要です。

しごと(雇用・経済)

地理的に条件不利にある過疎・中山間地域においても、安心して生活していくためには、働ける場所(仕事)と安定的な収入を得られることが必要です。また、地域への貢献につながる仕事や困難があってもやりがいのある仕事は、自身の暮らしや生き方をより豊かで充実したものにしてくれます。

一方で、地域側においても、産業を支える人材が確保・育成されるとともに、働く場や雇用の受け皿が整備され、また、利便性が高くバランスの取れた交流・物流網が整備されている必要があります。

また、今後、地域・集落の活性化を図っていくためには、地域内の資源を活用した「稼ぐ力」が重要になると考えられており、同様の考え方から「地産地消」など地域内で経済が循環する仕組みの形成も必要となります。

暮らし(生活環境)

過疎・中山間地域の住民が安全・安心を感じながら快適に生活するためには、医療・福祉等の提供体制の充実を始め、食料や日常生活品の購入(買い物環境)、ハード・ソフト両面からの災害に強い地域づくり、防犯・防火体制などの安全面の備え、生活道路の維持、除雪体制の確保、公共交通の充実、デジタルトランスフォーメーション(DX)を更に進めていくための光ファイバー等大容量高速通信網の整備など、住民生活の根幹となる基盤が整備・維持されている必要があります。

また、自然環境の保全活動や子育て・教育環境の充実は、豊かな人間性を養い、将来の地域を支える人材の育成につながります。

一方で、過疎・中山間地域の産業活動においては、担い手不足による店舗の閉鎖や公共交通路線の縮小等の傾向がみられており、行政、企業、関係団体等が連携しながら地域の生活環境を維持・充実していくことが必要です。

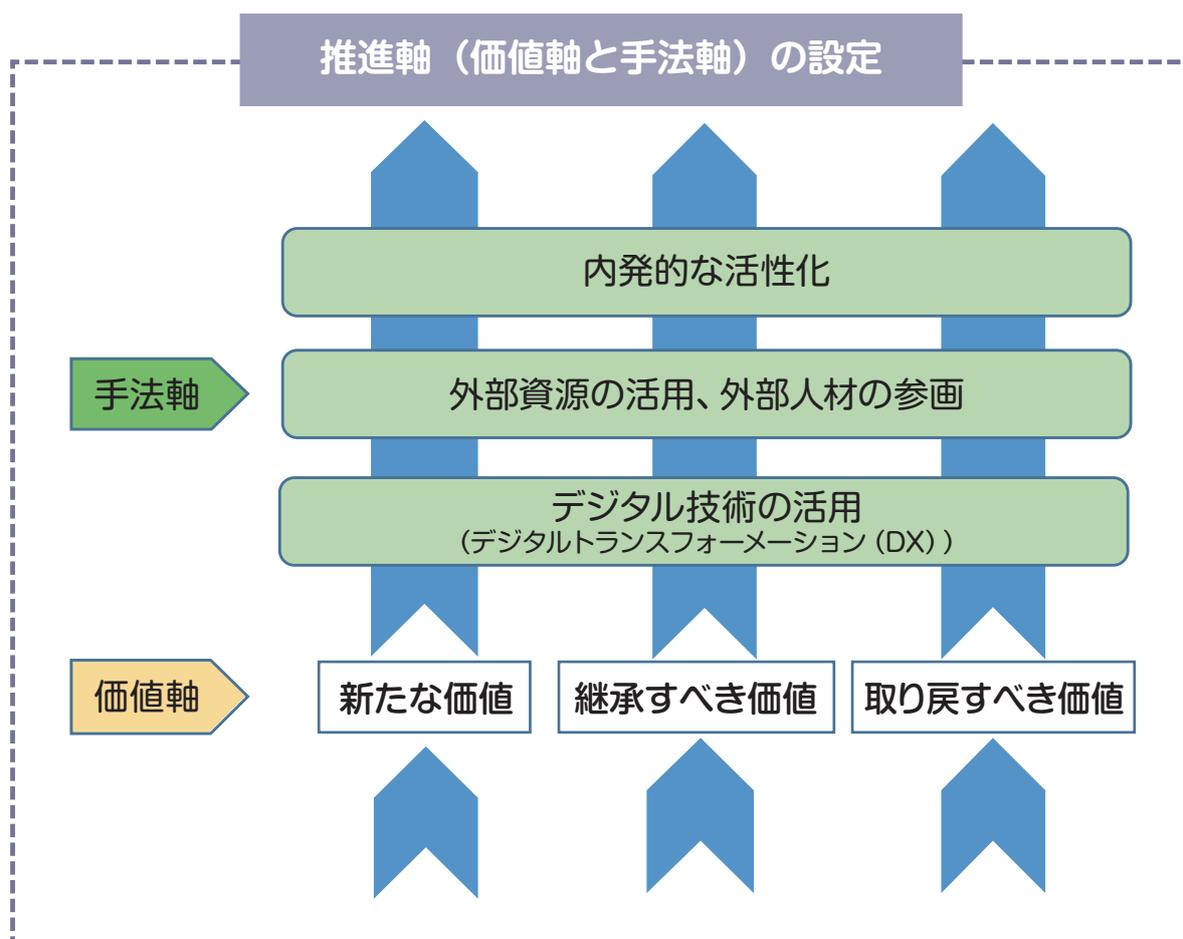


2 推進のための基軸・手法

人口減少・少子高齢化が進行する中、地域の維持が困難な状況となりつつありますが、地方回帰の機運の高まりや、テレワーク・ワーケーションなどの多様な働き方の普及、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展により、アナログからデジタル社会への移行が進み、社会情勢が大きく変化しています。

過疎・中山間地域の振興施策の展開においても、こうした社会情勢の変化に柔軟に対応していくことは当然ですが、単に追随するものではなく、しっかりとした「基軸」を持ち、基軸に沿った取組の重点化により効果的に進めていくことが必要です。

このため、取組を進める基軸として、地域の営みの連続性と多様性の視点を担保する「**価値軸(新たな価値、継承すべき価値、取り戻すべき価値)**」と、過疎・中山間地域が今後目指していく姿を達成するための重点化としての「**手法軸(内発的な活性化、外部資源の活用や外部人材の参画、デジタル技術の活用(デジタルトランスフォーメーション(DX)))**」を設定し、両軸をクロスオーバーさせ相乗的に効果を発揮させながら、取組を進めていきます。



価値軸

① 新たな価値

～時代や環境の変化などにより生まれる新しい価値
(持続可能、挑戦、共創など)

新たな価値の考え方

- 「持続可能な地域社会の形成」は全国的な課題ですが、本県の過疎・中山間地域においても喫緊の対応課題であり、その実現に向けては、新しい視点や柔軟な考え方により、取組を展開していくことが必要です。
- 地域外の方々の参加や協力により、共に地域を維持・活性化していくことが必要です。ご縁や関係性を大切にし、地域外からの人の流れを創出することにより、新たな視点を取り入れ、魅力ある地域を共に創りあげていくことが求められます。
- 自然が豊かで人口密度が低いゆとりのある地域という特性をいかし、テレワークやワーケーションを進めたり、地域外の方々との交流につなげるなど、これまではマイナスの要因として認識されてきた「過疎」という概念を、都市部にはないプラスの魅力として発信するなど、逆転の発想も必要です。

② 継承すべき価値

～時代が変わっていく中でも、地域としてしっかり継承すべき価値
(他地域に誇れる固有の文化や地域資源など)

継承すべき価値の考え方

- 都市部では希薄になった温かな思いやりや人と人のきずなを大事にし、互いの信頼関係を深めながら、共助の精神を守り、引き継いでいくことが大切です。
- 豊かな自然環境など地域資源を適切に保全・管理し、次の世代につなげていくことが必要です。
- 高齢者等が有する卓越した農業技術や地域に根差した伝統工芸等の技術、また、独自の風習や行事など、地域固有の文化・技術・知恵の保存と継承により、住民の誇りを醸成し、「地域の宝(資源)」として磨き上げていくことが大切です。

③ 取り戻すべき価値

～人口減少や東日本大震災等により、失われ途絶えてしまったが、取り戻すべき価値

取り戻すべき価値の考え方

- 担い手の不足により途絶えてしまった祭事・伝統文化や暮らしの知恵(生活の工夫や共助の仕組み等)などの復活や継承を図り、地域のアイデンティティとして再生させていくことが期待されます。
- 一度途絶えた伝統行事や生活文化などの先人の英知を、地域の活性化に活用できるよう改めて見直し、取組を継続していくことが必要です。
- 今後の維持が困難となることが予想される生活文化等について、経験した人に聞き取り、後世に残していく記録保存やアーカイブ化の取組等が必要です。

手法軸

① 内発的な活性化

～地域の内部からの内発的な地域活性化(人材の確保・育成、住民参画等)

内発的な活性化の考え方

- 持続可能な地域社会を形成するためには、住民の皆さんによる主体的な取組を行政や各種関係団体がサポートしていくことが大切です。引き続き、住民が主体となる地域づくり、維持活性化の取組を支援していくことが必要です。
- 良好な地域を維持していくためには、住民一人一人が地域課題を自分事として意識し、その解決のための活動に参画していくことが大切です。そのため、住民参画の意識の醸成・啓発を図り、地域活動への参画を促していくことが求められます。
- 女性や若者、高齢の方や障がい者を有する方など、様々な立場の考え方を反映していくことが必要です。多様性や包摂性の視点・考え方を取り入れながら、良好な地域社会の形成を進めていくことが求められます。
- 地域内に存在する足元の資源に着目し、磨きをかけ、効果的に発信し、交流拡大につなげるなど、隠れた地域資源の発掘・活用の取組を推進することが大切です。

② 外部資源の活用、外部人材の参画

～地域外の資源の活用・外部人材の参画による地域活性化

外部資源の活用、外部人材の参画の考え方

- 地域の活性化には、地域外からの新たな視点の導入が効果的であり、地元の人達が気づいていない魅力の発見や資源の活用につながることを期待できます。若者や学生など地域外の人々との交流等を通じて、新たな発想をいかした地域の活力向上が期待できます。
- 高齢化率が50%を超える集落では地域活動が極端に停滞するという一部の研究成果もあり、高齢化が進行する地域においては地域活動の担い手の不足が差し迫った課題です。
このため、地域外からの移住・定住を進めながら、移住した若い世代や地域の外から多様な形で継続的に関わる人材(関係人口)の地域活動への参画を促し、将来の地域の担い手となる人材の確保・育成を図っていく視点が必要です。
- 地域と多様な形で継続的に関わる外部人材(関係人口)との交流や共創の取組が地域活性化の重要な要素となっています。外部人材とつながる様々な機会の創出や、共に地域課題を解決していくプロセスなど、関係性を深めていく取組が必要です。
また、インバウンド需要の回復も視野に入れ、外国人材との交流を通じた活性化への準備も大切です。

③ デジタル技術の活用(デジタルトランスフォーメーション(DX)) ～デジタル技術を活用した地域課題の解決及び活性化

デジタル技術の活用の考え方

- 光ファイバー等の情報通信基盤の整備に努めながら、高齢者を含めた多世代の住民が、スマートフォンやタブレット端末等を身近な情報通信ツールとして、日常生活での買い物や健康管理、地域外との交流活動等に利活用できる環境を整備していく必要があります。
- 農業生産や生活環境の維持においても、自動走行トラクターや自動かん水システム、自動給餌ロボット、防除用ドローン等を活用したスマート農業や、遠隔監視による鳥獣被害対策など、地域の生活に溶け込み、課題解決に必要とされるデジタル技術を普及していくことが必要です。
- 超高速、超低遅延、多数同時接続が可能でリアルタイムに反応が得られる5Gなどの高度なデジタル技術の実証実験を推進し、生活交通の維持や地域医療における活用など、安全・安心で快適な暮らしの確保につなげていくことが求められます。
- ICT 端末を活用した遠隔授業等の実施により、小規模学校(少人数クラス等)においても、専門性の高い授業を受け、多くの児童・生徒からの様々な意見や考え方を体験できる環境を提供し、学びの質の向上を図っていくことが期待されています。



ワーケーション環境の充実



オンラインを活用した授業



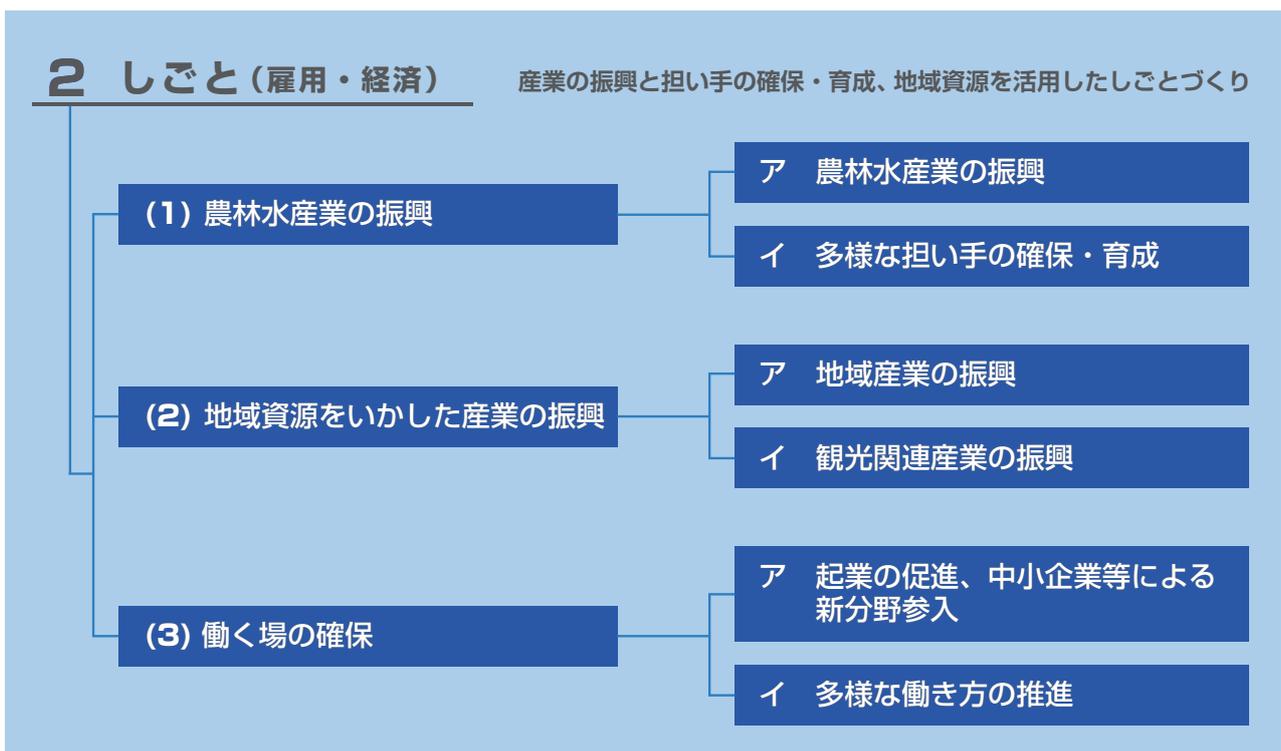
第 5 章

施策の方向性

第5章 施策の方向性

1 施策の全体構成

戦略の目標である「持続可能な里・山社会の実現」を目指し、地域の持続的な発展を支援するため、戦略の柱「人と地域」「しごと」「暮らし」を基に必要な取組を進めます。



3 暮らし（生活環境）

安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

(1) 地域医療・地域包括ケアシステムの充実

ア 地域医療体制の充実

イ 医療人材の確保

ウ 地域包括ケアシステムの構築・充実

エ 健康づくりの推進

(2) 子育て・教育環境の充実

ア 子育て環境の充実

イ 教育環境の充実、特色ある学び

(3) 生活環境の維持・向上

ア 生活交通の確保

イ 安全で安心な暮らしの確保

ウ 暮らしを支える道路等の維持・整備

(4) 里山の保全と自然との共生

エ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進と基盤整備



《コラム・ギャラリー 2》 福島県大学生事業「あなたが描く理想の里山」



桜美林大学 渡邊ゼミ

〔活動集落〕 二本松市東和地区高槻集落

【作品に込められた思い】

実実際に集落に調査に行った際に見た山からの綺麗な夕やけが、とても印象的でした。地域の方々の温かい人柄が、夕やけのもたらす優しい色で表現出来ていればと思います。また、様々な体験を通して集落に訪れた人が地域の方と交流している様子も伝わると嬉しいです。きれいな空気や人との交流を求めて地域を訪れる人によって集落で経済効果や美化効果、交流効果などのプラスの効果が生まれるのが私たちの理想とする里山の形です。

前橋工科大学 都市・地域計画研究室

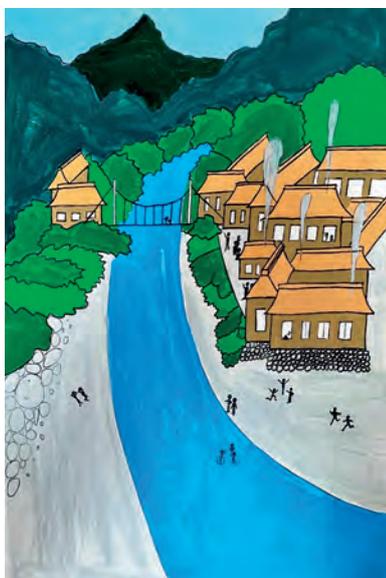
〔活動集落〕 二本松市東和地区竹ノ内集落

【作品に込められた思い】

作成した理想の里山イメージは、現地調査で地域の方に案内していただいた場所の1つから見た景色をベースにしている。安達太良山等の山々や整備された棚状の田畑を眺めることができる。しかし、田畑の途中で竹藪が景色を遮るように群生している。地域の方によると、地域の至るところに人口減少や高齢化により手入れがされなくなった田畑等へ竹藪が発生しているとのことであった。竹藪の問題は、人口減少や高齢化が進む集落や地域の様々な問題の1つである。

このような問題に対応するため、例えば竹を積極的に活用する産業の推進や移住者・交流人口増加による田畑の手入れの増加から、竹藪の除去を進める対策が考えられる。

人口減少や高齢化の問題を現す竹藪が、地域活性化対策により活用され、竹藪が除去された将来を想定した、より魅力的な景色をイメージとしてまとめた。



慶應義塾大学 横田ゼミ

〔活動集落〕 下郷町戸赤地区

【作品に込められた思い】

山と川に囲まれた自然の中で、みんなが温かにつながり合っている里山。疲れた時にふらっと立ち寄れるような場所。

2 SDGsの実現

◆県総合計画で描くSDGs視点によるふくしまの将来の姿

福島県がどのような姿を目指すのか、福島に心を寄せる人々との連携・協働を深めながら、普遍的な課題に照らして県づくりの方向性を示すため、SDGsの17の目標ごとの視点で描きます。

県総合計画による県づくりの方向性の視点	
1 健康を 支えよう	● 誰もが、医療、教育などの基礎的なサービスを享受できる環境が整っている など
2 経済を 支えよう	● 産地の生産力が向上し、生活に不可欠な食料を安定的に供給している など
3 すべての人に 健康と福祉を	● 若い世代から高齢者まで県民一人一人が心身ともに健康な生活を送っている ● 安心して必要な医療を受けられる体制が充実し、医療の質も向上している ● 高齢者や障がい者など利用者の意向を十分に尊重した良質かつ適切な介護・福祉サービスが充実している など
4 質の高い教育を みんなに	● 知識や技能のみならず、自ら考え課題解決できる子どもたちが育っている ● 震災の記憶の継承や復興への取組を基に、郷土への理解が進んでいる ● 生涯にわたって学び続けることができる環境が整っている など
5 ジェンダー平等を 実現しよう	● 地域や企業等が一体となり、多様な子育てを支援する体制が構築されている ● あらゆる分野で女性の意思決定過程への参画が進み、女性活躍の場が広がっている など
7 清潔な水とエネルギーを みんなに そして安く	● 豊かな水環境が保全されている など
6 安全な水とトイレを 世界中に	● 再生可能エネルギー関連産業の育成・集積が進み、一大産業集積地となっている など
8 働きがいも 収入もある 雇用を 世界中に	● 農林漁業者が他産業並の所得を安定的に確保している ● 県内観光地に国内外から多くの観光客が訪れている ● 若者、女性、高齢者など誰もが安心して働ける雇用環境が整備されている など
9 産業と技術革新の 集積地をつくらう	● 県産品・観光の魅力や正確な情報の発信により産地評価の回復、競争力の強化が進んでいる ● 利便性が高い道路ネットワークが確保されるとともに、条件不利地域でも携帯電話等が利用できる など
10 人や国の不平等を なくそう	● 年齢、性別、文化など様々な背景を持つ人々が互いに尊重し、自分らしく暮らしている など
11 住み続けられる まちづくりを	● 本県の実力の発信や受入体制の整備により、本県への移住・定住の流れが確かなものとなっている ● 避難解除等区域における生活環境等の整備や居住人口の増加が進んでいる ● 過疎・中山間地域においても、医療や生活交通などの生活基盤が安定的に確保されている など
12 つくる責任 つかう責任	● GAP等認証の活用などにより、持続可能な農業生産が進み、県産農産物の信頼性が確保されている ● ごみの減量化やリサイクルなど環境に配慮したライフスタイルが定着している など
13 気候変動に 適応する 対策を 世界中に	● 災害に強いライフラインやインフラの整備が進んでいる ● 防災に関する意識が高まり、自助・共助・公助による災害の備えが進んでいる ● 地球温暖化対策に県民一人一人が積極的に取り組んでいる など
14 海の豊かさ を守ろう	● 水産資源を安定的に利用できる仕組みが確立され、活力ある水産業が営まれている など
15 陸の豊かさ を守ろう	● 豊かな自然環境が保全されている ● 希少な動植物の保護など生物多様性が保全されている など
16 平和と公正を すべての人に	● 安全・安心で、差別や虐待のない人権に配慮した社会づくりが進んでいる など
17 パートナシップで 目標を達成しよう	● 住民、企業、NPO法人や行政が連携し、住民主役のまちづくりが行われている ● 市町村とともに、効率的・効果的な行政サービスが行われている など

過疎・中山間地域においては、その優位性をいかながら、多様な社会課題の解決、地域の暮らしの向上や維持活性化を図ることで、SDGsの理念である「持続可能な地域社会」の実現を目指します。



◆過疎・中山間地域振興戦略における施策の柱及び方向性

人と地域		しごと			暮らし			
(1)	(2)	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(3)	(4)
地域の活力づくり	人の流れづくり	農林水産業の振興	地域資源をいかした産業の振興	働く場の確保	地域医療・地域包括ケアシステムの充実	子育て・教育環境の充実	生活環境の維持・向上	里山の保全と自然との共生
					○	○	○	1 貧困をなくそう
		○	○					2 質の高い教育をみんなに
○					○			3 すべての人に健康と福祉を
○						○	○	4 質の高い教育をみんなに
○	○	○	○	○		○		5 ジェンダー平等を實現しよう
		○						7 持続可能なエネルギーを
		○	○	○				6 安全な水とトイレを世界中に
○	○	○	○	○		○		8 働きがいも経済成長も
		○	○	○			○	9 産業と技術革新の基盤をつくろう
○	○				○	○	○	10 人や国の不平等をなくそう
○	○				○	○	○	11 住み続けられるまちづくりを
○		○	○	○				12 つくる責任 つかう責任
		○	○				○	13 気候変動に具体的な対策を
		○	○	○				14 海の豊かさを守ろう
		○	○	○				15 陸の豊かさも守ろう
○	○				○	○	○	16 平和と公正をすべての人に
○	○	○	○	○	○	○	○	17 パートナーシップで目標を達成しよう

3 施策の方向性

1 人と地域

人の流れを呼び込み、愛着や誇りを醸成する地域づくり

(1) 地域の活力づくり

- ア 地域活動の活性化、持続可能な地域の運営
- イ 人材の育成・確保
- ウ 生きがいづくり
- エ 地域固有の文化や生活の知恵の伝承

(2) 人の流れづくり

- ア 移住・定住の促進
- イ 関係人口の創出・拡大
- ウ 交流人口の拡大

	新たな価値	継承すべき価値	取り戻すべき価値
内発的な活性化			
外部資源の活用、外部人材の参画			
新技術の活用			

(1) 地域の活力づくり



過疎・中山間地域が今後も持続的にあり続けるためには、それぞれの地域・集落が活力に満ちていることが大切です。そうした活力を生み出していくため、地域の活動をけん引し、地域の担い手となる人材の育成・確保を図るとともに、地域の特性や特色をいかした地域づくり団体等の自主的・主体的な取組・活動を支援します。

また、地域を持続的に維持していくためには、地域内外の関係団体の連携・協力体制が不可欠です。住民と行政、企業、関係団体、学校等が連携して、地域の維持・活性化を図る取組や、地域の関係者による地域運営組織等の活動、複数の集落等による広域ネットワークの形成を図る取組を支援します。

さらに、豊かな自然環境や温かな思いやりなどの地域の強みをいかし、住民が安全・安心を実感し、楽しみながら心豊かに地域で暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくり、また、地域固有の伝統や文化などの継承を図る取組を推進します。

ア 地域活動の活性化、持続可能な地域の運営

具体的な取組

- 過疎・中山間地域における住民主体の魅力ある地域づくりを推進するため、市町村や民間団体等の自主的な活動を支援します。また、地域資源をいかしたまちづくり、地域づくりを進めます。
- 地域づくり団体や集落等の活動団体が策定する地域づくり計画や実践活動を市町村と連携しながら支援します。
- 市町村と連携しながら、自治会や行政区などの地域コミュニティ組織の活動を促進します。
- 市町村と連携しながら、地域おこし協力隊員や集落支援員の活動を支援し、ボランティア・NPO、地域外からの関係人口などの多様な主体の参加による地域づくり活動の活性化を図ります。
- 地域の持続的な維持・活性化のため、地域づくり団体、自治協議会やNPOなどの地域運営組織の活動を支援します。また、地域を支える新しい形の地域運営組織等の設立やスタートアップを支援します。
- 過疎・中山間地域において、将来にわたり住民が暮らし続けることができるよう市町村と連携しながら、複数の集落生活圏を維持するための生活サービス機能を担う「小さな拠点」の形成に向けた取組を支援します。また、複数の集落による広域ネットワーク型生活圏の形成を支援します。

イ 人材の育成・確保

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の集落等の維持・活性化を支援するとともに、活動をけん引するリーダーの発掘・育成及び住民参加の仕組みづくりを図ります。
- 地域の活性化や課題解決に取り組む次世代の人材の育成を図る取組を支援します。
また、次世代の人材が連携して取り組む地域づくり活動や現役世代から地域の運営を継承する取組を推進します。
- 若者や女性が地域の意思決定の場へ参画し、地域の運営に多様な意見が反映され、活力ある地域の形成につながる環境づくりを推進します。
また、地域の維持・活性化に向けて、地域に関わる全ての人が自発的に活動し、活躍できる環境づくりに努めます。
- 地域おこし協力隊員や新規就農者などの新たな地域の担い手の受入体制の充実を図り、定着を促進するとともに、その活動を支援します。
- 地域の企業や関係団体の連携により、地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する取組を支援します。
- 過疎・中山間地域へ移住された方の地域活動への参画を促進し、また、地域外からに様々な形で関わる関係人口を拡大し、地域を内外から複層的に支える多彩な人材のネットワーク化を推進します。
- 農林水産業の担い手の減少や高齢化等が進む中で、認定農業者への技術・経営両面からの支援、意欲的な農業者や集落営農組織の組織化・法人化、企業等の農業参入促進等により、地域農業の核となる担い手を育成します。
(しごと(1)イ再掲)
- 研修制度の充実、地域全体でサポートする体制づくり、第三者継承の推進等により、多様な新規就農者の確保・定着を促進します。
(しごと(1)イ再掲)
- 学校や生涯学習施設等における地域学習等を通じて、自らの地域への愛着や誇りを醸成しながら、将来の担い手を確保・育成する取組を推進します。
(暮らし(2)イ再掲)
- 地域住民が身近な場所で文化・芸術・スポーツに親しめる機会の提供、充実を図るとともに、文化・スポーツ活動等のリーダーの育成を図ります。

ウ 生きがいつくり

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の特性をいかした農産物の販売を始め、特産品や工芸品づくりなど、高齢者等が周囲の人々に関わる機会を通して生きがいを感じ、併せて副次的に収入を得られる取組を推進します。
- 郷土食づくりや伝統工芸の技法など、高齢者が有している豊富な経験、知識や技術をいかせる活動機会の充実を図ります。
- 過疎・中山間地域に身近にある地域資源を活用した起業やスモールビジネスの運営など、地域内外の多くの人々と関わり、地域の活性化にも寄与できる取組を推進します。
- 複数の仕事を組み合わせて働くマルチワーカー(パラレルワーカー)や複業(副業)など、過疎・中山間地域の暮らしに馴染む充実した働き方を推進します。
- 住民の地域活動への参加促進や世代を超えた交流の機会を創出し、地域への貢献意識ややりがいの醸成を図ります。
- 地域づくりやボランティア活動など、住民の社会参加を促進するとともに、学びを通して心を豊かにする生涯学習を推進します。
- 高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、スポーツや文化活動を通し、地域で活躍できる場を充実させる取組を実施します。

エ 地域固有の文化や生活の知恵の伝承

具体的な取組

- 過疎・中山間地域における伝統文化や、自然の恵みを利活用する風習・技術等の生活文化を貴重な財産として将来の世代に伝えていくため、技術等を知る人に聞き取り、記録化し、デジタルアーカイブ等を活用しながら、保存・継承する取組を支援します。
- 伝統芸能の公演や民俗文化財の展示等の機会を創出し、地域の次世代が活動へ参加することを通じて、後継者の育成や伝統文化の継承を図る取組を支援します。
- 郷土食づくりや伝統工芸の技法など、高齢者が有している豊富な経験、知識や技術をいかせる活動機会の充実を図ります。(ひと(1)ウ再掲)
- 学校や生涯学習施設等における地域学習等を通じて、自らの地域への愛着や誇りを醸成しながら、将来の担い手を確保・育成する取組を推進します。(暮らし(2)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の食材を利用した郷土食や行事食などを作る機会を創出し、伝統食を継承し、食べる力や感謝する心、郷土愛を育む食育の取組を推進します。(暮らし(2)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の暮らしに根差した和紙、編み組細工、織物等の工芸品、酒造業等の伝統産業の担い手・後継者の育成を支援します。また、これらの地域産業の持続、発展に向けた取組を支援します。

(2) 人の流れづくり



本県への移住・定住世帯数は、震災後に落ち込んだものの、その後増加傾向にあり、特に近年は、若者の価値観の多様化を背景に、20代から40代の若い世代の移住者が増加しています。

一方、新型コロナウイルスを契機としたテレワークの普及などに伴い、首都圏を中心に若者の地方移住への関心が高まっており、自身のライフスタイルに応じて、ゆとりある生活が過ごせる過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあります。

このため、首都圏との近接性や豊かな自然環境、温かい人柄などの本県ならではの魅力を発信しながら、移住・定住を更に促進していきます。

地域外からの人の流れによって、人口減少が著しい地域においては、様々な好影響が期待されます。観光やイベントなどで訪れる「交流人口」、想いを持って多様な形で地域と継続的に関わり応援してくれる「関係人口」のほか、ご縁があって住民となる「移住・定住」など、様々な人の流れを創出するとともに、地域内外との交流を更に促進し、多様な形で関わる人たちとの連携・共創により、過疎・中山間地域の活性化を図っていきます。

ア 移住・定住の促進

具体的な取組

- 過疎・中山間地域を含め、本県ならではの多様なライフスタイルの提案など「ふくしまぐらし。」の魅力を始めとして、仕事や住まい、子育て環境などの情報をパッケージ化し、総合的に発信していきます。
- 市町村や民間団体と連携しながら、首都圏等における移住・定住セミナーの開催やプロモーション活動を展開し、豊かな自然環境やゆとりある生活空間、温かい人柄などの本県の魅力や優位性を細やかに伝え、選ばれる移住先となるよう取り組んでいきます。
- 都内に設置する移住相談窓口を拠点として、県内外に配置する移住推進員や移住コーディネーターと連携し、交流から移住までの多様なニーズに沿った相談体制の充実を図り、移住希望者のニーズや不安などにきめ細かに応え、移住・定住を円滑に支援していきます。
- 市町村と連携しながら、都市部の住民等との交流活動をコーディネートする地域のキーパーソンの発掘に努めるとともに、受入団体等によるネットワークの構築を支援するなど、地域ぐるみで受入を促進していきます。
- 県外から県内への移住・定住を促進するため、良質な住宅の取得や空き家などの必要な改修等への支援を推進します。
- UIJターン希望者への就職マッチングを促進するなど、県内への移住希望者の就業支援を行います。(しごと(3)ア再掲)

- 地域おこし協力隊員が任期終了後も地域で住み続けられるよう、市町村や地域と連携し、地域での受入体制を整えながら、隊員のスキルをいかした起業や就労を支援し、地域への定着に向けたサポートを行います。
- 農林水産業を志向する移住希望者に向けて、本県の農林水産業の魅力や支援に関する情報、経営の実践事例、魅力あるライフスタイルなど、新規就農等を促進する情報を効果的に発信します。(しごと(1)イ再掲)

イ 関係人口の創出・拡大

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の市町村や住民が主体的に取り組む、都市部の住民等との交流や地域資源を活用した体験型活動を支援します。
- 将来的な移住・定住を見据え、首都圏からの近接性をいかしたテレワークや、豊かな自然環境を活用したワーケーションを推進します。
また、都市部の住民が過疎・中山間地域における暮らしを体験するなどのふくしまとつながる機会の創出を図ります。
- 首都圏等に転出した若い世代や本県へ思いを寄せる首都圏等の若者に対し、過疎・中山間地域をステージとして自分らしく活躍する先輩移住者の体験談を発信するなど、本県にゆかりのある若い世代とのつながりづくりを支援します。
- 県外から本県を応援してくれる個人・企業・団体などの「ふくしま応援団」の方々との連携・つながりを大切に、本県への理解や共感の輪を広げていきます。
- 市町村や民間団体等が行うテレワーク施設やコワーキングスペースを整備する取組や県外の企業が県内でサテライトオフィスを開設する取組を支援します。
また、都市部の住民等が県内においてテレワークを体験する機会を支援します。(しごと(3)イ再掲)
- 豊富な経験やスキルを有し、複業(副業)や地方での活動に関心のある都市部の人材と、過疎・中山間地域等の企業・団体等のマッチングを支援し、地域課題等の解決や関係性を深める取組を支援します。
- 過疎・中山間地域の集落等と大学生(大学)等とのマッチングを支援し、若い世代の柔軟な発想や行動力を交流活動や活性化の取組にいかしていきます。また、交流活動の後も大学生と集落等との関係性が維持されるよう支援していきます。
- 農村等において、農地の保全や農村環境の維持、地域保全活動などに参加する都市部の住民等との交流活動を推進し、農に関わる関係人口の創出とともに、新たな活力を呼び込みます。

ウ 交流人口の拡大

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の魅力や優位性をいかしたグリーンツーリズムなどの体験型コンテンツづくりを促進します。(しごと(2)イ再掲)
- 自然環境や景観の保全に配慮しながら、地域資源をいかした滞在型、体験型観光及び教育旅行、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。(しごと(2)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の豊かな自然環境や地域資源をいかした交流体験活動等の取組を推進します。また、交流人口の拡大に向けて、地域が主体となり取り組む観光資源の磨き上げや魅力的な情報発信を支援します。
- 地域全体で主体的に取り組む農林漁業体験の受入、農泊や農家レストラン等の開設などの取組を支援し、地域における観光交流の振興とともに、新たな産業の育成や雇用の創出を図ります。(しごと(3)ア再掲)
- ウィズコロナに対応し、県民が近隣にある過疎・中山間地域の観光を楽しむ地産地消的なマイクロツーリズムの取組を推進します。(しごと(2)イ再掲)
- 宿泊施設等を活用したテレワーク施設の整備を支援するとともに、四季折々の景観やアクティビティを楽しみながら、地域住民との交流を通じ、関係を深めるワーケーションの取組を進めます。
- 東日本大震災からの復興に向けてチャレンジする県民や被災地へ移住した方々との主体的・対話的な学びを実現するホープツーリズムなどの福島ならではの特色ある交流の取組を推進します。(しごと(2)イ再掲)
- 東アジア地域を始めとした海外へのプロモーション活動を推進するとともに、只見川流域等の過疎・中山間地域における外国人観光客の受入体制の整備を促進し、誘客の促進を図ります。(しごと(2)イ再掲)



移住相談窓口での対応



大学生による集落訪問活動

《コラム・ギャラリー 3》 福島県大学生事業「あなたが描く理想の里山」



東北文化学園大学 エコ・カフェ菰川

〔活動集落〕 二本松市東和地区針道9区

【作品に込められた思い】

私たちが思い描く理想の里山とは、暮らしの資源を供給してきた里山の役割を体感できる農業公園です。ポリネーターの役目を果たしながら自らが生きるため懸命に花粉を集めて飛び交うミツバチたちにならい、春には稲の苗を植え、野菜の種をまきます。その傍らには羊たちが群れ遊ぶ草原が広がり、夏には川遊びに興じる子どもたちと獲れたてのキュウリやトウモロコシを味わい、炊事場のあるキャンプ場でアウトドア・ライフを楽しみます。そして山の木々が紅葉する頃、稲刈りを終えたら、収穫を感謝しながら中秋の名月を鑑賞します。針道に暮らす方々と、大学生事業で来訪する学生たちが協働してつくるそんな農業公園が私たちが理想とする里山の風景です。

獨協大学地域活性化プロジェクト
米山チーム Part 2

〔活動集落〕 小野町谷津作行政区

【作品に込められた思い】

杉林の中に置かれたシイタケ栽培のための樽木。それが初冬の雪を被っている風景が杉林の間から差し込む日光に照らされている。里山での人々の営みが輝いて見える風景である。



みらい写真部

(雑誌.TURNS : 大学生有志グループ)

〔活動集落〕 会津美里町関山集落

【作品に込められた思い】

子供の頃に見た祖父母の家の周りやその道中、そしてふるさとのメンバー全員の記憶を絵にまとめました。絵の意味は、芝をとっても色が違い、それぞれが過ごした里山が違うことから、一つの形にとらわれることなく様々な里山の形があって良い。形は違えど子供の頃から忘れることのない景色が思い出として記憶の中に残り続けることが私たちにとっての理想の里山であると思います。

2 しごと(雇用・経済)

産業の振興と担い手の確保・育成、地域資源を活用したしごとづくり

(1) 農林水産業の振興

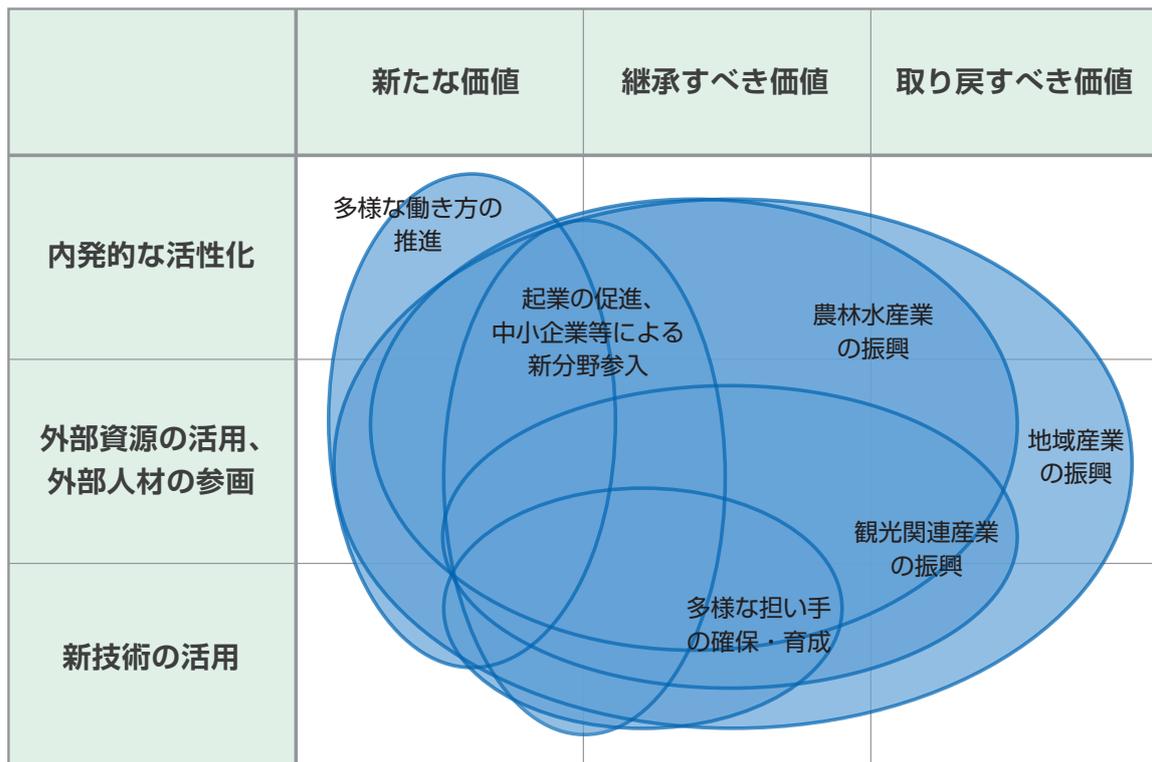
- ア 農林水産業の振興
- イ 多様な担い手の確保・育成

(2) 地域資源をいかした産業の振興

- ア 地域産業の振興
- イ 観光関連産業の振興

(3) 働く場の確保

- ア 起業の促進、中小企業等による新分野参入
- イ 多様な働き方の推進



(1) 農林水産業の振興



過疎・中山間地域では、豊かな自然資源をいかして多くの人々が農林水産業に携わっていますが、人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃、野生鳥獣による被害の増加が課題となっています。

このため、地域が主体となって取り組む農地の保全部管理、遊休農地等の利活用、鳥獣被害対策などの取組を支援しながら、過疎・中山間地域の気候に適した産品や加工品の開発等を推進するなど、県産農林水産物の価値を高める取組「もうかる農林水産業」を支援します。

また、都市部からの移住者や若者、女性など多様な主体が参入できる環境づくりや、法人化などによる新たな担い手の確保・育成の取組、デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展に応じたデジタル技術を活用した作業の省力化・効率化に向けた取組を促進していきます。

過疎・中山間地域の農地や森林は、食料の供給や水源のかん養、自然災害抑制などの多面的機能を有しています。このため、これらの機能の維持・保全の大切さについて地域内外への理解促進を図る取組や、多様な資源を効果的に活用した取組を推進するなど、農林水産業を通じて、過疎・中山間地域の活性化を図っていきます。



有害鳥獣(イノシシ)



若者・女性の参画

ア 農林水産業の振興

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の主要産業である農林水産業の収益性を高めるため、中山間地域向けのオリジナル品種、省力化技術、地球温暖化対策の技術など、生産現場や消費者のニーズに対応した付加価値の高い商品や優れた技術の開発を推進します。
- 中山間地域等直接支払制度等を活用し、集落などが取り組む農地等の保全管理や農村環境の維持を図る活動を支援します。
- 住民の話し合いによる農地の集積などを通して、遊休農地等の発生防止や利活用を図る取組を支援します。
- 条件不利地域であっても多様な農業に取り組めるよう、農業生産基盤の整備や優良な農地の確保、農業用施設や水路及び農道の整備を推進します。
- 豊富な森林資源を活用し、きのこや山菜類の栽培などの林業の多角化経営の取組や、間伐材や林地残材などを活用する新たな取組を支援します。
- 水産物の鮮度を維持し、品質や価値を高める技術開発や、内水面養殖魚の生産技術の開発など、漁業の収益性を高める取組を支援します。
- 中山間地域の森林や農地が保有する多面的機能を維持するとともに、資源の循環利用などの環境と共生する農業の取組を推進します。
- 野生動物捕獲の実態や課題を把握し、被害対策の効果を高めるため、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を支援します。
- 農林水産業における自動走行トラクター、自動かん水システム、防除用ドローン等の活用など、ICT等を活用したいわゆるスマート農業や、遠隔監視による鳥獣被害対策など、地域の生活や暮らしに受け込み、課題解決に必要とされるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。(暮らし(3)工再掲)
- 放射性物質モニタリング検査の実施や、正確な情報発信などの県産農林水産物の安全と消費者の安心を確保する取組、安全性やおいしさを伝える取組を推進します。



担い手の育成・確保

イ 多様な担い手の確保・育成

具体的な取組

- 高い経営管理能力を有する人材の育成、産地の発展に向けた労働力確保等の取組を支援するとともに、意欲的な農業者や集落営農の組織化を支援します。
- 農林水産業の担い手の減少や高齢化等が進む中で、認定農業者への技術・経営両面からの支援、意欲的な農業者や集落営農の組織化・法人化、企業等の農業参入促進等により、地域農業の核となる担い手を育成します。
- 研修制度の充実、地域全体でサポートする体制づくり、後継者不在などを理由とした離農者から農地等を譲り受ける第三者継承の取組等により、多様な新規就農者の確保・定着を促進します。
- 林業労働者の就業条件の改善や事業の合理化、新たな研修講座開設により、林業の担い手の確保を図ります。
- 漁業技能研修や経営改善指導などにより、漁業の担い手確保を図ります。また、漁業体験学習などにより、子どもたちの漁業への理解を深める取組を進めます。
- 女性農業者の経営参画を促進させるなど、女性の経営者の確保・育成を図るとともに、女性が働きやすい環境づくりを推進します。
- 移住により地域に入った新規就農者や若手農業者がネットワークを形成し、経営力や技術力の向上を目指す取組を支援します。
- 農業を通して障がい者の社会参画を実現する農福連携や、半農半Xなどの多様な取組を支援します。
- 農林水産業を志向する移住希望者に向けて、本県の農林水産業の魅力や支援に関する情報、移住ライフの実践事例など、新規就農等を促進する情報を効果的に発信します。
- 農村等において、農地の保全や農村環境の維持、地域保全活動などに参加する都市部の住民等との交流活動を推進し、農に関わる関係人口の創出とともに、新たな活力を呼び込みます。(ひと(2)イ再掲)



農業短期大学校による就農相談会

(2) 地域資源をいかした産業の振興



過疎・中山間地域では、豊かな自然や豊富な農林水産物、地域に根差した誇るべき伝統文化など、様々な特色ある地域資源を数多く有しています。

従来地域産業を安定的に継承させながら、地域資源を効果的に活用し、地域産業6次化商品の開発や新たな産業の創出に向けた取組を支援するとともに、豊かな資源を地域で活用する地産地消の取組を進め、地域経済の循環を促進します。

また、新型コロナウイルスの影響により、自然豊かでゆとりのある過疎・中山間地域に対する評価が高まっていることを契機と捉え、過疎・中山間地域ならではの魅力や地域資源を活用した体験型・滞在型の交流活動等を支援し、広い経済効果の受益が期待できる観光関連産業の振興に努めます。

ア 地域産業の振興

具体的な取組

- 過疎・中山間地域に伝わる伝統食や郷土食、伝統文化などの地域資源を活用した農工商連携による地域産業6次化を推進するため、農林漁業者や地域の企業・団体、学生などが、地域産業6次化に取り組める環境づくりを支援します。
- 観光産業と連携した地域ブランドの形成、地域に根ざした産品を広く販売し、地域が誇る産品の品質の高さやおいしさなどの魅力を発信します。
- 地域の愛着醸成、環境保全に寄与する地産地消の取組を推進し、地域経済の循環を図ります。
- 保育所や学校給食での地元食材の活用など、地域の食材や郷土食に対する理解を深め、地域内での消費に繋がる取組を推進します。
- 地域の女性や高齢者の交流の拠点となる農産物直売所を活性化させる取組を支援します。
- 森林や里山の豊富な地域資源をいかした和紙、編み組細工、織物、酒などの伝統産業の継承や後継者の育成、異業種産業間の交流を行うなどの地域産業の持続的発展に向けた取組を支援するとともに、地域資源を活用した新たな事業(農山漁村型イノベーション)を推進します。
- 地域全体で主体的に取り組む農林漁業体験の受入、農泊や農家レストラン等の開設などの取組を支援し、地域における観光交流の振興とともに、新たな産業の育成や雇用の創出を図ります。(しごと(3)ア再掲)
- 景観や環境に配慮しながら、地域主導による太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等の自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大、自家消費や地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進します。

イ 観光関連産業の振興

具体的な取組

- 過疎・中山間地域の魅力や優位性をいかしたグリーンツーリズムなどの体験型コンテンツづくりを促進します。
- 自然環境や景観の保全に配慮しながら、地域資源をいかした滞在型、体験型観光及び教育旅行、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。
- 過疎・中山間地域の住民が主体的に取り組む、都市部の住民等との交流や体験型活動を支援します。(ひと(2)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の豊かな自然環境や地域資源をいかした交流体験活動等の取組を推進します。また、交流人口の拡大に向けて、地域が主体となり取り組む観光資源の磨き上げや魅力的な情報発信を支援します。(ひと(2)ウ再掲)
- ウィズコロナに対応し、県民が近隣にある過疎・中山間地域の観光を楽しむ地産地消的なマイクロツーリズムの取組を推進します。
- 宿泊施設等を活用したテレワーク施設の整備を支援するとともに、四季折々の景観やアクティビティを楽しみながら、地域住民との交流を通じ、関係を深めるワーケーションの取組を進めます。(ひと(2)ウ再掲)
- 東日本大震災からの復興に向けてチャレンジする県民や被災地へ移住した方々との主体的・対話的な学びを実現するホープツーリズムなどの福島ならではの特色ある交流の取組を推進します。
- 東アジア地域を始めとした海外へのプロモーション活動を推進するとともに、只見川流域等の過疎・中山間地域における外国人観光客の受入体制の整備を促進し、誘客の促進を図ります。



地域おこし協力隊による地域産業の伝承



地域での生活体験（薪割り体験）

(3) 働く場の確保



立地条件が不利な過疎・中山間地域においても働く場を確保できるよう、自然や地域資源を活用した起業及び中小企業等による新たな事業分野への参入を促進します。

また、季節による就業機会の偏りなどの課題に対応するため、通年で安定した雇用の確保に資する取組や、遊休施設を活用する取組を支援し、過疎・中山間地域における関係人口の拡大と雇用の創出、高齢者や女性、移住者など、多様な人材が働きやすい環境づくりを促進します。

ア 起業の促進、中小企業等による新分野参入

具体的な取組

- 経営者の高齢化や後継者不在などによる事業継承の課題を解決するため、地域を支える企業や商店などの事業継承支援を行います。
- 起業希望者を対象とした相談会などを通して、県内外の意欲ある起業家の発掘・呼び込みを行います。
- 過疎・中山間地域に身近にある地域資源を活用した起業やスモールビジネスの運営など、地域内外の多くの人々と関わり、地域の活性化にも寄与できる取組を推進します。(ひと(1)ウ再掲)
- 地域産業に従事する人材と働く場の確保のため、特定地域づくり事業協同組合などの組織化、法人化に向けた取組を支援します。
- 地域全体で主体的に取り組む農林漁業体験の受入、農泊や農家レストラン等の開設などの取組を支援し、地域における観光交流の振興とともに、新たな産業の育成や雇用の創出を図ります。
- 地域おこし協力隊員が任期終了後も地域で住み続けられるよう、市町村や地域と連携し、地域での受入体制を整えながら、隊員のスキルをいかした起業や就労を支援していきます。(ひと(2)ア再掲)
- 過疎・中山間地域の暮らしと産業を支える、ロボットやICT等の先端技術の活用や、デジタルトランスフォーメーション(DX)を推進する人材を育成します。
- きれいな水や空気、豊かな農林水産資源を有する等の過疎・中山間地域の特性をいかした企業誘致を進めるとともに、テレワークの普及を推進します。
- UIターン希望者への就職マッチングを促進するなど、県内への移住希望者の就業支援を行います。
- 地域住民やNPO等の多様な主体による環境、農業、商業、医療、福祉、教育など様々な分野の新規起業を支援します。また、地域の課題解決を促すコミュニティビジネスの取組等を支援します。

- 宿泊施設等を活用したテレワーク施設の整備を支援するとともに、四季折々の景観やアクティビティを楽しみながら、地域住民との交流を通じ、関係を深めるワーケーションの取組を進めます。(ひと(2)ウ再掲)

イ 多様な働き方の推進

具体的な取組

- 多様な形態による雇用・就業の機会を創出するなど、地域に根付き、いきいきと働きながら収入を得る取組を支援します。
- 地域の企業や関係団体の連携により、地域の仕事を組み合わせ、年間を通じた仕事を創出し、地域の担い手を確保する取組を支援します。(ひと(1)イ再掲)
- 市町村や民間団体等が行うテレワーク施設やコワーキングスペースを整備する取組や県外の企業が県内でサテライトオフィスを開設する取組を支援します。
また、都市部の住民等が県内においてテレワークを体験する機会を支援します。
- 複数の仕事を組み合わせて働くマルチワーカー(パラレルワーカー)や複業(副業)など、過疎・中山間地域の暮らしに馴染む充実した働き方を推進します。
(ひと(1)ウ再掲)
- 豊富な経験やスキルを有し、複業(副業)や地方での活動に関心のある都市部の人材と、過疎・中山間地域等の企業・団体等のマッチングを支援し、地域課題等の解決や関係性を深める取組を支援します。(ひと(2)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の特性をいかした農産物の販売を始め、特産品や工芸品づくりなど、高齢者等が周囲の人々に関わる機会を通して生きがいを感じ、併せて副次的に収入を得られる取組を推進します。(ひと(1)ウ再掲)
- 男女が共に参画する子育ての意識啓発や、仕事と育児の両立支援に取り組む企業の認証・評価など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した環境の整備を進め、過疎・中山間地域を含めて、女性が働きやすい環境整備や普及啓発、就業支援などの取組を進めます。(暮らし(2)ア再掲)



テレワーク施設の整備



副業人材の交流ツアー

3 暮らし(生活環境) 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

(1) 地域医療・地域包括ケアシステムの充実

- ア 地域医療体制の充実
- イ 医療人材の確保
- ウ 地域包括ケアシステムの構築・充実
- エ 健康づくりの推進

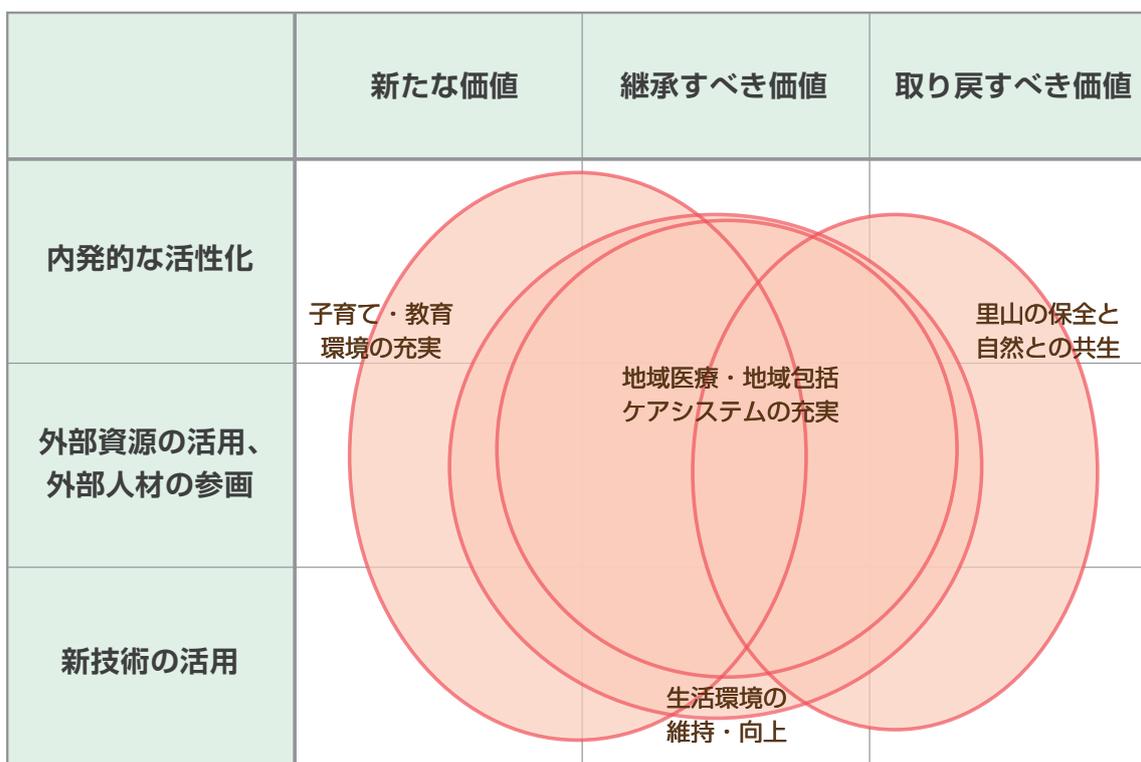
(2) 子育て・教育環境の充実

- ア 子育て環境の充実
- イ 教育環境の充実、特色ある学び

(3) 生活環境の維持・向上

- ア 生活交通の確保
- イ 安全で安心な暮らしの確保
- ウ 暮らしを支える道路等の維持・整備
- エ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進と基盤整備

(4) 里山の保全と自然との共生



(1) 地域医療・地域包括ケアシステムの充実



過疎・中山間地域における安定した地域医療の提供体制は、住民の生命や毎日の安全・安心な生活に関わる大きな対応課題です。特に、過疎・中山間地域においては、高齢者が多く居住しており、医療需要が高い地域であるものの、医師や看護師等の医療人材の不足、地域偏在が深刻化しています。

このため、限られた医療資源の効率的な運用に努めるとともに、医師や医療スタッフの育成・確保を図り、地域住民が安心して必要な医療を受けられるよう医療提供体制の充実を図っていきます。

また、急速な高齢化が進行する中で、高齢者や障がい者が安心して暮らせる介護・福祉サービスの充実など、住み慣れた地域において、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域住民が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創る「地域共生社会」の実現を目指し、医療、介護・福祉が連携した体制の整備を進めていきます。

また、高齢化が進む中でも、生涯を通じて健康でいきいきと安心して暮らせるよう、健康に関する意識の向上や取組を強化していきます。

ア 地域医療体制の充実

具体的な取組

- 救命救急センター、休日夜間急患センターの支援やドクターヘリの運営の支援などにより、過疎・中山間地域のエリアを含めた、初期救急・二次救急・三次救急医療体制の強化を図ります。
また、救急関係機関の連携により、傷病者の円滑な搬送及び受入体制の構築に努めるとともに、救急体制の高度化を推進するため、メディカルコントロール体制の充実・強化に取り組みます。
- 過疎・中山間地域の医療を支える県立病院の診療機能の強化や、へき地診療所の運営を支援するほか、自治医科大学卒業医師などの配置、在宅医療や訪問看護の取組等により、地域医療提供体制の整備を図ります。
- ケーブルテレビやテレビ電話などを活用した在宅健康管理や、ICT等を活用した遠隔医療の普及など、地域医療提供体制の充実に向けて取り組みます。
- 過疎・中山間地域における医療、介護・福祉人材の確保、育成、定着を図るほか、ロボットやICTの活用など、デジタルトランスフォーメーション(DX)による業務の効率化・軽減化を進めていきます。
- 医学生に対する修学資金の貸与や県外からの医師の招へい等により医師数の増加を図ります。また、福島県地域医療支援センターにおいて、医師等に対するキャリア形成の取組などを行い、県内定着を促進します。

イ 医療人材の確保

具体的な取組

- 医学生に対する修学資金の貸与や県外からの医師の招へい等により医師数の増加を図ります。また、福島県地域医療支援センターにおいて、医師等に対するキャリア形成の取組などを行い、県内定着を促進します。(暮らし(1)ア再掲)
- 過疎・中山間地域の医療機関における看護師、薬剤師等の医療人材の確保の取組を進めます。また、院内保育所の運営の支援、退職した看護師の再就業の支援などにより、看護師の確保と離職防止を図ります。
- 介護人材のイメージアップやマッチング、人材の確保・育成、定着を図るほか、外国人介護人材の参入、受入環境の整備などに取り組みます。
- 過疎・中山間地域の保健ニーズに対応するため、保健師・管理栄養士などの保健医療専門職の確保を図ります。
- 将来の担い手を確保・育成するため、医療職や介護職を志す学生の実習受入を行うとともに、地域住民との交流の機会の充実を図ります。

ウ 地域包括ケアシステムの構築・充実

具体的な取組

- 高齢者が住み慣れた身近な地域で安心して日常生活を営むことができるよう、医療、介護・福祉、行政が有機的に連携し、生活支援サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの構築を支援していきます。
- 市町村が実施する地域包括ケアシステムの体制整備事業等を支援するとともに、評価の実施を促進し、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
- 過疎・中山間地域における高齢者人口や介護サービスの需要見込みを踏まえ、介護・障がい福祉サービスの基盤整備とサービスの質の向上を図り、高齢者や障がい者が安心して暮らし続けることができる体制を整備していきます。
- 認知症の正しい知識の更なる普及・啓発や、早期診断・早期対応のための医療従事者の対応力向上を図る研修の強化、認知症疾患医療センターの活動などを推進していきます。

エ 健康づくりの推進

具体的な取組

- 住民が運動による健康づくりに気軽に楽しみ、また、バランスの良い食生活やベジファースト、減塩の実践を促す取組を通じ、健康づくりの取組を支援します。
- 住民が参加する健康づくりや介護予防に資する「通いの場」の普及・展開に取り組む市町村等を支援します。
- 過疎・中山間地域の保健ニーズに対応するため、保健師・管理栄養士などの保健医療専門職の確保を図ります。(暮らし(1)イ再掲)
- 過疎・中山間地域の特性をいかした農作業や農作物の販売、特産品や工芸品づくりなど、高齢者等が周囲の人々と関わる機会を通して生きがいを感じ、併せて副次的に収入を得られる取組を推進します。(ひと(1)ウ再掲)
- 高齢者が健康でいきいきと生活できるよう、スポーツや文化活動を通じ、地域で活躍できる場を充実させる取組を実施します。(ひと(1)ウ再掲)



医学生による研修 (H30年度)



地域で開催する野菜市

(2) 子育て・教育環境の充実



過疎・中山間地域を含めて全国的に少子化が進行していますが、地域に暮らす若い世代の住民や地域外から移住を希望される方々が、安心して子育てができる環境づくりが求められています。

地域とともに行政、企業、関係する団体が連携しながら、過疎・中山間地域の特性や実情に応じた魅力ある子育て支援サービスを提供するなど、地域全体で子育てを支える仕組みづくりが必要です。また、自分たちの暮らす地域・集落の伝統や良さを次世代に引き継いでいく取組やデジタルトランスフォーメーション(DX)による教育環境の充実が期待されています。

ア 子育て環境の充実

具体的な取組

- 温かな人のつながり、豊かな自然やゆとりある生活空間など、子どもたちがのびのびと心豊かに成長することができる過疎・中山間地域の環境の強みをいかし、地域とともに行政、企業、関係団体が連携しながら、特色のある充実した子育て環境の整備を進めていきます。
- 住民による子育て支援団体や地域運営組織、行政、企業、関係団体等が連携し、地域全体で子育てを支援する機運の一層の推進を図るとともに、地域で活動する民間団体や市町村が実施する子育て支援の取組を支援します。
- 地域の特性に応じて、延長保育、病児保育やファミリー・サポート・センターなど、多様な各種子育て支援サービスが提供できるよう市町村を支援します。
- 保育所等や認定こども園の整備を促進し待機児童の解消に努めるとともに、保育の質の向上を図るため、人材の確保・育成を推進します。また、子育て世代の多様なニーズに応えるため、保護者や児童の状況に応じた子育て支援サービスの充実に取り組みます。
- 市町村の子育て世代包括支援センターにおいて、家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供や相談支援を行い、必要とするサービスが受けられるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポート体制の機能充実を図ります。
- 幼児教育・保育の無償化に加え、子どもの医療費や教育費等について、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを生むことができ、育てやすい環境づくりを進めます。
- 児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブの施設整備や放課後児童支援員の確保、放課後子ども教室に従事する者の質の向上に努めます。

- 市町村や企業等と連携しながら、婚活イベントやマッチングシステム、世話焼きボランティアの養成などを通じた出会いの機会を提供します。また、市町村が行う結婚応援事業を支援するとともに、社会全体で前向きにイメージを持てるよう機運の醸成に努めます。
- 男女が共に参画する子育ての意識啓発や、仕事と育児の両立支援に取り組む企業の認証・評価など、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に配慮した環境の整備を進め、過疎・中山間地域を含めて、女性が働きやすい環境整備や普及啓発、就業支援などの取組を進めます。

イ 教育環境の充実、特色ある学び

具体的な取組

- 子どもたちが地域の人と関わりあいながら、自然体験活動や祭事・伝統行事などの地域活動への参加、地域の歴史を学ぶ学習の機会など、過疎・中山間地域に根差した特色ある教育活動を通じて、郷土への愛着を育み、地域の将来を考えることができる心豊かな人の育成を図ります。
- 過疎・中山間地域の食材を利用した郷土食や行事食などを作る機会を創出し、伝統食を継承し、食べる力や感謝の心、郷土愛を育む食育の取組を推進します。
- 環境教育により、生物多様性や自然との共生、美しい景観や二酸化炭素の吸収源となる森林保全に対する理解を促進し、豊かな自然環境の次世代への継承を図ります。(暮らし(4)再掲)
- 学校や生涯学習施設等における地域学習等を通じて、自らの地域への愛着や誇りを醸成しながら、将来の担い手を確保・育成する取組を推進します。
- 地域コーディネーターの配置やコミュニティ・スクールの導入等により、過疎・中山間地域の住民等と学校が連携・協働する体制づくりを促進しながら、教育内容の魅力を創出します。
- 地域課題探究学習の推進により、郷土理解を促進するとともに、子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図ります。
- 専門的な教科科目を含め、少人数によるきめ細かな指導体制の構築や、過疎・中山間地域における小規模校・クラスでの学びの充実のための取組を支援します。
- 1人1台のICT端末の導入等を踏まえ、これまでの対面の教育実践とICT、紙とデジタルの双方の良さを取り入れた「個別最適化された学び」、「協働的な学び」、「探究的な学び」を実現する取組を推進します。併せて、情報モラル等情報活用能力を育成します。
- 高速大容量の通信ネットワークを活用した教育(GIGAスクール構想)や、ICTを効果的に活用した遠隔授業等により、小規模校・クラスであっても他校の児童・生徒と交流・意見交換ができる機会の提供や、高度・専門的な教育を受けられる環境など、都市部と遜色ない多様な学びが得られる教育環境の整備を推進します。

(3) 生活環境の維持・向上



過疎・中山間地域においては、自家用車が主な移動手段となっていますが、高齢者など、移動手段を容易に確保できない交通弱者となる住民が多く、鉄道・バス等の公共交通やデマンド型の車両など、生活交通の安定的な維持・確保が必要とされています。

また、人口減少・高齢化の進行に伴い、店舗の維持や後継者の確保が困難となっていますが、住民が日常生活における買い物や、ガソリン・灯油などの生活必需品を安定的に購入できる生活環境を維持していく必要があります。

さらに、過疎・中山間地域に暮らす住民が、安全・安心に住み続けていくための基盤となる道路や情報通信基盤を引き続き整備するとともに、除雪体制の維持や鳥獣被害対策等を進めていく必要があります。

過疎・中山間地域における生活環境の維持・向上に向けて、住民を始め、地域の関係機関が連携しながら課題解決に取り組み、デジタルトランスフォーメーション(DX)を効果的に組み合わせながら、各種の取組を推進させていくことが大切です。

ア 生活交通の確保

具体的な取組

- 住民の生活の足の確保・維持を図るため、第三セクター鉄道の施設整備等を支援するほか、地域の状況に応じた交通対策事業に取り組む市町村やバス事業者を支援します。
- 高齢者等が運転免許を返納した後においても移動手段を確保できるよう、市町村や地域運営組織・NPO等が主体となり取り組む、自家用有償旅客運送等の新しい地域公共交通の仕組みづくりを支援します。
- 市町村や地域運営組織・NPO等が連携しながら取り組む、既存の公共交通機関を活用した貨客混載等の実証事業や、地域の企業や事業者、団体が有する遊休車両の相互活用などの、新しい地域交通サービスの取組等を支援します。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるICT等の新たな技術を活用した効率的な車両送迎サービス提供などの取組や、自動運転に向けた実証実験などの取組を促進します。
- 会津鉄道や阿武隈急行などの地域鉄道の利用促進に向けた取組や、地域や市町村が主体となり、運行と連動した利便性向上を図る交通サービスの取組等を促進し、沿線地域等の活性化を促進します。
- 本県の七つの生活圏を有機的に結ぶJR在来線の利用促進に努め、沿線地域等の活性化を促進します。

イ 安全で安心な暮らしの確保

具体的な取組

- 過疎・中山間地域においても、住民が日常の買い物や生活物資を安定的に購入することができるよう、地域に関係する企業や事業者、市町村や地域運営組織・NPO等が連携して取り組む商業機能の維持・提供や買い物支援に関する取組を支援します。
- 過疎・中山間地域に暮らす人々の温かな絆をいかし、地域住民組織やNPO、行政、関係団体等が連携して行う、地域に暮らす高齢者や要援護者の見守り・安否確認等の取組を支援します。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるICT等の新技術の活用により、人の生命や生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣の効果的な捕獲を促進するほか、被害防除や生息環境管理など、総合的な鳥獣被害対策を図ります。
- 地域の生活環境の維持・向上のため、市町村等と連携して総合的な空き家対策を促進します。
- 歩道が無い通学路や幅員が狭く事故が多い区間などを中心に生活道路等の整備を行い、全ての人々が安全で安心できる交通を確保します。
- 豪雪地域等の市町村や関係機関が行う除雪や、地域の担い手の確保のための広域的な取組、必要な施設・機材の導入等を支援します。
また、地域外からの応援体制づくりや、デジタルトランスフォーメーション(DX)を進め、ICT等の新技術を効果的に活用した除雪の取組を推進します。
- 地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化及び地域が行う防災訓練などを通し、高齢者等の災害時の要支援者への対応強化を支援します。
- 日常生活における安全・安心の確保に向け、市町村や地域が行う交通安全の取組や、なりすまし詐欺を始めとする防犯対策などの取組を支援します。

ウ 暮らしを支える道路等の維持・整備

具体的な取組

- 県境、峠越えにおける交通不能区間・冬期通行不能区間の解消及び通行止め期間の短縮、車両すれ違い困難箇所の解消など暮らしを支える道路整備の促進を図ります。
- 橋梁の耐震対策や落石対策などを推進するとともに、治山施設や砂防施設等の設置により、災害時における道路の寸断による集落孤立化を予防します。
- 会津地方を中心とする豪雪地域において、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制を充実するとともに、交通障害を防ぐ防雪施設の整備等を進めます。
- 過疎・中山間地域の集落間を結ぶ地域内道路、集落と近隣の都市を結ぶ幹線道路など、住民の暮らしを守り、地域の経済活動や地域内外との交流を支える道路ネットワークの機能強化と危険箇所の解消、また、既存道路の適切な維持管理を行います。

- 治水対策としての河川改修を進めるとともに、土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。(暮らし(4)再掲)

エ デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進と基盤整備

具体的な取組

- 過疎・中山間地域においてデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進していく基盤となる、携帯電話や光ファイバー網、5Gサービス、ローカル5G等の情報通信基盤の整備を推進します。
- 通信事業者や市町村等との協働により、過疎・中山間地域のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、新たな行政サービスの提供や様々な地域活性化の取組を支援します。
- 地域医療、教育、福祉、生活交通、買い物、防災など、住民生活と密接な関わりを有する分野のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進し、利便性を向上させることにより、安全・安心で快適な生活環境づくりを促進します。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるICT等の新たな技術を活用した効率的な車両送迎サービス提供などの取組や、自動運転に向けた実証実験などの取組を促進します。(暮らし(3)ア再掲)
- 高齢者等が身近な場所で相談できるデジタル活用支援員の体制づくりを促進するとともに、シニア層などの住民がデジタル活用推進リーダー等として活躍するための支援や研修の実施など、高齢者を含めた地域住民の情報リテラシーの向上を促進します。
- ケーブルテレビやテレビ電話などを活用した在宅健康管理や、ICT等を活用した遠隔医療の普及など、地域医療提供体制の充実に向けて取り組みます。(暮らし(1)ア再掲)
- 農林水産業における自動走行トラクター、自動かん水システム、防除用ドローン等の活用など、ICT等を活用したいわゆるスマート農業や、遠隔監視による鳥獣被害対策など、地域の生活や暮らしに溶け込み、課題解決に必要とされるデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。
- デジタルトランスフォーメーション(DX)の進展によるICT等の新技術の活用により、人の生命や生活環境に被害を及ぼす有害鳥獣の効果的な捕獲を促進するほか、被害防除や生息環境管理など、総合的な鳥獣被害対策を図ります。(暮らし(3)イ再掲)
- 高速大容量の通信ネットワークを活用した教育(GIGAスクール構想)や、ICTを効果的に活用した遠隔授業等により、小規模校・クラスであっても他校の児童・生徒と交流・意見交換ができる機会の提供や、高度・専門的な教育を受けられる環境など、都市部と遜色ない多様な学びが得られる教育環境の整備を推進していきます。(暮らし(2)イ再掲)

(4) 里山の保全と自然との共生



過疎・中山間地域の森林、里山や農地は、美しい景観や豊かな地域資源を提供するほか、水源のかん養機能や土壌の保全など、自然災害から住民の暮らしを守るという重要な多面的機能の役割を有しており、こうした機能を将来にわたり維持していくことが求められます。

近年、地球温暖化による影響が顕在化していますが、県民一人一人が環境負荷を軽減させていくという意識とライフスタイルとして実践・定着させていくことが大切です。

さらに、里山の自然環境を適切に保全しながら、地域主導による豊富な自然を活用した再生可能エネルギーの導入や地産地消などの取組を進めていくことが期待されます。

また、農林水産業や生活環境への被害軽減を図るための有害鳥獣の捕獲に取り組むと同時に、野生動物を含めた生態系との共生を目指していくことが求められます。

具体的な取組

- 環境教育により、生物多様性や自然との共生、美しい景観や二酸化炭素の吸収源となる森林保全に対する理解を促進し、豊かな自然環境の次世代への継承を図ります。
- 自然環境や景観の保全に配慮しながら、地域資源をいかした滞在型、体験型観光及び教育旅行、エコツーリズム、グリーンツーリズムなどの自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。(しごと(2)イ再掲)
- 廃棄物の発生抑制やリサイクル率の向上を推進するとともに、森林等への粗大ごみ等の不法投棄防止対策を支援し、美しい自然環境の保全を図ります。
- 中山間地域の森林や農地が保有する多面的機能を維持するとともに、資源の循環利用などの環境と共生する農業の取組を推進します。(しごと(1)ア再掲)
- 景観や環境に配慮しながら、地域主導による太陽光、風力、小水力、バイオマス、地熱等の自然資源を活用した再生可能エネルギーの導入拡大、自家消費や地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進します。(しごと(2)ア再掲)
- 地域の愛着醸成、環境保全に寄与する地産地消の取組を推進し、地域経済の循環を図ります。(しごと(2)ア再掲)
- 自然公園の保護と適正な利用に対する理解を促進し、「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、自然公園の魅力の向上と安全で快適な利用を推進します。
- 治水対策としての河川改修を進めるとともに、土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。

- 里山の自然生態系の維持に重要な役割を担う野生動物や、生物多様性の重要性について理解促進を図るとともに、希少動植物を保護するなど、野生生物との共生を推進します。
- 野生動物捕獲の実態や課題を把握し、被害対策の効果を高めるため、地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策を支援します。(しごと(1)ア再掲)



伝統産業を学ぶ体験学習



鳥獣被害対策 電気柵の設置



道路の除雪



ドローンを活用した調査

第 6 章

戦略の推進のために

第6章 戦略の推進のために

1 戦略の進行管理

本戦略を着実に推進し、進行管理を行っていくため、PDCAサイクルマネジメントによる取組の効果の適切な評価を行い、具体的な成果の創出と見える化を進めます。

また、効果的に第三者評価を行うため、県総合計画審議会等における施策の点検・評価や有識者との意見交換等による取組状況の確認のほか、毎年度、県議会に前年度の取組状況を報告し、適切に進行管理を行っていきます。

2 戦略の指標

この戦略に基づく各種施策を効果的に推進するため、県総合計画等において目標とする以下の関係指標を用いて一体的に進行管理し、県全体の施策推進との連動を図りながら実効性を担保し、効果的な実現を図っていきます。

また、総合計画の改定や大きな制度改正、社会情勢の変化等に合わせ柔軟に見直しを行うものとしします。

	視点			指標名	指標の性質	現況		目標 (R12年度)	備考
	ひと	しごと	暮らし						
1	○		○	地域創生総合支援事業（サポート事業）のうち「一般枠」の採択件数	ストック	R3	1,661件	2,786件	総合計画指標
2	○		○	地域創生総合支援事業（サポート事業）のうち「過疎・中山間地域活性枠」の採択件数	ストック	R3	14件	117件	総合計画指標
3	○			集落支援員数	ストック	R2	62人	72人	地域振興課調べ
4	○		○	基幹集落を中心とした集落ネットワーク圏の形成数	ストック	R2	48箇所	60箇所	総合計画指標
5	○			地域おこし協力隊定着率	フロー	R2	54.8%	64.6%	総合計画指標
6	○			新たに大学生と活性化に取り組む集落数	ストック	R2	70集落	116集落	総合計画指標
7	○			移住を見据えた関係人口創出数	ストック	R2	1,334人	6,884人	総合計画指標
8	○			ふくしまファンクラブの会員数	ストック	R2	17,813人	21,300人	総合計画指標
9	○			移住ポータルサイトへのアクセス数（ページビュー）	フロー	R2	274,250PV	474,250PV	総合計画指標
10	○			都内の移住相談窓口における相談件数	フロー	R2	6,395件	7,400件	総合計画指標
11	○			移住コーディネーターの活動件数	フロー	R2	3,115件	4,000件	総合計画指標
12	○			移住世帯数	ストック	R2	723世帯	1,450世帯	総合計画指標
13	○	○		ふるさと福島就職情報センター東京窓口における就職決定者数	フロー	R2	115人	毎年150人以上	総合計画指標
14		○	○	地域共同活動による農地・農業用水等の保全管理面積の割合（県全域）	ストック	R2	51.0%	57.0%	総合計画指標
15		○		スマート農業技術等導入経営体数	ストック	R2	525経営体	950経営体	総合計画指標
16		○		農産物の加工や直売等の年間販売金額	フロー	H30	461億円	570億円	総合計画指標
17		○	○	遊休農地の解消面積（県全域）	ストック	R2	－	4500ha以上	農林水産業振興計画
18		○	○	野生鳥獣による農作物の被害額	フロー	R1	179,326千円	90,000千円	総合計画指標
19		○		新規就農者数	ストック	R2	204人	340人	総合計画指標
20		○		新規林業就業者数	ストック	R2	78人	140人	総合計画指標
21		○		有機農業等の取組面積	ストック	R2	2,957ha	6,000ha	総合計画指標
22		○		過疎・中山間地域における工場立地件数	ストック	R2	16件	186件	企業立地課調べ
23	○	○		事業承継計画策定件数	ストック	R2	67件	150件	総合計画指標

	視点			指標名	指標の性質	現況	目標 (R12年度)	備考	
	ひと	しごと	暮らし						
24		○		再生可能エネルギー・水素関連産業の成約件数	ストック	R2	57件	429件	総合計画指標
25	○	○		過疎・中山間地域における観光入込数	フロー	R2	15,068千人	23,200千人	総合計画指標
26		○		特定地域づくり事業協同組合の認定数	ストック	R3	1団体	11団体	総合計画指標
27			○	過疎地域における医師数	ストック	H30	217人	増加を目指す	医療人材対策室調べ
28			○	県立病院における訪問看護件数	フロー	R2	6,322件	6,800件	総合計画指標
29			○	介護福祉士等修学資金貸付者数	フロー	R2	526人	1,021人	総合計画指標
30	○		○	地元自治体等と共に課題解決に向けた学習活動を実施した学校の割合(高等学校)	フロー	R2	-	100.0%	総合計画指標
31			○	公共交通(バス路線・デマンド交通・コミュニティバス)路線数	フロー	R2	858系統	現状維持を目指す	総合計画指標
32			○	すれ違い困難箇所の解消率(日常的に通行に使用する21箇所)	ストック	R2	0.0%	100.0%	総合計画指標
33			○	ICT導入施設数(医療・介護・福祉の人材確保関係)	ストック	R2	172件	581件	総合計画指標
34			○	地域のDXによる新しい価値の創出数	ストック	R2	-	65件	総合計画指標
35			○	空き家の活用等累計戸数	ストック	R2	366戸	1,000戸	総合計画指標
36		○	○	防災重点農業用ため池整備着手数	ストック	R2	3箇所	124箇所	総合計画指標
37			○	土砂災害に対する警戒避難を促す現場標識の設置率	ストック	R2	8.0%	100.0%	総合計画指標
38			○	自然公園の利用者数	フロー	H30	10,277人	10,640人	総合計画指標
39			○	自然体験学習等参加者数	ストック	R1	1,476人	2,200人	総合計画指標
40	○			「住民やNPOなどによる地域活動に積極的に参加している」と回答した県民の割合	フロー	R3	16.7%	28.0%以上	県民意識調査
41	○			「多様性を理解した社会づくりが進んでいる」と回答した県民の割合	フロー	R2	-	80.0%以上	県民意識調査
42		○	○	「自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたい」と回答した県民の割合	フロー	R3	86.0%	95.0%以上	県民意識調査
43		○		「地元産の食材を、積極的に使用している」と回答した県民の割合	フロー	R3	74.6%	90.0%以上	県民意識調査
44			○	「身近なところで、必要な医療を受けることができる地域に住んでいる」と回答した県民の割合	フロー	R3	70.9%	83.0%以上	県民意識調査
45			○	「自分の暮らす地域は、自然災害や大規模な火災などに対して安心して暮らせる災害に強い地域だ」と回答した県民の割合	フロー	R3	47.1%	47.0%以上	県民意識調査
46			○	「交通ネットワークや情報基盤が十分に整備された地域に住んでいる」と回答した県民の割合	フロー	R3	35.0%	66.0%以上	県民意識調査
47			○	「食品や日用品など、消費生活に関して不安を感じることなく、安心して暮らしている」と回答した県民の割合	フロー	R3	72.0%	79.0%以上	県民意識調査
48		○	○	「本県の豊かな自然や美しい景観が保全され、野生鳥獣との共生が図られている」と回答した県民の割合	フロー	R3	53.4%	82.0%以上	県民意識調査
49	○		○	「今住んでいる地域が住みやすい」と回答した県民の割合	フロー	R3	70.4%	85.0%以上	県民意識調査
50	○	○	○	「国内外の友人・知人に対して、自信を持って紹介できる地元もの(自然、特産品、観光、文化など)がある」と回答した県民の割合	フロー	R3	54.8%	78.0%以上	県民意識調査

3 県の推進体制

(1) 戦略の推進に当たっての考え方

この戦略は、県民の皆さんを始め、地域の活動主体、行政、企業、各種団体、NPO 等など、地域の持続的発展に向けて取り組む様々な主体が、目指していく姿を共有し、取組を進めていくための指針となるものであり、その実現のためには、それぞれの主体が役割分担し、相互に連携しながら、共創し取り組んでいくことが必要です。

その上で県は、それぞれの地域や市町村の自主性を尊重しながら、各種の振興施策に取り組み、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画の達成状況に関する評価等を踏まえながら必要な支援に努めるとともに、複数の市町村にあっては相互間の連絡調整を担いながら、人的及び技術的な援助やその他必要な援助を行うよう努めていきます。

中でも、人口規模や財政力が弱い小規模な自治体の意見をしっかりと聞きながら必要な支援に努めるとともに、地域の現状を踏まえ、国に対しても、過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策の提言を行うよう努めていきます。

また、過疎・中山間地域が有している多面的かつ公益的な機能について、県民の共通理解が得られるよう努め、住民が自主的かつ主体的に地域の課題の解決に取り組むために必要な情報を提供しながら、その課題の解決に向けた住民からの提案を積極的に受け入れるよう努めていきます。

県では、過疎・中山間地域等の住民の皆さんが取り組む地域づくり活動を支援するため、県庁地域振興課のほか、各地方振興局に総合相談窓口を設置しています。

また、地域それぞれの課題解決に向けた取組や魅力的な地域づくりを進めていくため、住民の皆さんに身近な県出先機関(地方振興局、各事務所等)の職員が、それぞれの地域に足を運び、直接皆さんの声を聞き、実行性のある形につなげていく「現場主義」の考え方に立ち、市町村間の広域連携や多様な主体の共創による取組を推進していきます。

(2) 奥会津地域・阿武隈地域(特定地域)への支援

福島県は広い県土を有していますが、過疎・中山間地域においても、只見川流域の「奥会津地域」や、浜通りと中通りの間に位置する「阿武隈地域」など、単一の市町村の区域を越える広大なエリアで連続する地域があります。

これらの市町村の区域を越える広域な地域の振興を図っていくためには、隣接する市町村やそれぞれの地域が、豊かな自然環境を始め、食や伝統文化などの地域固有の資源を活用しながら、主体的な取組を活性化し、相互の交流を拡大させていくことが大切です。また、広域的な連携・ネットワーク化を進め、最大限に効果を波及させていくことが必要です。

県においても、各種事業等により、奥会津地域と阿武隈地域の活性化を図ってきましたが、引き続き、関係する市町村を始め、奥会津五町村活性化協議会、只見川電源流域振興協議会や阿武隈地域振興協議会などの各団体と連携しながら、両地域の振興に取り組んでいきます。

仕事はマルチに



未来のカタチ



活動事例集

「困ったときはお互いさま」 住民による助け合いで困りごとを解決

【取組内容】

埴町では、高齢者の日常生活での困りごとを地域で助け合う「エールはなわ（お手伝いサービス事業）」を実施しています。協力会員（有償ボランティア）が、日常生活の小さな困りごと（簡単な家事支援や見守り、草むしりなど）を手伝うことを活動の柱としています。

地域住民同士の支え合いを制度化することで、持続的で広がりのある活動となるなど、エールはなわの取組を通して、高齢者にとって暮らしやすい地域を目指します。

【これまでの取組】

活動団体：笑顔つなげる会（町、社会福祉協議会、地域住民等による任意団体）

- 平成30年2月 活動開始

令和4年3月現在の実績

協力会員45名（有償ボランティア） 利用会員46名（65歳以上の希望者）

活動件数179件（買い物代行、ゴミ出し等）



<会員による買い物支援などの活動>



エールはなわ協力会員の皆さん

集落による鳥獣被害対策 知恵を出し合い野生動物との共生を図る

【取組内容】

猪苗代町白津集落では、住民と町が連携し、集落ぐるみの総合的な鳥獣被害防止対策に取り組んでいます。

住民が主体となり鳥獣害対策係を立ち上げ、住民による電気柵設置などの対策を組織的に実施し、野生動物が近づけない環境をつくることで鳥獣被害の減少に成功しています。

【活動地域】猪苗代町白津集落

【これまでの取組】

- 平成24年 町の鳥獣害対策専門職員と地域住民が集落環境診断等を実施
- 平成26年 集落で鳥獣害対策係を立ち上げ、組織的な対策を実施
- 平成28年 豊かなむらづくり顕彰「むらづくり部門」を受賞
（町の二ホンザルによる農作物被害金額 H19：170万円 → R2：48万円）



住民による電気柵の設置



被害箇所の確認作業

集落による農地保全と活性化 次世代に継承するための持続可能な集落活動

【取組内容】

白河市旗宿集落では、地域内の農地100haを維持し、次代に継承するため、地域の農業従事者による、農業施設の管理や草刈り等の共同作業を行っています。

農地の管理の他、特産品（旗宿米、手作り味噌、ソバ等）の開発や農家レストラン運営などの地域活性化事業や、高齢者向けの買い物送迎サービスなど、地域を支える活動を行っています。

【活動地域】 白河市旗宿集落

【これまでの取組】

- R2年 旗宿集落協定の締結
- R2年 農村レストラン「白河関」オープン
- R2年 買い物送迎サービス開始



集落協働の農地管理



農村レストラン「白河関」

「火」と「暮らす」をテーマに人が集う 廃校校舎を活用し交流人口を創出

【取組内容】

石川町では、閉校となった小学校を活用した交流拠点「ひとくらす」(人が集う「火」と「暮らす」から命名)を開設しました。

自然豊かな場所に立地する木造校舎の特性をいかし、農業・林業・DIYが体験できる施設として、地域と連携した運営を行っています。

宿泊施設、レンタルオフィス、コミュニティスペース等の機能を備えた施設で、域内外の交流を行う施設として、地域の交流人口の増加につなげています。

【活動地域】 石川町中谷地区

【これまでの取組】

- 平成27年 町による廃校利活用調査地域による廃校利活用検討開始
- 平成29年 一般社団法人「ひとくらす」設立
- 平成30年 地域住民による利用計画作成
町による利活用方針の決定
- 令和3年 交流拠点「ひとくらす」運営



町の交流拠点「ひとくらす」



ワークショップの様子

再生可能エネルギーで地域を再生 地域資源を活用し地域の魅力向上を図る

【取組内容】

福島市土湯温泉町では、東日本大震災の直後から、地元出資のまちづくり会社が主体となり、温泉バイナリー発電と小水力発電を推進してきました。

豊富な湯量を誇る源泉を利用して、最大出力400kwh（260万kwh／年）の温泉バイナリー発電による安定した売電と、売電収益の一部を住民に還元しながら、発電所が排出する温水を生かしてエビの養殖事業にも取り組んでいます。

新たに養殖エビの釣堀を併設したコミュニティカフェを開設するなど、地域の産業振興と更なる魅力向上に取り組んでいます。

【活動地域】 福島市土湯温泉町

【これまでの主な取組】

- 平成24年 地元出資によるまちづくり会社「(株)元気アップつちゆ」設立
- 平成27年 バイナリー発電所の竣工
- 令和2年 コミュニティカフェを開設



バイナリー発電所の視察受入



エビ釣堀を併設したコミュニティカフェ

地域資源をいかした新たな特産品づくり ワイン造りを通じた農業再生と地域の魅力発信

【取組内容】

東日本大震災後、村の農業再生と復興の取組として、「ワイン用ブドウの栽培」という新たな農業への挑戦が始まりました。

平成28年に、高田島地区の住民を中心とした村内外の約170名のボランティアにより約2,100本の苗木を植えた後、令和2年に本格的なワイン醸造を開始し、令和3年に「かわうちワイナリー」が完成したことで、栽培と醸造の体制が整いました。

住民やボランティア、地域おこし協力隊など様々な人がブドウ栽培に関わることで、かわうちワインを核とした、地域の魅力づくりと新たな産業の振興が期待されます。

【これまでの取組】

- 平成28年 ワイン用ブドウの栽培開始
- 平成29年 かわうちワイン株式会社設立
- 令和2年 ワイン醸造開始
(村産ブドウによる500本を生産)
- 令和3年 かわうちワイナリー完成



「かわうちワイナリー」全景



ボランティアによるブドウの栽培

目指せ農業女子 食と農の実践講座の開設

【取組内容】

二本松市岩代地域では、地元の農家民宿経営者が中心となり、食と農に関わる仕事を始めたい女性のための農業技術や知識の習得や、地域との関係づくりなどの実践講座を開催しています。

農業、農業経営、六次化、女性起業、空き家活用など多様な視点による講座が開設され、参加者が学びを深めています。

【活動地域】二本松市(岩代地域、東和地域)

【これまでの取組】

- 令和3年度 農業者、有識者、移住者を講師とする講座の実施(全6回、参加者15名)
- 農業女子グループの立ち上げ



講師の説明を熱心に聞く参加者



講座参加の皆さん

100年先もカスミソウをつくり続ける村を目指す 「かすみの学校」が描く地域の未来

【取組内容】

昭和村はカスミソウ栽培が盛んで、「宿根カスミソウ」は、夏秋期の生産量・品質共に日本一を誇る一大産地となっている一方、栽培農家の高齢化による担い手不足が懸念されています。

このため、村では新規就農希望者を1泊2日からの体験(インターンシップ「かすみの学校」)として受け入れています。

村の新規農業参入推進事業では、研修修了後も農地や住宅賃料、カスミソウの苗代等を支援することで、地域への定着に向けた取組を行っています。

平成15年から令和2年度までの新規就農者の定着率は81%。新規就農者を支援する取組が村の未来をつくります。

【これまでの活動・実績】

- 平成15年 昭和村新規農業参入推進協議会設立
- 平成29年 新規就農者インターンシップ「かすみの学校」開設(令和2年度まで7名卒業)



収穫体験をするインターンシップ生



日本一の「宿根カスミソウ」

「日本一の花のまち」を目指す 花き栽培を通じた復興への希望

【取組内容】

避難指示解除が進む浪江町のNPO法人「Jin」では、東日本大震災後、トルコギキョウを主力とした花き栽培を行っています。

Jinで栽培されるトルコギキョウの品質は全国から注目されており、2022年に開催される10年に一度の花のオリンピック「フロリアード」への参加を目指し、更なる品質向上に取り組んでいます。

Jinは高齢者、障がい者の福祉事業所も運営しており、花き栽培に福祉事業所の利用者が携わるなどの「農福連携」の取組も行われており、誰もが住み慣れた場所でいきいきと暮らすことのできる地域づくりにも貢献しています。

【これまでの取組】

- 平成27年 トルコギキョウの栽培開始



花き栽培の様子



トルコギキョウ

会津伝統の「桐」資源の再生を目指す 林業関係者による里山再生の取組

【取組内容】

国内の桐生産量の約5割を占める「会津桐」は、県内でも貴重な森林資源となっていますが、輸入木材の増加や需要の減少等により、生産量は年々減少しています。

会津地域の林業関係者有志で構成された「会津里山森林資源育成研究会」は、伝統の「会津桐」資源の再生を目指し、新技術である「玉植苗」を用いた桐の育成や販売を行っています。

県立会津農林高等学校の生徒も苗の生育に協力するなど、地域が一体となった里山再生の取組が広がっています。

【活動地域】 会津地域(喜多方市、三島町、会津美里町)

【これまでの取組】

- 令和元年 県が「玉植苗」技術を開発
- 令和2年 事業者による玉植苗の生産開始
- 令和3年 会津里山森林資源育成研究会結成



会津里山森林資源育成研究会の皆さん



会津農林高校生との植樹の様子

日本一辛い村の実現 地元農家と道の駅の連携による特産品開発

【取組内容】

平田村では、東日本大震災を機に新たな生産作物としてハバネロの栽培が始まりました。

「“日本一辛い村”を目指す」のキャッチフレーズのもと、地元農家と道の駅が一体となって「ハバネロソフトクリーム」を始めとする多様な加工品の開発に取り組んだ結果、辛さやインパクトのあるデザインがメディアやSNSで話題となり、村の新たな特産品となっています。

当初は年間200kg未満であった生産量は、約3tまで拡大し、令和元年度には生産組合を設立するなど、ハバネロを活用した地域活性化に精力的に取り組んでいます。

【活動地域】 平田村、道の駅ひらた

【これまでの取組】

- 平成23年 ハバネロの生産を開始
- 令和元年 ハバネロ生産組合「ビューティフルファイヤーズ」設立



道の駅ひらたのハバネロ商品



道の駅ひらた駅長と生産組合の皆さん

有害鳥獣を地域資源に イノシシ革製品の商品開発

【取組内容】

伊達市農林業振興公社では、平成27年度から、有害鳥獣対策で捕獲されたイノシシの皮を活用し、「ino DATE(イーノ伊達)」というブランド名で製品化し、販売を行っています。

同公社で行う商品開発や販売活動を通して、令和元年度には革として加工したイノシシが年間100頭を超えるなど、有害鳥獣対策が地域資源となる取組となっています。

【これまでの取組】

- 平成27年～ 本格販売を開始
各種イベントでのPR実施
革製品作成のワークショップ実施



ino DATEの革製品



ワークショップの様子

アウトドアで地域の魅力を発信 地域資源をいかし交流拠点施設を開設

【取組内容】

南会津町は春から秋にかけて溪流釣りを目的に多くの人が訪れる釣りの名所です。

しかしながら、町を訪れる多くの釣り人が車中泊で過ごしていることに町の地域おこし協力隊が気が付き、釣り人向けのロッジを開設しました。

訪れた方に町の魅力を伝える施設となることを目指すとともに、地域の子どもを対象とした溪流釣り教室などのイベントを開催し、地域の魅力を伝える活動を行っています。

【活動地域】南会津町針生地域ほか

【これまでの取組】

- 令和2年5月 フィッシングロッジを開設



アウトドアイベントの参加者
(中央右手：地域おこし協力隊の湫川さん)



フィッシングロッジ「SAN rise」

マルチワーカーという新しい働き方 特定地域づくり事業協同組合

【取組内容】

金山町の「奥会津かねやま福業協同組合」は、総務省の特定地域づくり事業協同組合制度を活用し設立された団体です。

組合を設立することにより、地域内の複数の仕事に従事する「マルチワーカー」といった働き方が可能となり、地域の担い手確保、若者や移住者の働く場の確保を目指す、新しい試みです。

同組合では正社員として雇用した従業員を、町内の組合員の企業（宿泊業、小売業、サービス業等）に派遣しています。

【これまでの取組】

- 令和3年3月 奥会津かねやま福業協同組合設立
- 5月 特定地域づくり協同組合として認定
- 7月 派遣事業開始
(令和4年2月現在 5名雇用)



組合事務所(地域の廃校舎を活用)



地域内で活躍するマルチワーカー

暮らしに寄り添う医療と介護を目指す 奥会津在宅医療センターの取組

【取組内容】

「奥会津在宅医療センター」は、少子高齢化が進む奥会津4町村（柳津町、三島町、金山町、昭和村）における地域医療の確保のために設置され、県立宮下病院と会津医療センターの連携のもと、訪問診療及び訪問看護を実施しています。

在宅医療のほか、自治体と連携した健康増進教室や訪問ワクチン接種など、住民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療及び介護予防の面から支援を続けています。

【活動地域】 柳津町、三島町、金山町、昭和村

【これまでの取組】

- 令和2年7月 奥会津在宅医療センターを設置（訪問診療等の開始）



訪問診療の様子



奥会津在宅医療センター

地域全体で学習の機会創出 次世代を担う子ども達の学習環境づくり

【取組内容】

金山町では、教育委員会や地域住民と連携し、地域ぐるみで子どもの学習環境づくりを進めています。

住民が講師となった書道教室や天体教室を開催するほか、地域外の大学生を講師とした夏期学習塾（夏休み学習塾）の開設や、外部講師による水泳や陸上等のスポーツ教室など、地域内外の講師を確保し、子ども達に学習機会を提供しています。

【活動地域】 金山町

【これまでの取組】

- 令和元年度 地域支え合い子育て事業開始
（学習塾、書道教室、天体教室、水泳教室、陸上教室、バレーボール教室等の実施）



住民を講師とした書道教室



地域外の大学生を講師とした学習塾

過疎地域ならではの教育プログラムづくり 只見町公営塾「心志塾」による学習支援

【取組内容】

只見町では、学校以外で子ども達が学ぶことのできる環境を整備するため、町が役場庁舎内に公営塾を設立し、生徒の学びをサポートしています。

その他、県立只見高校と連携した基礎学力の支援や進路指導や、地域住民と連携したキャリア教育や問題発見・課題解決授業を実施しています。

地域おこし協力隊や外部インターンと協力した学習プログラムづくりも行っており、町全体を教材とした教育環境づくりを目指しています。

【これまでの取組】

- 平成29年 心志塾の開設
地域住民や地域おこし協力隊と連携した教育環境づくりの開始



役場内に開設した公営塾



英会話ゼミの様子

ツリークライミング体験で環境教育 地域の森林資源を活用した環境教育の取組

【取組内容】

「ツリークライミング@クラブどんぐりの芽」は、田村市都路地域の住民が発起人となった団体であり、子ども達に地域の素晴らしさ、自然の豊かさを伝えるためのツリークライミング体験（専用の安全保護具を利用して木に登り、木や森、自然との一体感を味わう活動）を提供しています。

地域の子どものほか、高齢者や外国人、障がいを持った方など、多様な方々に体験いただくことで、地域の自然・森林の大切さを体感できる取組です。

【活動地域】 田村市都路町を中心とした県内各地域

【これまでの取組】

- 平成29年 ツリークライミング体験の提供を開始（以降、例年、年間15回程度開催し、300名以上が参加）



ツリークライミングの様子

ICTを活用して個性を発揮 矢祭町「GIGAスクール構想」

【取組内容】

矢祭町では、デジタル技術を活用した新たな教育環境を推進しています。

株式会社VSN（東京都）^{*}との包括連携協定に基づき、ICTアドバイザーとして同社のエンジニアの派遣を受け、学校教育でのタブレット端末の活用促進を図るほか、「個性的な授業」実現のため、教育関係者を対象としたデジタルスキル習得を支援するなど、ICT技術を活用した新たな授業のあり方を積極的に検討しています。

【これまでの取組】

- 令和2年5月 GIGAスクール構想の検討
- 令和2年9月 教育者向け研修の実施
- 令和2年11月 （株）VSNとの包括連携協定締結
- 令和3年9月 協定に基づくICTアドバイザー着任

※ 令和4年1月～Modis株式会社に社名変更



（株）VSNとの包括連携協定調印式



タブレットを活用した授業

デジタル技術で地域を変える！ 西会津町によるデジタル変革の取組

【取組内容】

西会津町は、「西会津町デジタル戦略」のもと、最高デジタル責任者（CDO）に民間有識者を迎えるとともに、民間企業との連携を深めるための包括連携協定の締結を推進しています。

地域の高齢者向けの「デジタル教室」の開催や、AIを活用した「AIオンデマンドバス」の実証運行など、デジタル技術を戦略的に有効に活用し、あらゆる分野においてデジタル変革に取り組むことで、持続可能なまちづくりを進めています。

【これまでの取組】

- 令和3年 「西会津町デジタル戦略」策定
町CDOに有識者が就任
企業との包括連携協定の締結
AIオンデマンドバスの実証運行
西会津町公式LINEアカウントの活用



地域住民向けのデジタル教室



民間企業との包括連携協定

住民にとって便利で魅力的な町を目指す 磐梯町における買い物環境整備の取組

【取組内容】

磐梯町では、「町内に買い物ができる場所が欲しい」という町民の要望を受け、元商業施設であった空き店舗を活用し、公有民営方式のスーパーマーケットを開設しました。

施設内には、Wi-Fi機能付きコミュニティスペースを整備し、住民の交流の場としても活用されています。

また、町のデジタル変革戦略の一環として、「デジタルとくとく商品券」を導入するなど、住民にとって利便性の高い買い物環境づくりに努めています。

【これまでの取組】

- 令和3年 公有民営方式の商業施設オープン



商業施設内のコミュニティスペース



デジタルとくとく商品券

住民ボランティアによる地域交通システム 中山間地域の交通手段の確保

【取組内容】

いわき市の中山間地域では、路線バスの運行がない又はタクシー会社が存在しないという交通空白・不便地域があることから、交通弱者等の移動手段の確保を目的とし、住民組織が主体となった地域交通システムの運営を行っています。

地域住民によって組織された地域振興協議会が、市から貸与された車両を使用し、住民ボランティアがドライバーを務める地域住民向けの買物・通院支援を行う取組です。

【活動地域】 いわき市(三和地区及び田人地区)

【これまでの取組】

- 平成29年 地域のワークショップにより、運行計画の検討を開始
- 平成31年 三和地区及び田人地区で運行開始



ボランティアによる移動支援の様子



住民ボランティアの皆さん

ゲストハウス



古民家で英会話教室



參考資料

1 これまでの取組の成果と集落の実態

(1) 過疎・中山間地域振興戦略「里・山いきいき戦略（※前戦略）」における指標

(ア) 地域創生総合支援事業(サポート事業)の採択件数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
226件	累計で 2,260件以上	226	459 (233)	667 (208)	853 (186)	1,077 (224)	1,303 (226)	1,533 (230)	1,762 (229)	1,994 (232)	2,219 (225)

地域団体等が実施する地域づくりの取組に対し、補助金を採択した件数です。各年度とも200件程度の事業を採択しており、概ね目標どおり、地域の自主的な活動を支援しました。引き続き、地域活動の機運を高め、活動を担う人材の確保・育成を支援していく必要があります。

(イ) 過疎・中山間地域における観光客入込数

現況値 (H22年)	目標値 (R2年)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
24,432千人	26,876千人以上	16,313	18,618	19,275	19,069	20,485	20,918	21,479	21,480	22,056	15,068

東日本大震災及び原子力災害の影響を受け、平成23年度に大きく落ち込んだものの、着実に回復基調を辿ってきました。令和2年度は新たに新型コロナウイルス感染症等の逆風を受ける形となりましたが、地域の魅力をいかし活力を高めるため、引き続き、人の流れを創出していく必要があります。

(ウ) 地域づくり計画策定件数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
61件	124件以上	61	64	70	76	81	85	87	90	90	91

地区や集落単位でつくる地域づくりに関する計画の策定件数です。計画期間の後半は低調となりましたが、地域自らが考える歩むべき方向性を後押しするため、外部人材の活用などの支援も加えながら、一層の推進を図っていく必要があります。

(エ) 集落支援員数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
28人	33人以上	28	27	27	30	55	54	61	63	60	62

集落を巡回し状況把握などを行う集落支援員を市町村が設置した人数です。目標値を上回る実績となりましたが、市町村ごとの設置数に大きな偏りがあるため、集落へのきめ細かい目配りを行う集落支援員の有用性を周知し、全県的な設置を図っていく必要があります。

(オ) 過疎・中山間地域における工場立地件数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
19件	243件以上	19	54	83	108	143	156	178	198	219	235

着実な増加により、目標値に近い実績となりました。働く場を確保し、地域の活力を高める上で非常に有効であるため、引き続き、過疎地域における税制優遇措置や地域ごとの優れた特性をアピールし、拡大に努める必要があります。

(カ) 過疎・中山間地域における新規就農者数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
90人	110人以上	88	90	127	102	104	88	97	89	95	74

年度によるばらつきはあるものの、一部市町村で活動の定着が見られたことで一定の新規就農者を確保してきました。地域の担い手を確保するため、引き続き、各市町村における新規就農プラットフォーム組織の設置を支援するなど対策を講じていく必要があります。

(キ) 耕作放棄地の解消面積(県全域を対象)

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
255ha	延べ3,000ha以上 (H25～32累計)	255	245	1,013	1,433	1,933	2,750	3,084	3,392	3,929	4,359

H29年に目標の3,000haを達成し、これを大きく上回る実績となっています。しかし、荒廃農地の再生利用が図られる一方で、担い手の減少や高齢化の進行等により新たな荒廃農地が発生しているため、引き続き、荒廃農地の発生防止・再生利用を推進していく必要があります。

(ク) 過疎地域における医師数

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
195人	増加を目指す	—	197	—	208	—	212	—	217	—	193

※調査は2年ごとに行われます。

県立医科大学の医学部定員の増加措置や修学資金等貸与事業などにより福島県の医師数は年々増加傾向にあります。一方で、特に過疎地域では医師の高齢化が進んでいるため、今後、現役を退く医師が増加していく懸念があります。そのため、若手医師の定着を含め、引き続き、医師確保施策を実施していく必要があります。

(ケ) 「自然と伝統が残る農山漁村地域を大切にしたい」と回答した県民の割合

現況値 (H23年度)	目標値 (R2年度)	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
89.70%	増加を目指す	—	—	86.7	88.3	88.1	85.3	90.3	91.1	85.8	89.5

概ね90%前後の割合で推移しています。過疎・中山間地域が持つ多様性や豊かさを県民全体で共有していくため、引き続き、啓発に取り組む必要があります。

(2) 市町村アンケートや集落への現地調査により把握した現状と課題

< 集落等に関する調査 >

- 過疎地域等の条件不利地域における集落の状況に関する調査(アンケート)
(令和元年度:総務省・国土交通省)
- 中山間地域における集落の状況に関するアンケート調査
(令和元年度:福島県)
- 過疎・中山間地域における集落の状況に関する追加調査(アンケート)
(令和2年度:福島県)
- 集落現況調査(集落(区長)ヒアリング)
(令和2年度:福島県)

① 集落の数と集落機能の状況について

(ア) 集落数について

区分	国・県調査 (R1.4.1現在)	前回国・県調査 (H27.4.1現在)	前回調査との比較		
		集落数	差	増減(%)	備考
過疎地域 (市町村単位)	1,783	1,749	34	1.9	消滅集落数:5 集計方法変更による増:39
中山間地域 (市町村単位)	720	726	△6	△0.8	消滅集落数:3 過疎指定による減:3
計	2,503	2,475	28	1.1	

前回調査(H27年度)以降、過疎地域と中山間地域を合わせて8つの集落が消滅しています。そのうち2つの集落は、公共工事により集団移転したものです。

※集落の総数は、集計方法や地域指定の変更による増減も含んでいます。

(イ) 「集落の人口のうち65歳以上が50%以上」の集落数について

区分	国・県調査 (R1.4.1時点) A	前回国・県調査 (H27.4.30時点) B	前々回県調査 (H22.4.30時点) C	増減数 (A-B)	増減率% (A-B)/B	増減数 (B-C)	増減率% (B-C)/C
過疎地域 (市町村単位)	308	183	146	125	68.3	37	25.3
中山間地域 (市町村単位)	36	16	12	20	125	4	33.3
計	344	199	158	145	72.9	41	25.9

前回調査以降、過疎地域と中山間地域を合わせて145の集落が「65歳以上が50%以上の集落」となっており、特に中山間地域における増加率が高くなっています。

また、前々回調査(H22年度)から前回調査の推移と比べると、過疎地域・中山間地域ともに高い増加率となっています。

(ウ) 集落機能の維持状況について

《H31.4.1 時点》

区分	良好	機能低下	機能維持困難	不明	計
過疎地域 (市町村単位)	1,496	184	47	56	1,783
中山間地域 (市町村単位)	626	57	6	31	720
計	2,122	241	53	87	2,503

《H27.4.30 時点(前回調査)》

区分	良好	機能低下	機能維持困難	不明	計
過疎地域 (市町村単位)	1,484	159	45	61	1,749
中山間地域 (市町村単位)	636	27	5	58	726
計	2,120	186	50	119	2,475

前回調査時と比較すると、「機能低下」の回答が若干増えているものの、「機能維持困難」の回答はほぼ横ばいとなっています。

(エ) 今後消滅する可能性のある集落数について

区分	今回調査 (H31.4.1 現在)		前回調査 (H27.4.30 現在)	
	いずれ消滅	10年以内に消滅	いずれ消滅	10年以内に消滅
過疎地域 (市町村単位)	36	8	41	4
中山間地域 (市町村単位)	6	0	4	1
計	42	8	45	5

前回調査時と比較すると、「10年以内に消滅する」可能性のある集落数が過疎地域で増えているものの、「いずれ消滅する」可能性のある集落を含めた総数は横ばいとなっています。

② 集落に対する具体的な課題認識について
 (ア) 集落における具体的な課題について

分野	具体的な課題	過疎地域				中山間地域			
		多くの集落で発生		特に深刻な問題		多くの集落で発生		特に深刻な問題	
		回答 団体数	回答率 (%)	回答 団体数	回答率 (%)	回答 団体数	回答率 (%)	回答 団体数	回答率 (%)
生活基盤	1.集会所・公民館等の維持が困難	7	25.0	2	7.1	6	37.5	1	6.3
	2.道路・農道・橋梁の維持が困難	9	32.1	6	21.4	5	31.3	1	6.3
	3.小学校等の維持が困難	8	28.6	2	7.1	7	43.8	2	12.5
	4.上下水道等の維持が困難	5	17.9	1	3.6	3	18.8	0	0
	5.住宅の荒廃（老朽家屋の増加）	20	71.4	1	3.6	9	56.3	0	0
産業基盤	6.共同利用機械・施設等の維持が困難	3	10.7	0	0	2	12.5	0	0
	7.用排水路・ため池等の荒廃	6	21.4	0	0	3	18.8	0	0
	8.耕作放棄地の増大	25	89.3	11	39.3	12	75.0	5	31.3
	9.不在村者有林の増大	11	39.3	0	0	7	43.8	1	6.3
	10.働き口の減少	11	39.3	4	14.3	7	43.8	1	6.3
自然環境	11.森林の荒廃	14	50.0	1	3.6	11	68.8	1	6.3
	12.河川・地下水等の流量変化の拡大	1	3.6	0	0	4	25.0	0	0
	13.河川・湖沼・地下水等の水質汚濁	1	3.6	0	0	1	6.3	0	0
	14.里地里山など管理された自然地域における生態系の変化	7	25.0	0	0	5	31.3	0	0
災害	15.土砂災害の発生	4	14.3	0	0	6	37.5	1	6.3
	16.洪水の発生	3	10.7	0	0	4	25.0	0	0
	17.獣害・病虫害の発生	26	92.9	9	32.1	12	75.0	10	62.5
地域文化	18.神社・仏閣等の荒廃	3	10.7	0	0	4	25.0	0	0
	19.伝統的祭事の衰退	17	60.7	1	3.6	7	43.8	0	0
	20.地域の伝統的生活文化の衰退	13	46.4	1	3.6	7	43.8	0	0
	21.伝統芸能の衰退	12	42.9	1	3.6	3	18.8	0	0
景観	22.棚田や段々畑等の農山村景観の荒廃	5	17.9	0	0	4	25.0	0	0
	23.茅葺集落や生垣等の集落景観の荒廃	0	0	0	0	1	6.3	0	0
	24.(市街地内の)低未利用地の増加	7	25.0	0	0	4	25.0	0	0
	25.ごみの不法投棄の増加	5	17.9	1	3.6	4	25.0	1	6.3
	住民生活	26.空き巣被害等の犯罪の増加	4	14.3	0	0	1	6.3	0
27.冠婚葬祭等の日常生活扶助機能の低下		7	25.0	0	0	3	18.8	0	0
28.災害時における相互扶助機能の低下		7	25.0	0	0	4	25.0	0	0
29.低未利用施設周辺の環境悪化		1	3.6	0	0	2	12.5	0	0
30.空き家の増加		25	89.3	20	71.4	14	87.5	5	31.3
31.公共交通の利便性低下		11	39.3	1	3.6	10	62.5	3	18.8
32.商店・スーパー等の閉鎖		14	50.0	1	3.6	13	81.3	1	6.3
33.医療提供体制の弱体化		7	25.0	4	14.3	8	50.0	1	6.3
集落機能・交流		34.集落としての一体感や連帯意識の低下	14	50.0	1	3.6	8	50.0	1
	35.広報・連絡や寄合の回数の減少	6	21.4	0	0	5	31.3	0	0
	36.運動会や収穫祭など集落・地区で行ってきた行事の減少	15	53.6	1	3.6	5	31.3	0	0
	37.連合自治会など複数集落による活動の減少	3	10.7	0	0	4	25.0	0	0
	38.住民による地域づくり活動の停滞・減少	15	53.6	3	10.7	7	43.8	1	6.3
	39.地域外の人との交流活動やイベント等の減少	8	28.6	0	0	4	25.0	0	0
	40.地域外からの訪問者の減少	6	21.4	0	0	4	25.0	0	0

多くの集落で「鳥獣被害（獣害・病虫害の発生）」、「耕作放棄地の増大」、「空き家の増加」などが深刻な問題と認識されているほか、過疎・中山間地域では多岐にわたる課題を抱えています。

(イ)新しい技術で解決したい地域の課題について

<新しい技術で解決したい地域の課題>

業種	過疎		中山間	
	回答数	回答率	回答数	回答率
(1) 公共交通等(自動運転によるダイヤモンドタクシー、コミュニティバス等)	9	24.3%	4	10.8%
(2) 農業関連(作物管理、農薬散布、草刈等)	8	21.6%	2	5.4%
(3) 有害鳥獣駆除	7	18.9%	3	8.1%
(4) 配送サービス	0	0.0%	1	2.7%
(5) 防災監視	1	2.7%	0	0.0%
(6) その他(全域Wi-Fi整備、廃校を利用したロボットのソフトウェア開発)	1	2.7%	1	2.7%
計	26	-	11	-

ICTなどの新しい技術で解決したい地域の課題は、「公共交通等」、「農業関連(作物管理、農薬散布、草刈等)」、「有害鳥獣駆除」が上位を占めています。

③ 集落の維持・活性化について

(ア)集落内の状況の把握方法について

<集落内の状況の把握の方法>

地域	区分	集落内の把握の方法
中通り	中山間	集落(町内会)に7つの班があり、市民だよりの配布の際には班長が必ず一戸一戸訪問している。
会津地方	過疎	活動内容によって、2班と3班に分けられており、市役所からの配布物などは2班で配布をしている。2班の長が区長と区長代理なので、配布の際に住民の安否確認など行っている。
中通り	過疎	6人の班長→副区長(2人)→区長の情報体制になっており、6人の班長が各地区をまわって年度初めに独自の住民調査を行っている。(世帯数や人数、住民の名前等細かく聞いている)
中通り	中山間	・区長→惣代3名→10班プラスα→班長から回覧。 ・集会所のゴミステーションに、燃えないゴミの日を目安に月4回当番制で人が出てゴミ出しのチェックをしている。それが高齢者の安否確認にもなっているし、朝そこで会って情報交換する場にもなっている。
会津地方	過疎	・毎月の町内会費1,000円を4班で別れて集金している。対面でお金を直接受け取ることで、高齢者世帯の健康状態などを把握する助けとなっている。
会津地方	過疎	区長→組長 組長が配布物を1軒1軒手持ちでまわる。その際に体調等を確認。その他新聞がたまっている家など、民生委員も見回りしている。
会津地方	過疎	・区長→部長5人→組長20人の情報体制になっている。 ・「戸走り」という名前で役場からの資料を第1、第3水曜日に組長が各戸に直接配布している。
中通り	過疎	区長の下に班長を置き、その下に小班長を置いている。町の広報誌などは小班長を通じて配布しており、配布の際に状況を把握している。
浜通り	過疎	・区長→9班→班長から回覧。 ・村からの広報など回覧板を、手持ちでまわることで状況を把握している。
浜通り	過疎	社会福祉協議会が、一人暮らしの家庭を重点的に訪問している。ゴミ出しの手伝いなども行っている。訪問した際、状況を把握している。
浜通り	非過疎	区長から6班の各班長にチラシを配り、班長から回覧板を回す。(月2回) 特に定期的に巡回などはしていないが、班長にチラシを配る際に各戸の情報を聞いている。

多くの集落で町内会の回覧板や配布物配布における戸別訪問により住民の安否や体調確認などを行っており、町内会が機能しコミュニケーションが図られていることで安全・安心な暮らしにつながっていることがうかがえます。

(イ)集落支援員の活用状況について

<集落支援員の活用状況>

活用状況	過疎地域		中山間地域		計	
	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)
1 現在活用している。	6	21.4	2	12.5	8	18.2
2 以前は活用しており、現在は活用していないが、今後再び活用してみたい。	1	3.6	0	0.0	1	2.3
3 以前は活用していたが、現在は活用しておらず、今後の活用の予定はない。	2	7.1	1	6.3	3	6.8
4 現在まで活用したことはないが、今後、活用してみたい。	6	21.4	1	6.3	7	15.9
5 現在まで活用したことなく、今後の活用予定はない。	13	46.4	12	75.0	25	56.8

<集落支援員制度の課題>

活用状況	過疎地域		中山間地域		計	
	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)
1 地域住民の高齢化や減少によりなり手が不足している。	16	57.1	9	56.3	25	56.8
2 集落支援員に対する報酬が不十分でなり手を確保できない。	3	10.7	1	6.3	4	9.1
3 集落支援の活動に対する地域住民の理解が得られない。	6	21.4	2	12.5	8	18.2
4 そもそも集落支援員を配置する必要性を感じない。	3	10.7	5	31.3	8	18.2
5 その他の課題	2	7.1	0	0.0	2	4.5
6 特に課題はない。	6	21.4	2	12.5	8	18.2

集落支援員は、集落の巡回や状況把握などを行うため、地域の実情に詳しい人材を市町村が設置する制度です。集落支援員は、地域の見守り活動のほか、地域の活性化のための活動の支援などを行っています。

しかし、集落支援員を設置している市町村は少数にとどまり、ここでも「なり手の不足」が課題の一つとなっています。

(ウ)外部人材の活用について

<外部からのサポート人材(地域おこし協力隊など)の活用状況>

活用状況	過疎地域		中山間地域		計	
	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)
1 現在活用している。	21	75.0	8	50.0	29	65.9
2 以前は活用しており、現在は活用していないが、今後再び活用してみたい。	2	7.1	2	12.5	4	9.1
3 現在まで活用したことはないが、今後、活用してみたい。	3	10.7	2	12.5	5	11.4
4 以前は活用していたが、現在は活用しておらず、今後も活用の予定はない。	0	0.0	1	6.3	1	2.3
5 現在まで活用したことなく、今後の活用予定はない。	1	3.6	2	12.5	3	6.8

<外部からのサポート人材に期待する活動(上記1~3回答の場合)>

期待する活動内容	過疎地域		中山間地域		計	
	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)	回答団体数	回答率(%)
1 地場産品の販売・開発、その他地産地消推進のための取組応援	20	76.9	10	83.3	30	78.9
2 集落の巡回、集落点検(集落の人口・世帯の動向等の把握)の実施	6	23.1	1	8.3	7	18.4
3 地域住民の合意形成や集落活性化のためのプランづくりへの支援	12	46.2	3	25.0	15	39.5
4 地域おこしの支援(地域が主催する行事への参加・協力、地域情報の発信等)	23	88.5	11	91.7	34	89.5
5 農林水産業への従事等(農作業支援、獣害対策等)	12	46.2	4	33.3	16	42.1
6 住民の生活支援(見守りサービス、通院・買い物等の移動サポート、除雪支援等)	4	15.4	2	16.7	6	15.8
7 環境保全活動(不法投棄パトロール、草刈り、ゴミ拾い、エコツアーの実施等)	2	7.7	1	8.3	3	7.9
8 水源保全・監視活動(河川の清掃活動、水源の整備・清掃活動等)	2	7.7	0	0.0	2	5.3
9 その他()	3	11.5	0	0.0	3	7.9

外部からのサポート人材(地域おこし協力隊など)の活用については、今後の活用希望も含めると9割以上の市町村が前向きな回答となっています。また、期待する活動についても、地域づくりの支援のほか、農林水産業への従事や地場産品の販売・開発、プランづくり、環境保全、生活支援など多岐にわたっています。

(エ) 他地域等との交流について

交流相手先	意向1	回答数	回答率	意向2	回答数	回答率	意向3	回答数	回答率
(1) 海外との交流	積極的に行いたい	0	0.0%	受入は拒否しない	9	81.80%	遠慮したい	2	18.2%
(2) 大都市圏との交流	積極的に行いたい	0	0.0%	受入は拒否しない	9	81.80%	遠慮したい	2	18.2%
(3) 近県との交流	積極的に行いたい	0	0.0%	受入は拒否しない	10	90.90%	遠慮したい	1	9.1%
(4) 県内における交流	積極的に行いたい	1	9.1%	受入は拒否しない	9	81.80%	遠慮したい	1	9.1%
(5) 市町村内における交流	積極的に行いたい	4	36.4%	受入は拒否しない	7	63.60%	遠慮したい	0	0.0%
(6) 集落内における交流	積極的に行いたい	5	45.5%	受入は拒否しない	6	54.50%	遠慮したい	0	0.0%

集落内の交流から海外との交流まで、全般的に「受入は拒否しない」との回答が中心ですが、市町村内など近場ほど積極的な回答が多く、海外など遠方になるほど消極的な回答が増える傾向となりました。

2 福島県過疎・中山間地域振興条例

福島県過疎・中山間地域振興条例

制定：平成17年 3月25日福島県条例第68号

改正：平成17年12月26日福島県条例第140号

平成25年10月11日福島県条例第70号

令和 3年10月12日福島県条例第84号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策（第七条—第十四条）

第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進（第十五条—第十九条）

第四章 委任（第二十条）

附則

福島県の過疎・中山間地域は、豊かな自然環境に恵まれ、県土の保全、水源のかん養、災害の防止等の多面的かつ公益的な機能を発揮するとともに、県民生活の向上に重要な役割を果たしている。

また、その豊かな水と緑が織りなす美しい景観と、その地域が有する特色ある伝統文化は、本県の貴重な地域資源となっている。

しかしながら、社会及び経済状況の変化による少子高齢化の進行、農林水産業等の経済活動の減退等は、急激な過疎化を招き、深刻な担い手不足、集落機能の低下、農地や森林の荒廃等が大きな社会問題となっている。

こうした中で発生した東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）は、本県の過疎・中山間地域に重大な影響をもたらした。

特に、原子力災害による放射性物質の影響は、森林などの自然環境、食料や水などの生活環境、農林水産業、商工業、観光業等に大きな被害をもたらしており、過疎・中山間地域の抱える課題を更に深刻なものにしている。

併せて、近年、地球温暖化等の要因により豪雨災害などが頻発化・激甚化し、豊かな自然環境と共生する過疎・中山間地域の生活にも深刻な影響を及ぼしており、過疎・中山間地域の森林、里山や水田が有している自然災害の抑制などの多面的機能の価値を改めて認識する必要がある。

こうした状況の下、東日本大震災や自然災害の影響を克服し、本県の過疎・中山間地域を活力ある地域として再生し、ゆとりと豊かさの実感できる生活を実現すること、並びに地域の豊富な資源とそこで培われてきた伝統及び文化を生かした魅力と個性のある地域づくりを図ることなど、本県の過疎・中山間地域の復興再生に向けた重点的な施策を迅速に展開するとともに、これらの地域の自立に向けて、持続的な発展が可能な地域づくりに取り組むことが重要な課題となっている。

また、新型感染症の拡大を契機として、ゆとりと安らぎのある生活が可能な過疎・中山間地域の価値が改めて評価されつつあり、人口の過度の集中によるリスクを避けながら都市地域と連携し、新しい技術等も用いて豊かな暮らしの中で様々な付加価値を生み続けられる場としての役割を果たしていくことが求められている。

これらの課題に対応し、過疎・中山間地域の持続的な発展を図るためには、県民一人一人の理解と協力が不可欠であり、美しいふるさとに誇りを持つとともに、その豊かな恵みを守り育てていくことの大切さを、共通して認識することが最も重要である。

このような考え方に立って、過疎・中山間地域の課題の解決に向けた方策を明らかにするとともに、これらの地域が有する貴重な資源と重要な機能を将来に引き継ぐために、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「過疎・中山間地域」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第二条に規定する山村
- 二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する過疎地域（同法第三条第一項又は第二項、第四十一条第一項又は第二項（同条第三項の規定により準用する場合を含む。）又は第四十二条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、それらの地域に類する地域として規則で定める地域

(基本方針)

第三条 過疎・中山間地域においては、地域の将来は自らが決定するとの基本的な考えに基づき、地域の持続的な発展に向けて、その地域に居住する住民（以下「住民」という。）の自主的かつ主体的な取組の促進が図られなければならない。

- 2 過疎・中山間地域においては、地域の実情に応じた生活基盤の整備及び新技術の活用が図られるとともに、住民の自主的活動を通じた集落機能の維持発展と安全で安心な地域づくりが図られなければならない。
- 3 過疎・中山間地域においては、地域における既存の産業の魅力が高められるとともに、地域固有の資源を活用した新たな産業の創出が促進されることにより、雇用機会が拡充され、自立と共生による安定した生活ができる地域づくりが図られなければならない。
- 4 過疎・中山間地域においては、豊かな自然環境の中で地域に対する新たな価値が見いだされることにより、地域内外との交流が促進され、県民その他地域と多様な形で関わる者（以下「関係人口」という。）との相互理解が深められるとともに、交流と連携による地域づくりが図られなければならない。
- 5 過疎・中山間地域においては、地域が守りはぐくんだ緑豊かな自然、伝統及び文化の継承並びに地域づくりの担い手の確保及び育成が図られなければならない。
- 6 過疎・中山間地域においては、前各項に掲げるものに加え、東日本大震災による被害及び影響を克服するための取組による地域づくりが図られなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本方針にのっとり、国と連携し、かつ、過疎・中山間地域を有する市町村（以下「市町村」という。）の自主性を尊重し、過疎・中山間地域の振興に努めるものとする。

- 2 県は、過疎・中山間地域の持続的発展を支援するため、市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、市町村が定める過疎・中山間地域の持続的発展に関する計画（法第八条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画。以下「市町村計画」という。）の達成状況に関する評価等を踏まえ必要な支援に努めるものとする。
- 4 県は、国に対して過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策の提言を行うよう努めるものとする。
- 5 県は、過疎・中山間地域が有している多面的かつ公益的な機能について、県民の共通理解が得られるよう努めるものとする。
- 6 県は、住民が自主的かつ主体的に地域の課題の解決に取り組むために必要な情報の提供等の支援に努めるとともに、その課題の解決に向けた住民からの提案を積極的に受け入れるよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第五条 市町村は、住民の意見を尊重し、かつ、県と連携し、過疎・中山間地域の持続的発展に関する施策を、市町村計画に基づき実施し、達成状況に関する評価を行うよう努めるものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、過疎・中山間地域の有する多面的かつ公益的な機能に対する関心を高め、その理解を深めるとともに、過疎・中山間地域の持続的発展への協力とその取組への参加に努めるものとする。

第二章 過疎・中山間地域振興に関する基本施策

（生活基盤等の整備促進）

第七条 県は、過疎・中山間地域において、生活環境の改善を図るため、道路その他の交通施設等の整備及び維持、上水道及び下水道等の整備、情報通信基盤の整備並びに新技術の活用による各種対策の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、安全で安心な生活を確保するため、治山、治水及び防災に係る機能の強化その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、健康の維持増進のため、保健、医療及び介護・福祉の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

4 県は、過疎・中山間地域において、住民が住み続けられる生活環境を確保するため、移動及び交通手段の確保並びに日常生活に必要不可欠なサービスの維持に係る各種対策その他必要な措置を講ずるものとする。

（産業の振興）

第八条 県は、過疎・中山間地域において、自然環境と調和した農林水産業及び地場産業等の振興を図るため、新たな特産品の研究開発の取組を支援し、並びにその消費及び利用促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、農林水産業及び地場産業等の経営の安定及び多様化を図るため、地域の特性及び資源並びに経営体の規模に応じた支援を行うとともに、県の関与に係る低金利の貸付制度その他の金融制度の充実及び産業基盤の整備に関する情報の提供の推進その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、過疎・中山間地域において、雇用の場の創出を図るため、既存の産業の振興とともに、企業誘致、観光振興及び新産業の育成その他必要な措置を講ずるものとする。

（交流の促進等）

第九条 県は、過疎・中山間地域において、地域資源を有効に活用した新たな観光に係る資源の開発並びに地域の主体的な交流活動及び連携の事業の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域において、地域内外との交流の促進による人の流れの創出、関係人口の拡大及び移住・定住の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（子育て及び教育環境の充実等）

第十条 県は、過疎・中山間地域において、住民が安心して子どもを産み育てることができる環境及び教育環境の充実を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

（担い手の確保及び育成）

第十一条 県は、過疎・中山間地域において、自主的かつ主体的に地域づくりを進める担い手の確保及び育成を図るとともに、地域を支える多様な人材の確保に向け、移住・定住に関する支援、地域内外との交流、研修機会の拡充その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、過疎・中山間地域に根差した伝統及び文化を尊重し、それらの維持、継承及び再生を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(持続可能な地域社会の実現等)

第十二条 県は、持続可能で誰もが安心して生活することができる地域社会の実現を図るため、過疎・中山間地域において、再生可能エネルギーの導入拡大への取組その他資源の有効活用の促進に取り組むとともに、地域特有の資源の供給、豊かな自然環境及び景観の保全等過疎・中山間地域が有する機能の維持増進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、県民の自然環境に対する理解を深めるため、過疎・中山間地域の自然を活用した環境に関する教育的な取組その他必要な措置を講ずるものとする。

(東日本大震災による被害等の克服)

第十三条 県は、過疎・中山間地域における東日本大震災からの迅速な復旧、復興を図るため、生活基盤の整備、豊かな自然環境の回復、地域社会の維持・再生、これまでの常識にとらわれない大胆な発想に基づく産業の創出その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他の措置)

第十四条 第七条から前条までに掲げるもののほか、県は、過疎・中山間地域の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

第三章 過疎・中山間地域振興に関する施策の推進

(地域づくり計画の策定)

第十五条 住民、集落及び特定非営利活動法人その他の団体(以下「集落等」という。)は、県との連携及び協力による過疎・中山間地域の持続的発展を目的として、地域の実情を反映した地域づくりに係る計画(以下「地域づくり計画」という。)を策定することができる。

(集落等に対する支援)

第十六条 県は、集落等が地域づくり計画を策定した場合において、当該地域づくり計画が他の集落等の参考となるものと認めるときは、当該集落等との連携及び協力により、その実現に努めるものとする。

2 県は、集落等が地域の持続的発展に関する事業を自ら企画して実施しようとするときは、当該事業に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十七条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を関係部局の緊密な連携の下に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、過疎・中山間地域の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第十九条 知事は、毎年、福島県議会に、過疎・中山間地域の振興について講じた主な施策に関して報告しなければならない。

第四章 委任

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一四〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二五年条例第七〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和三年条例第八四号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則

福島県過疎・中山間地域振興条例第2条第4号の地域を定める規則

制 定 平成17年 3月25日 福島県規則第44号
最終改正 令和 3年10月12日 福島県規則第73号

福島県過疎・中山間地域振興条例（平成17年福島県条例第68号）第2条第4号の地域は、次に掲げる地域とする。

- 1 福島県市町村振興基金貸付規則（昭和63年福島県規則第30号）別表第二に規定する公共施設等整備事業枠の部準過疎地域振興事業の項に係る同規則第2条第3項に規定する資金の貸付対象市町村の地域（合併市町村（市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村をいう。以下同じ。）のうち合併関係市町村（市町村の合併によりその区域の全部又は一部が合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。）に当該市町村が含まれる場合における当該合併市町村の区域のうち当該市町村の合併が行われた日の前日において当該市町村の区域であった地域を含む。）
- 2 その他知事が別に定める地域

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。

4 過疎・中山間地域の指定状況

福島県の過疎・中山間地域の指定状況

(令和4年4月1日現在)

番号	市町村名	区 分	
		過疎地域 (法)	過疎・中山間 地域(条例)
1	福島市		△
2	会津若松市		△
3	郡山市		△
4	いわき市		△
5	白河市	▲	△
6	須賀川市	▲	△
7	喜多方市	◎	○
8	相馬市		△
9	二本松市	▲	△
10	田村市	◎	○
11	南相馬市		△
12	伊達市	▲	△
13	本宮市		
14	桑折町		△
15	国見町	◎	○
16	川俣町	◎	○
17	大玉村		△
18	鏡石町		
19	天栄村	◎	○
20	南会津町	◎	○
21	下郷町	◎	○
22	檜枝岐村	◎	○
23	只見町	◎	○
24	北塩原村	◎	○
25	西会津町	◎	○
26	磐梯町	◎	○
27	猪苗代町	◎	○
28	会津坂下町	◎	○
29	湯川村		○
30	柳津町	◎	○

番号	市町村名	区 分	
		過疎地域 (法)	過疎・中山間 地域(条例)
31	三島町	◎	○
32	金山町	◎	○
33	昭和村	◎	○
34	会津美里町	◎	○
35	西郷村		○
36	泉崎村		
37	中島村		
38	矢吹町		
39	棚倉町		○
40	矢祭町	◎	○
41	塙町	◎	○
42	鮫川村	◎	○
43	石川町	◎	○
44	玉川村		
45	平田村	◎	○
46	浅川町		△
47	古殿町	◎	○
48	三春町		○
49	小野町	◎	○
50	広野町		○
51	楢葉町		○
52	富岡町		○
53	川内村	◎	○
54	大熊町		△
55	双葉町		△
56	浪江町	◎	○
57	葛尾村	◎	○
58	新地町		
59	飯舘村	◎	○
合計		34	52

※「過疎地域(法)」の欄は、

- ・◎は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条により、全域が過疎地域に該当する市町村
- ・▲は、同法第3条により、一部区域が過疎地域に該当する市町村
(白河市：旧表郷村・旧大信村、須賀川市：旧長沼町・旧岩瀬村、
二本松市：旧岩代町・旧東和町、伊達市：旧梁川町・旧霊山町・旧月舘町)

※「過疎・中山間地域(条例)」の欄は、福島県過疎・中山間地域振興条例の対象地域である市町村

- ・○は、全域が条例の対象地域である市町村
- ・△は、一部区域が条例の対象地域である市町村

県の地域づくりの窓口

本庁の相談窓口（連絡先）

企画調整部地域振興課	過疎中山間担当	024-521-7114
	地域振興担当	024-521-7118

各地域での相談窓口（連絡先）

県北地方振興局	地域づくり・商工労政課	024-521-2657
県中地方振興局	地域づくり・商工労政課	024-935-1323
県南地方振興局	地域づくり・商工労政課	0248-23-1546
会津地方振興局	地域づくり・商工労政課	0242-29-5292
南会津地方振興局	地域づくり・商工労政課	0241-62-5207
相双地方振興局	地域づくり・商工労政課	0244-26-1142
いわき地方振興局	復興支援・地域連携室	0246-24-6253

福島県過疎・中山間地域振興戦略

令和3年12月（令和4年3月改定）

編集・発行：福島県 企画調整部 地域振興課

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

024-521-7114（直通）

tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

本戦略は HP でもご覧いただけます。

福島県 過疎 中山間

検索



まちな商店

GS

まちむら診療所

訪問看護
ステーション